法學博士田尻稻次郎著

坤

訂正增補 財政と金融

第二十三版

東京同文館藏版

3417
37

1440

訂正增補
第廿三版

財政と金融總目錄

坤（貨幣及金融機關）

第一編　貨幣……一
第一卷　硬貨……一
第一章　硬貨の制度……一
第一節　本位……一
第一目　復本位……一
第二目　跛本位……九
第三目　本位の大小……一三
第二節　補助貨……一四
第一目　補助貨の通用制限……一四
第二目　補助貨の實價減刪の方法……一五
第三目　補助貨の方式……一七
第四目　補助貨の供給……一八
第五目　補助貨の貨面金額と物價との關係……一九
第六目　小額紙幣の引揚並に一圓補助貨……二〇
第三節　複合合法貨幣……二五
第四節　貨幣法の要素……三六
第一目　公差……三六
第二目　最輕量目……三八
第三目　輕量貨幣の引揚……四〇
第五節　造幣大試驗……四三
第二章　造幣……四三
第一節　造幣局……四三
第二節　造幣に要する專門的注意……四八

第一目　贋造、僞造、變造及模造の豫防……四八
第二目　盜刪の豫防……五一
第三目　正當なる磨損の豫防……五四
第四目　造幣費の節約……五七
第五目　他の貨幣の性分と同種の金屬を以て其量目が貨面價格に對し不相當の比例を有する貨幣を製造するの不可……五八
第六目　貨幣の大小輕重は各種毎に之を異にするを要す……五九
第三章　貨幣の取扱……六〇
第一節　金屬製封筒……六〇
第二節　貨幣計數の方法……六三
第二卷　軟貨……六五
第一章　兌換券……六五
第一節　制限屈伸法……六五
第一目　總論……六五
第二目　彼我の差違……六八
第三節　一部準備法及準備比例法……六八
第一目　一部準備法の不便……六八
第二目　準備比例法と制限屈伸法との比例……七〇
第三目　露國の兌換制度……七二
第三節　自由發行法……七三
第一目　自由發行法は實際に適せず……七三
第二目　增發より下落に至るまでの順序……七四
第四節　兌換券發行準備……七六
第一目　正貨準備……七六
第二目　證券準備……七八
第五節　紙幣發行機關の統一……七八
第一目　不統一の不便……七八
第二目　獨逸の新法……七九
第三目　內外の別……七九

第一目　總論……八一
第二目　彼我の差違……八一
第二節　一部準備法及準備比例法……八八
第一目　一部準備法の不便……八八
第二目　準備比例法と制限屈伸法との比例……九〇
第三目　露國の兌換制度……九二
第三節　自由發行法……九三
第一目　自由發行法は實際に適せず……九三
第二目　增發より下落に至るまでの順序……九四
第四節　兌換券發行準備……九六
第一目　正貨準備……九六
第二目　證券準備……九八
第五節　紙幣發行機關の統一……九八
第一目　不統一の不便……九八
第二目　獨逸の新法……九九
第三目　內外の別……九九
第六節　國際通貨運行の原則及紙幣の發行、增發及引揚……一〇九
第一目　國際通貨運行の原則……一〇九
第二目　紙幣の發行及增發……一一三
第三目　紙幣の引揚……一一五
第二章　不換紙幣……一一七
第一節　總論……一一七
第二節　增發の害……一一九
第一目　一般の弊害……一一九
第二目　增發は投機を誘發し通貨の需用を增加す……一二〇
第三目　增發は金利を增騰し有價證券の價格を減ず……一二三
第四目　增發は物價を上騰し輸入を增加す……一二四
第五目　前二目の綜合及戰後の實況……一二六
第六目　不換紙幣の下落は一般の取引を澁滯せしむ……一二七
第七目　增發は貸借の關係を紊亂す……一二九
第八目　增發は貯蓄を妨げ勞銀の實力を減ず……一三〇
第九目　增發は一定の歲入を有する者の利益を害し併せて國費の增加を來す……一三一
第十目　不換紙幣は無利子公債なりとの說は非なり……一三二
第十一目　不換紙幣は政治上に甚しき弱點を生ず……一三二
第十二目　增發は社會の不折合を來す……一三四
第十三目　不換紙幣消却に伴ふの所の困難……一三五
第十四目　不換紙幣の發行機關は中央銀行の如き活動自在の者たるを要す……一三六
第三節　不換紙幣發行の方法……一三八
第一目　發行方法研究の必要……一三八
第二目　金銀平均法……一三九
第三目　外國爲替平準法……一四〇

第四目　兩法併用の必要……一四〇
第五目　實施の手段……一四一
第四節　不換紙幣發行の方式……一四三
第二編　銀行……一四五
第一卷　商業信用……一四五
第一章　商業信用の機關……一四五
第一節　總論……一四五
第二節　中央銀行……一四六
第一目　中央銀行の職分……一四六
第二目　中央銀行は割引貸付の多きを望む可からず……一四七
第三目　中央銀行の模範としての佛蘭西銀行……一四九
第四目　獨逸帝國銀行……一五七
第三節　普通商業銀行……一六七
第二章　手形の割引及其他の取扱……一七〇
第一節　割引方策……一七〇
第一目　割引の定義幷に其機關……一七〇
第二目　割引方策の必要及其基礎……一七一
第三目　割引すべき手形の選擇及興信所の必要……一七五
第四目　中央銀行にて割引すべき手形の期限……一七九
第五目　同上手形面金額最小限……一八四
第六目　割引歩合を定むるに就ての注意……一八五
第七目　階段割引幷に參加利子及質物に依る利率の區別……一八七
第八目　恐慌に處する割引方策……一九〇
第九目　金の流出を止むる爲の割引方策……一九四
第十目　割引方策と併用すべき金の流出豫防方法……一九九
第二節　手形の取扱……二〇三
第一目　手形の振出引受等の手續……二〇三
第二目　手形割引に就ての注意幷に空手形及眞
空手形の區別……二〇五
第三目　注意雜件……二一〇
第三章　爲替及信用狀……二一一
第一節　爲替……二一一
第一目　爲替の變動……二一一
第二目　爲替の逆戻の矯正……二一五
第三目　爲替の計算法……二一七
第四目　爲替の仲立……二二〇
第五目　國際動産の効力……二二三
第六目　世界の貨幣市場及其趨勢……二二五
第二節　信用狀……二四七
第一目　信用狀の種類……二四七
第二目　署名、合言葉及受拂用紙……二四九
第三目　信用狀の依頼及發行……二五〇
第四目　信用狀の記入……二五七
第五目　人相書……二六〇
第六目　信用狀に關する規定……二六一
第七目　信用狀と爲替手形の便否……二六三
第四章　貸付並に金銀及公債證書の購入……二六四
第一節　貸付……二六四
第一目　普通貸付……二六四
第二目　保證貸……二七八
第二節　金銀及公債證書の購入……二八〇
第五章　利率……二八一
第一節　總論……二八一
第二節　中央銀行利率と市場利率との關係……二八三
第三節　有期預金及貸付利子の變更……二九三
第六章　預金及小切手……二九四
第一節　預金……二九四

第一目　預金の効用……二九四
第二目　預金に就ての注意……二九九
第三目　幾何級數率法則及貯金利子歩合と引出との關係……三〇二
第四目　有價證券の當座預……三〇八
第五目　預金保險……三〇九
第二節　小切手……三一一
第一目　透字小切手……三一一
第二目　改描其他の變造……三一三
第三目　線引小切手……三一七
第四目　保證小切手……三二一
第五目　集合小切手及計算用の振出……三二三
第六目　小切手取扱の慣行及新案……三二三
第七目　過振の濫用……三二五
第八目　小切手の節用……三二七
第九目　小切手課稅及爲替訴訟……三二八
第七章　資本及營業準備……三三〇
第一節　資本……三三〇
第一目　資本を過大にするの不利……三三〇
第二目　資本と債券との關係……三三一
第三目　公稱資本と拂込資本との關係……三三二
第二節　營業準備……三三五
第一目　準備の種類……三三五
第二目　準備金高の多寡……三三六
第三目　法定準備を設定するの不可……三三八
第八章　支店組織及機關銀行並に銀行の破綻……三四〇
第一節　本支店の關係……三四一
第一目　支店組織の發達……三四一
第二目　支店の監督……三四八
第三目　米國に於ける較近の風潮……三五〇
第四目　責任代理店……三五三
第二節　機關銀行……三五五

第一目　機關銀行に就ての注意……三五五
第二目　極端なる濫用……三五六
第三節　銀行の破綻……三五九
第一目　外國に於ける破綻の實況……三五九
第二目　我國の近況及株主の不心得……三六九
第三目　銀行員の法規に疎きの弊……三七〇
第九章　交互計算……三七二
第一節　普通交換及英米に於ける交換同盟銀行の比較……三七二
第一目　諸文明國に於ける交換の實況……三七二
第二目　倫敦及紐育に於ける交換同盟銀行の比較……三七五
第二節　物産及證券交換……三七七
第一目　物産交換……三七七
第二目　有價證券交換……四〇二
第三目　小札交換……四〇三
第三節　鐵道交換及商賈間の貸借決算……四〇五
第一目　鐵道交換……四〇五
第二目　商賈の貸借決算……四〇八
第四節　地方交換内國及國際交換……四〇九
第一目　地方交換……四〇九
第二目　内國交換……四一四
第三目　國際交換……四一八
第十章　定期取引……四一九
第一節　定期取引の發達及其賣買取引の方法……四一九
第一目　發達の順序及目的……四一九
第二目　取引所に對する攻撃……四一〇
第三目　一般取引との差違及取引の方法……四一〇
第二節　定期取引の効用……四一三
第一目　總論……四一三

第二目　竇放及買埋……四一三
第三目　倫敦に於ける特別の事情……四一四
第三節　定期取引と投機との關係……四一六
第一目　定期取引の素質……四一六
第二目　投機取引の形跡……四一六
第三目　寬恕及豫約の方法……四一八
第四目　利用及濫用……四一九
第四節　差額取引……四二一
第十一章　市場に於ける投資者の意向……四二三
第一節　總論……四二三
第二節　意向と實利との關係……四二四
第三節　豫期の勢力……四二六
第四節　投機と資力との關係……四二九
第十二章　恐慌……四三〇
第一節　恐慌の豫防及之に對する處置……四三
第一目　豫防……四三
第二目　恐慌に處する大體の方法……四三四
第二節　英國の恐慌……四三六
第一目　西暦千八百十年の恐慌……四三六
第二目　西暦千八百二十五年の恐慌……四三七
第三目　西暦千八百三十七年及九年の恐慌……四三八
第四目　西暦千八百四十七年の恐慌……四三九
第五目　西暦千八百五十七年の恐慌……四三九
第六目　西暦千八百六十六年の恐慌……四四〇
第七目　西暦千八百六十六年以來の景況……四四一
第三節　獨逸に於ける近年の恐慌……四四三
第一目　日獨兩國經濟事情似の類點……四四三
第二目　恐慌の原因……四四三
第三目　株式相場と工業との關係……四四五
第四目　生産超過……四四七
第五目　恐慌の結果……四四九

第六目　銀行の不注意……四五一
第七目　農業の被りたる影響……四五五
第八目　結論……四五九
第四節　露國に於ける近年の恐慌……四七三
第一目　總論……四七三
第二目　航海鐵道及製造事業等の保護奬勵……四七五
第三目　保護政策幷に外資輸入……四八一
第四目　投機の發生及大破綻……四八三
第五目　善後策の困難……四八六
第六目　恐慌後の情況……四八九
第五節　西暦一千九百七年の合衆國の恐慌……四九一
第一目　恐慌の原因……四九一
第二目　恐慌の發生……四九八
第三目　救濟最後の手段……五〇三
第四目　恐慌の結果……五〇七

第二卷　農工信用、信託事業幷に貯蓄事業

第一章　農工信用と商業信用との區別……五三三
第一節　長期信用及年賦償還幷に資金の解放……五三三
第一目　長期信用及年賦償還……五三三
第二目　資金の解放……五三五
第二節　農業信用……五三六
第一目　農業信用機關の關係……五三六
第二目　下級機關の必要……五三八
第三目　農業倉庫の設置……五四〇
第四目　地券制度の恢復……五四八
第三節　工業信用……五六三
第一目　工業信用の神髓……五六三
第二目　勸業債券と興業債券との區別……五六三

第三目　保證引受事業……五六四
第二章　信託事業……五七一
第一節　信託會社の効用及業務……五七一
第一目　効用……五七一
第二目　業務……五七三
第三目　信託會社の發達及制法の比較……五七四
第四目　銀行と信託會社との區別……五八三
第二節　獨逸に於ける信託事業……五八四
第三節　我國に於ける信託事業の現狀……五八九
第三章　貯蓄事業……五九〇
第一節　貯蓄銀行……五九〇
第一目　總論……五九〇
第二目　濫觴沿革……五九一
第三目　貯蓄銀行の業務……五九五
第四目　プラーグに於ける獨逸銀行の中央銀行……六一六

第二節　墺國郵便貯蓄金庫……六二〇
第一目　總論……六二〇
第二目　小切手及交換業務……六二四
第三目　郵便貯蓄金庫の國家經濟的行爲……六三〇
第四目　郵便貯蓄金庫の財政上の成績……六四三
第三節　英國貯蓄機關……六四八
第三卷　銀行の管理……六五二
第一章　經營及處理……六五三
第一節　經營の概要……六五三
第一目　役員へ融通の制限……六五三
第二目　資金放下の制限……六五四
第三目　報告を明確にする事……六五五
第四目　資金の固定其他不當行爲……六五六
第五目　共同經營の擴張……六五八
第二節　處理の概要……六五九
第一目　職員の兼掌……六五九
第二目　役員の勤務替……六六二
第三目　爲替通帳及小切手帳の交付……六六三
第四目　競爭の要點……六六四
第二章　銀行の監督……六六六
第一節　總論……六六六
第二節　監督に就ての輿論……六六七
第一目　監督を必要とする論……六六七
第二目　前目に對する駁論……六六八
第三目　獨逸銀行の不成績及其他の實例……六七一
第四目　英國銀行健全なる發達……六八三
第三節　特別事業に對する特別監督の必要……六八四
第一目　銀行事業は其素質上特別監督を要す……六八四
第二目　近年の實例……六八六
第三目　監督に付き寬嚴兩說の……六八九
第四目　檢査……六九一
第五目　株主の不注意……七〇二
第三章　結論……七〇六

坤　附錄

甲種

第一號の一　歐洲諸國に於ける利率と正貨の增減との關係……七〇九
第一號の二　英米の詳況……七二四
第二號　東京興信所規則……七九六
第三號　有價證券當座保護預規定……八〇一
第四號　トレンス法の內容……八一一
第五號　信託會社の立法の比較……八二七

左右両頁露光量調整、重複撮影

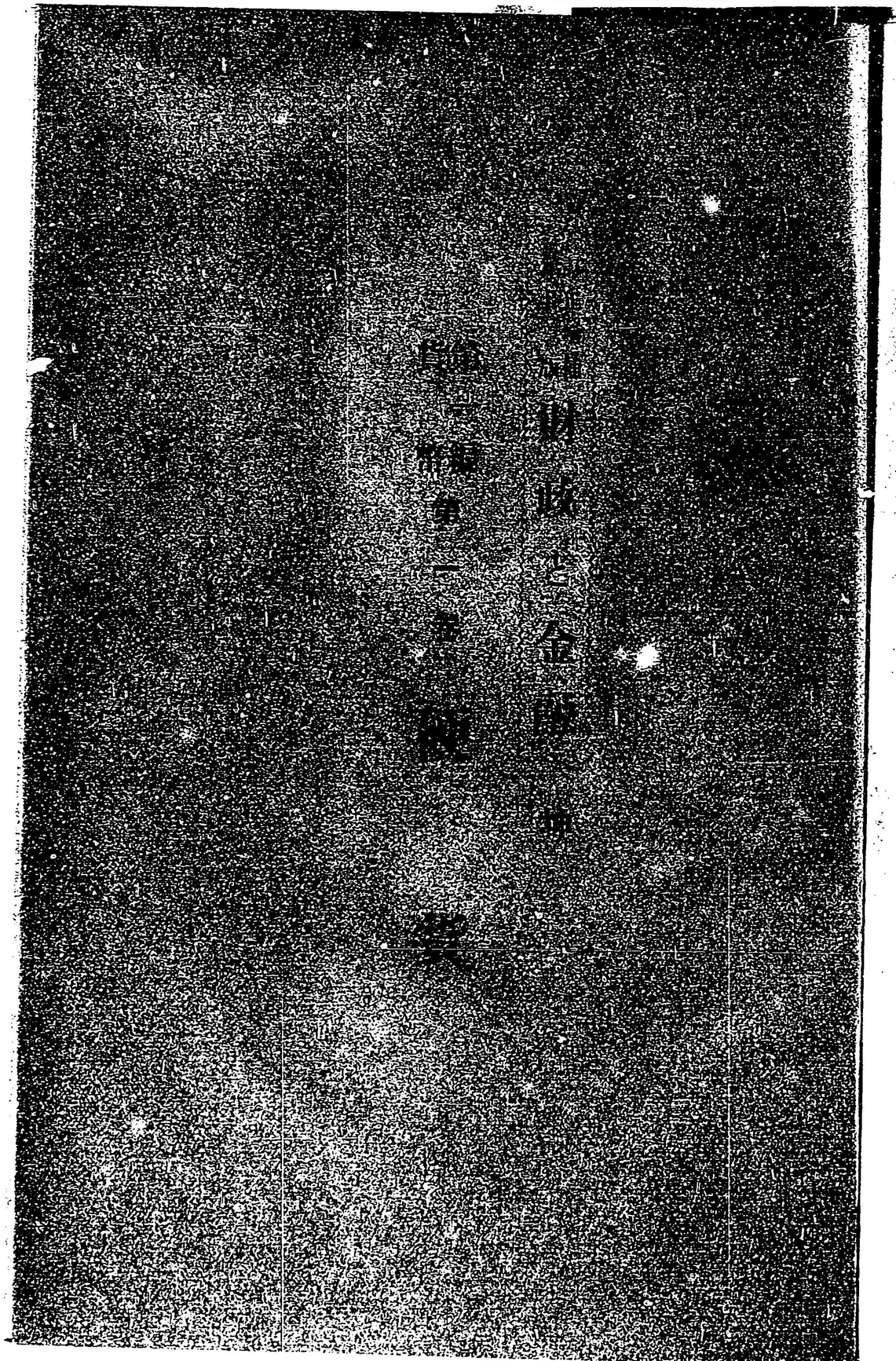

財政と金融 坤 總目錄 終

乙種

第一號 坤第一編第二卷第一章第四節金銀有高表の追加……八一

第二號 最近三箇年ニ於ケル獨逸中央銀行の損益勘定……八三

第三號 第二編第一巻第五三號第二節利率表追加……八四

左右両頁露光量調整、重複撮影

乙種
第一號　坤第一編第二卷第一章第四節金銀有高表の追加……八八一
第二號　最近三箇年ニ於ケル獨逸中央銀行の損益勘定……八八二
第三號　第二編第一卷第五三號第二節利率表追加……八八四

財政と金融 坤 總目錄 終

訂正増補第廿三版

財政と金融 坤

第一編 貨幣 第一卷 硬貨

改版

訂正增補
第廿三版

財政と金融

（貨幣及金融機關）

坤

法學博士　田尻稻次郎著

第一編　貨幣

第一卷　硬貨

第一章　硬貨の制度

第一節　本位

第一目　復本位

一　復本位の誤謬

硬貨の制度は重量貨幣に始まり、單獨合法貨幣、復本位等種々の發達を經、終に複合合法貨幣法を見るに至れり而して世貨幣の事を論ずるの書に乏からず是等の事は其論ずる所と爲り夙に世人の熟知する所なるを以て今之を詳論するを要せ

ず、只其梗概を述ぶるを以て足れりとす、夫れ重量貨幣は太古の制に屬し別に說明の必要を見ず、而して復本位以下の如きは固より論ずるに足らざるなり。元來復本位は一箇以上の本位の成立を認め其根底に於て誤謬あり焉ぞ堂に登るを得ん世に兩本位の名を以て知らるゝ者は即ち其一種なり、抑々標準は事物の誤を正し若くば爭を判するの用に供する者にして固より單一ならざるを得ず、若し夫れ標準にして大小、長短輕重の別あらん乎億兆其歸著する所を知るを得ず、天下の事物何に依て乎收拾するを得ん。貨幣の本位は即ち價格の標準にして其單一ならざるを得ざる哉論を竢たず、事を好むの士は兩金屬主義を辯護せんが爲め補償作用の名義の下に頗る巧妙なる論を試むると雖も國の利害を顧るに遑あらず抑々亦窮せりと云つべし

補償作用

二　グレシャム氏法則との關係

今之を史乘に徵するに我國開港當時の實況、佛國數回の經驗、米國の西曆千八百三十年代の貨幣制度の改正、變更等例證點々として指呼の間にあり復た何をか疑はん。抑々兩本位制を採るの結果は徒らに高價品を廉賣し、低下品を高賣するに過ぎずして多大の損失を蒙むるに終る耳焉ぞ其愚を敢てせん哉事固より一兒戲に屬し名は兩本位なりと雖も其實あるに非ず、事實は交代本位（英語の「オートルネート、スタンダルト」）にして法律上本位として選ばれたる兩金屬中の低價なる者が實際の本位となりて流通し、其高價なる者は去て跡を市場に絕つは猶ほ小人跳梁して君子隱るゝが如く彼の有名なるグレシャム法則茲に其效力を顯はし兩本位國は常に高價品を廉價に賣り出し廉價品を高價に買ひ込み金銀價格に變動ある毎に大損失を被るは數の免れざる所なり、古今貨幣の事を論ずる者にして未だ曾てグレシャム氏法則の眞理を疑ふ者なし、然るに議論一たび兩本位に及んでは忽ち之を忘る豈に奇ならず哉。今日兩本位に就て議論未だ全く其餘焰を收めず時に再燃の勢なきに非ざるも實際に於ては諸國既に其不利を察し復た之を用ふる者なし、彼の兩本位制を以て最も有名なる羅甸同盟と雖も實驗上其不利に懲り、銀貨は之を補助貨の地位に落し本位銀貨の製造を停止し、法律は其儘之を存し事實上金本位を採用せり。是れ難きを避けて易きに就き、名を捨て實を採るものにして實に老練の施設と云ふを得べく而して兩本位の行ふ可らざるを證するに餘りあり、理事之を合すれば雙つながら美なり之を離るれば兩ながら傷けらる雙修以て圓妙を彰はす察せずんばある可らざるなり

三近年に是ける世界の金銀産出高及比價の變動

又金銀産出高及比價の變動より之を見るに兩本位の保ち難きは多辯を要せず其材料は世間之を得るに難からざるを以て之を省略し最近五六年の實況を擧れば左の如し

第一表

西暦年次	金		銀	
	産出高（純分）	價格	産出高（純分）	價格
千九百一年	一二、八九四、八五六〔オンス〕	五四、七七四、七六九〔弗〕	一七三、〇一一、二八三〔オンス〕	一九、五九八、九三四〔弗〕
二年	一四、四三七、六六九	六一、三二八、三三〇	一六二、七六三、四八三	一六、三一八、七三一
三年	一五、七七八、〇一五	六七、〇二一、八五六	一六七、六八九、一九二	一七、二九二、九四四
四年	一六、七三九、四四八	七一、一〇五、八二七	一六四、三三六、四〇八	一八、〇五九、八八六
五年	一八、二九〇、六七八	七七、六九四、七七〇	一五七、三三九、九六二	一八、二三三、四〇七
六年	一九、三七〇、六五八	八二、二八二、六四一	一六五、七五四、八四三	二一、三二三、六七〇
七年	一九、九五〇、六二三	八四、七四六、二五六	一八五、〇一四、六二三	二三、二七一、六二二
八年	二一、〇三七、八一八	八九、三六四、四四三	二〇三、〇〇〇、〇〇〇	二〇、七〇四、六一二
九年	二二、〇五七、三八四	九三、六九五、三五六	二一一、二一五、六三三	二〇、八四六、五四三
十年	二二、〇二三、四〇二	九三、五五一、〇〇八	二二二、八七九、三六二	二二、九二六、三九三
十一年	二二、六一八、六九六	九六、〇七九、六九七	二二三、七九六、一一七	二二、九三三、二七四

而して近年の倫敦銀相場の最低は西暦千九百二年十一月の二十一片十六分の十一（九百二十五位の一「オンス」にして同一千九百六年の如きは最高三三片一三最低二九片平均三〇片六三の高價を呈はし、越て七年中は概ね高含にて三十二片十六分の十五を以て始まり九月に至り三十一片に下り其より大手筋の需要減少の爲め漸次向下し二十四片十六分の三を以て年を終れり而して西暦千九百八年は二十七片より二十二片の間を上下し同千九百十年の最高は十月の二六片三三にして最低は三月の二三片一九なり而して同千九百十一年の最高は十一月の二十六片八分の一最低は七月の二十三片十六分の十五なり

四　本位の選擇

本位の選擇に付ては最深最厚の注意を要す、若し夫れ金本位及銀本位の得失の

孤立本位

如きは世上既に定論あり復た之を論ずるを要せず、而して孤立本位の如きは固より大に戒めざる可らざるなり、即ち四隣の強大なる取引國は金本位を用るに其間に介在する或一國が孤立して銀本位を保存し又は取引國は皆銀國なるに一國のみ孤立して金本位を用ふるが如きは其貿易雄大にして力能く四隣を壓するに足る者に非ざれば甚だ不可なり、英國が曾て四隣諸國の銀本位若くは兩本位なるに拘はらず獨り率先して金本位を採用せしが如きは外觀孤立本位の形狀なきに非ずと雖も英國は當時殆ど四海の貿易を壟斷せしを以て能く其成効を見るを得たり、是れ固より他國の企て及ぶ所に非ず、貨幣の本位は成べく比隣の取引國と同樣なる者を選ばざれば市場を共通すること能はず周圍の情況と相容れずして不便勘からず

抑々貨幣の價格の標準交換の媒助たり、共通を便とし隔絶を不便とするは論を竢たず、豈に人爲を以て便を捨て不便を選ばん哉、孤立本位の不可なる知るべき耳時に人文發達の程度貴金屬產出の關係等一國獨特の情況ありて其利用を便とする場合なしとせざるも普通の場合に於ては一般經濟事項は之を比隣の實況に鑑み、時勢に照應し勞少くして効多き方法を選み以て國を富まし民を利するの道を

我國の貨幣制度の改正

講ぜざる可らず、明治三十年我國が金本位を採用したるが如きは外形に於ては孤立本位の觀なきに非ざるべしと雖も我外國貿易の取引先は重に金貨國にして又近年大に棉花の關係を生ぜし印度も既に金本位を採用したるを以て實際に於ては孤立本位を採用せしものに非ざるなり、而して之が爲め從前爲替の變動より生ぜし所の不便は之を避くるを得たり、又世運の大勢如何を見るに當時ニカラグワ運河開鑿の事は既に世評に登り、サイベリヤ鐵道の開通は比隣の情況をして益々我國をして世界的行動を爲すに便ならしむるものあり、加ふるに本位の變更は巨大の費用を要す、情迫り勢極まるに當り强て之を決行せんと欲せば勢ひ不利なる公債を起し累を後世に遺すを免れ得ず故に時勢の變遷に鑑み風雲に乘じ事情緩裕なる時を選みて之を決行するは文國家の長計を誤らざるものと云つべし、實に我國は別に費用を要せず、償金回收と相待つて之を決行し、世界の大勢を迎へ利害關係の最大なる國家の一問題を圓滿に解決したるは國家の幸福と云はざるを得ず、當時彼の所謂銀黨中多少の議論なきを免れざりしと雖も大鵬翅を展れは十洲を蓋ふ雛邊の雀燕空しく啾々すること何んぞそれぞ夫れ防げんや

對貨に就き清國の特色

今哉我國既に金貨本位を採用し歐米向きの貿易は爲替の變動より生ずる不便を避け時に不測の利益を獲得し時に不測の損失を蒙むるが如き變動を見るなく平穩に貿易に從事することを得るに至り隨て其發達に多大の利益を得たりと雖も一得一失は天下の常にして銀貨國との關係は從前の如く圓滿なる能はず即ち從前は銀貨廉なれば我國の輸出を促し、高きに向へば之を阻滯するの勢ありしと雖も今や銀價廉なれば清國の輸出を促し高きに向へば絹絲の如き清國との競爭品の仕入を我國に求むるは理勢の然らしむる所にして亦往々市場の事實に顯出す、斯の如きの變動は大に留意すべきものにして輕々に看過すべきに非ざるなり、而して清國領土の廣大なる其銀相場も亦一種異樣なるものあり、抑々銀國に於ては其輸出期に方り銀價低廉なるべきは普通の理なるべしと雖も清國領土の廣大にして部局の利害相違なる未だ必しも然りと云ふを得ず時に或は輸出物仕入れの爲め開港場より內地生產地へ銀の仕送を要し、輸出期に於て銀價却て高きことなしとせず(臺灣銀行紙幣流通の普からざる今日に於ては臺灣に於ても司樣の現象を見る)斯の如く清國の銀價は獨特の事情あり、加之倫敦紐育等の相場を以てし事情錯綜殆ど其解決に苦しむ場合なしとせず、方今銀價の變動は清國貿易上絹絲及製茶の如き競爭品に關しては我國の大に留意すべき事實の一たり

第二目　跛本位

茲に又兩本位の變體にして跛本位と號くる者あり、其最も著名なるものは西曆千八百九十三年東印度に於て採用せられたる制度なりとす、蓋し該制度の目的は金銀の時價如何に拘はらず一「ルーピー」の價格を十六片と定め銀本位貨(一「ルーピー」の重量は純分百六十五「グレイン」參和銅十五「グレイン」なり)の製造を政府の獨占と爲し其供給を左右し以て法定價格を維持せんと欲するにあり、斯の如きは固より人爲を以て自然を制せんと欲するものにして事財政の救治より生じ事情の酌量すべきものなしと雖も一般經濟上決して圓滿の結果を見る能はざるは多辯を要せず而して當時印度內外貿易に異常の狀態を呈せしは尙ほ世人の記憶に新たなり。晩近銀價騰貴等の爲め纔かに人爲の比價を保つと雖も抑も跛本位(獨逸も「タ」レル」銀貨を無限に使用し跛本位たるを免れざれしも新たに之を製造せず舊銀貨を用ひしのみなれば印度と其趣を異にす)而して四十三年一月より實施せられたる中央銀行更新法を以て事實上之を廢止せり)たる其根底に以て無理の原素を含むを以て一弊去て一弊來り其止まる所を知らざるの觀あり、而して印度貨幣局

に於て貿易の繁閑に應じ通貨の供給を調和するは固より容易の業に非ず。元來印度に於ては十二月より翌年三月までを金融繁忙の時季とし其時に當り國民新たに貨幣を得んと欲せは先づ金を貨幣局に致し之に對して紙幣を受取り之を以て銀貨と交換せざるを得ず、其盛時に際しては銀貨六千萬「ルーピー」を要し然らざるときは銀は却て貨幣局に向て逆流し凡そ四千萬「ルーピー」の準備を以て足れりとす(三十六年の實況)其繁閑に應ずるが爲め注意を要する斯の如く、國民の通貨を得るが爲め要する所手數斯の如し、之を本位貨自由鑄造の國に於ける自然の屈伸と比して其便否固より同年の論に非ざるなり。夫れ理は情を絶し情は事に從ふ眞妄永く殊なり豈に已を得ん哉、然りと雖も是れ財政上已を得ざるに出るものにして所謂龐縁に從ひ違用するに過ぎず、折々龐細用異なりと雖も時勢の然らしむる所又之を順用と云つべき乎印度の事情眞に察すべきものあり

今現行貨幣法施行前後の實況を見るに西曆千八百七十六年は貨幣流通高十一億五千萬「ルーピー」にして一「ルーピー」は十四片半を價し同千八百九十六年は通貨缺乏し準備金より銀にて二千萬「ルーピー」を支出せざるを得ざるの實況なりしに一「ルーピー」は尚ほ十四片半を上らず。翌年は少しく增加して十五片四分の一と成り同千八百九十八年に至り甫めて十六片に達せり、而して西曆千八百九十六年乃至九十九年間に倫敦に在る金を準備として二百五十萬「ルーピー」の金札の發行を試み成績好良なりしを以て爾後ツランスウァールの金產額豐富なるが爲め金の得易きに乘じ必要に應じ二千八百萬「ルーピー」の金札を發行せり、此間銀準備も漸次增加し國庫に一億五千萬「ルーピー」を積む事を得たり。然るに西曆千九百年及一年に於て收穫の爲め通貨の缺乏を告げ一億七千萬「ルーピー」の銀貨を製造し纔かに逼迫を救ふを得たり、翌年度は幸に平穩無事にして發行高一億千二百五十萬「ルーピー」に止まり、西曆千九百三年度は一億六千萬「ルーピー」を要し其翌年は一億一千萬に減じ而して西曆千九百六年には一億九千五百萬「ルーピー」の巨額を要せり、各年度に亘り需用の增減する斯の如し人爲を以て之が調和を圖る亦難ひ哉廉價の金屬に高價の法定價格を附するは鑄造の因たるや論を竢たず、是れ亦一不便を添ふるものと云はざるを得ず。今試みに西曆千八百九十三年より近年に至るまでの「ルーピー」銀貨鑄造發見の實況を見るに左の如し、眞理の存する所皎々として光りを日月と爭ふ豈に誣ゆ可けん哉

「ルーピー」銀貨の鑄造

第二表

造幣價格と市價との差

西曆年次	一「ルーピー」	半「ルーピー」	四分ノ一「ルーピー」	八分ノ一「ルーピー」	銀　價（一「オンス」九百廿五位）
一八九三	八、三二〇圓	三五七圓	三三一圓	二四三圓	三六、六弗
一八九四	一、〇一一二	四三六	四三八	一四八	二八、九弗
一八九五	一〇、七五九	三五五	三八二	一八五	二九、八弗
一八九六	一一、四三一	四一〇	三六八	二九二	三〇、七弗
一八九七	一五、三四三	五七八	五四八	二七〇	二六、五弗
一八九八	二三、九六六	一、〇五六	一、五四七	一、五二九	二六、九弗
一八九九	二七、二四〇	九六五	一、二七三	一、四〇二	二七、四弗
一九〇〇	三〇、一九九	一、六九二	一、七八〇	二、〇九七	二八、二五
一九〇一	四三、一九三	二、一五四	二、三四五	一、九二八	二七、一弗

而して西曆千九百三年の調査に依るにキャルキャタ造幣局の發見に係る贋造貨は十萬箇に付き十六、五九アラバットに於ては十五、一五、ラホールに於ては十六、ボムベイに於ては十四、八七、マヅラスに於ては二十六、三二の割合にして尙ほ此調査は大に之を進むるの議あり。抑々「ルーピー」貨の正量は九百十六位の銀百八十「グレイン」にして其純分は百六十五「グレイン」なり、今一「オンス」の本位銀の純分に四百四十四「グレイン」なるを以て之を以て「ルーピー」貨を製造するときは二「ルーピー」六九〇九を得べし而して一銀「ルーピー」の法定價格は十六片なるを以て右二「ルーピー」餘の片數は四十三片〇五四四なりとす、故に今本位銀一「オンス」の市價二十七片なるときは一「オンス」に付き造幣利益十六片〇五四四を生じ、二十五片なるときは十八片〇五四四を生ず贋造の頻繁なる固より怪むに足らざるなり。由是觀之近時贋造貨の發見大に增加し銀の下落と共に其度を進むるものゝ如し印度當局者は其原因を調査の精密に歸すと雖も跋本位の弱點は下落金屬貨の贋造を促すは疑を容れず殊に東印度の如き國に於ては勢ひ警察力の普及を望む能はず而して其大家貴族の後室、後宮には一種の慣習ありて秘密行はれ易く贋造小貨の增加は（殊に注意もの）前記の實況或は弱點の發展を示すものに非ざるなきを得ん哉、此弊にして增張せば有名なる東印度跋本位の維持亦甚しき困難に陷るなきを保せざるなり、抑々遁辭は其窮まる所あり、無理の窮策亦何ぞ其窮まる所なきを得んや、鑑みずんばある可らざるなり

國債の利酌を要す

又西曆千九百四年より五年に亘り新たに銀貨の發行を要せし高一億三千九百四十九萬千四百八「ルーピー」其他土人政府に供給せしもの百二十一萬五千六百八

銀價供給の困難

十二「ルーピー」合計一億四千有餘萬「ルーピー」の巨額に達せり、而して西曆千九百五年に於ける貨幣の需用は棉花、五穀其他の農產物輸出の爲め例年より六七週間早目に始まり一年の初週の終に於て其極度に達し非常の缺乏を感ぜり、是に於て一月には銀貨準備七千萬乃至七千五百萬「ルーピー」に減ぜり、政府は此危急を救はんが爲め大に銀貨の製造を努め二月の末に於て準備を一億七十五萬「ルーピー」に增加せり、當時機敏の働は眞に賞讃すべきものあるも跛本位の運用亦骨折の極はみなり。越へて西曆千九百六年に至り銀貨の需要益々甚しく前年の製造高約一億六千萬「ルーピー」に對し約二億の巨額に達せり、而して近年製造最小額は西曆千九百二年の約一億一千三百萬「ルーピー」にして最高は同七年の約二億六七千萬「ルーピー」なりとす年額の變化亦大なりと云つべし、而して西曆千九百五年度(當年の四月より翌年の三月まで)の製造高は一億六千百三十八萬餘「ルーピー」同六年度は約二億五十二萬「ルーピー」同七年度は約二億六千九十萬「ルーピー」同八年度は約一億八千五百六十萬「ルーピー」同九年度は約四千四百萬「ルーピー」に止まり年々の製造高にも著しき差違あり而して銀の輸入高も必ずしも造幣高に伴はず即ち左の如し

第三表

西曆	一七六、九六一、九六九「ルーピー」
一九〇五年	一六九、〇二〇、四一一
同 一九〇六年	二六〇、四六四、二九五
同 一九〇七年	二一五、三一八、五七〇
同 一九〇八年	一四三、三九九、三六七
同 一九〇九年	

而して西曆千九百十年の銀の輸入高は一二四、九二四、五一六「ルーピー」にして銀貨の製造高は三七、二〇四、八六二「ルーピー」に止まり、同千九百十一年四月乃至十二月の輸納額は約八千七百萬「ルーピー」にして製造高は約四千五百萬「ルーピー」なり

跛本位維持の困難なる斯の如く印度政府は時に依り正反對の方策を採らざるを得ず即ち或時は「ルーピー」銀貨の缺乏(主として印度への支拂の爲め)或時は其過剩(主として印度への支拂少き爲め)を豫防する必要あり又外國支拂の爲めには金を得るの方策を運さゞるを得ざるなり。西曆千九百四五年及び同五六年に亘たりては印度へ支拂の爲め「ルーピー」貨の需用多大なるの徵ありしに由り印度政府は迅速に巨額の需用を充すの必要あるを慮り金本位準備の名を以て積立てある造幣益金(「ルーピー」銀貨製造に由り銀の市場價格と造幣價格との間の差違)を以て六

「クロール」(「クローネ」)は一千萬「ルーピー」(「ルピー」)銀貨を製造し殘餘の準備は之を磅證券にて保有し外國支拂の充當すべき豫備を爲せり。元來印度の外國支拂は主として政府の爲す所に係り金の需用を豫知するは政府最も好地位に居る者なり、且つ印度は輸出超過國なるを以て跛本位維持方策の實施には他國になき所の便宜を得たる者と云ふを得べし即ち印度に金の供給乏しと雖も輸出超過あるときは政府手形(カオンシルビル)を英國にて發行し金貨を得て之を外國支拂に當て徐ろに之が償還の方法を講じ以て金の流出を防ぐを得るなり。然れども多額の發行は他日に困難を讓るの結果を生ずるを以て成る丈は之を避け紙幣準備及金本位準備の兩基金より必要の高を支出し又は爲替歩合を高めて金の流出を防ぎ又之が吸收策を講ずるは他國に違ふ所なし、然れども歩合高きに失するときは商賈の爲め不便を生じ又多巨の基金支出は幣制の基礎を危ふするの虞あるを以て時に政府手形の發行を敢てせるを得ざるは數の免れ能ざる所なり。前記紙幣準備は金及「ルーピー」部より成立し全部は倫敦に於て保有せられ印度藏相が必要に應じ其幾分を國庫の現金部へ移すときは印度に於ては其と同額を國庫より支出し紙幣準備の「ルーピー」部へ之を移し以て準備を補

充す、而して在倫敦紙幣準備中金の有高減少するときは金貨本位準備中の磅證券を賣却し之を補足し之と同時に印度にて「ルーピー」貨を國庫より支出し之を金貨本位準備へ拂込み以て準備を充足す、是れ一方には準備補充の策にして又一方に於ては「ルーピー」貨吸集の策ともなるなり。印度政府が內外相應じ金銀の需給を調和し跛本位を維持するの方策凡そ斯の如し又以て努めたりと云つべきなり

〔附言〕磅と「ルーピー」の割合は一と十六なりと雖も印度政府は此割合にて無限に金を支出するの義務を負擔せず、倫敦爲替には所謂最大週額(ウキーケリー、マキシマム)なる者ありて其額を制限し爲替歩合は普通一志三片二十九乃至三十二(現送點なり)なり、昨年三月以來キャルキャタ、ボムベイ等にては此割合を保持せり(九月比まで)

印度跛本位の組織は概ね前陳の如く物其の物の性質として自然の調和を缺き一大困難物たるを免れず、其目的は銀價下落より來る財政上の困難を避るにありて經濟上の不利を顧るに遑あらざるは印度政府自身も認る所にして西曆千八百九十三年大議論大躊躇後終に採用せられたるものなり。果せる哉當初は經濟上に非常の動搖を來し大に物品の輸出を減じ銀價は却つて下落し採用の前々年まで

は一「ルーピー」一志四片七三三を保ちしに新制度實施を見込み銀の輸入を增加すると同時に死藏の銀塊一時に市場に出て前年に於て既に一志二片九八四に下落し當年一志二片五四六と成り翌年に至りては更に下落して一志一片一〇〇と成れり。銀の輸入も採用前は自然に從ふ所の個人輸入其大部分を占め政府輸入は皆無の事多く稀れに微々たる高を見るに止まりしと雖も採用以後は全く其情況を變じ幣制維持上の必要より生ずる人爲の政府輸入大に增加し最近二ヶ年度即ち西曆千九百六年度及同七年度の實況に就て之を見るに前者に於ては政府輸入千百五十四萬四千百五十磅、人民輸入五百八十二萬百三十六磅、後者に於ては政府輸入六百廿九萬七千三百五十四磅、人民輸入八百四萬九千三百磅にして近年の實況概ね斯の如く進退增減毫も一定せず全く時の必要に依り政府其輸入を鹽梅するものにして其苦心の一端を窺ふに難からず。而して銀貨の製造高亦年に多大の增減ありて必らずしも銀の輸入と符合せず即ち前記兩年度に於ける製造高は「ルーピー」貨及補助貨前者に於て二億五千三百七十萬三千二百八十三「ルーピー」、後者に於て一億七千三百七萬百四十六「ルーピー」なりとす、其過不足は倫敦に於て國庫手形賣却の增減斟酌を以て之を調和せざるを得ず即ち前記兩年度に於ける賣却高は前者に於ては三千三百四十三萬二千百九十六磅、後者に於ては三千百七十萬七千六百六十一磅なり、年に著しき增減あるは當局繰縱の精巧を示すものと云ふを得べきも其間の苦心察するに餘りあり、一朝需給の調和を過るときは其害實に測知す可らざるものあり、豈に寒心の至りならず哉。抑々印度は輸出超過國なるを以て諸般の事情能く之を爲すを許すも是れ能く他國の企て及ぶ所に非ざるなり、夫れ然りと雖も年柄に依り困難に陷ることなしとせず其第一回は西曆千八百九十三年の秋にして新制採用の當初に於て非常の打擊を被むり世人をして其成功を危ましむるに至れり。即ち當年に前記の如く輸出減少し爲替は一月以來一志二片三七五となり多額の國庫手形を賣却することと能はず、下半期に於て、僅かに八百六十萬「ルーピー」を賣却し得るに止まり不足は印度英貨手形を賣却して之に充當分するの已を得ざるに至れり。第二回は西曆千八百九十七年にして爲替率一志二片四五一乃至一志三片三五四にして國庫手形を賣ること能はず十五週間引續き賣却は全く中止せられ饑饉及邊境不穩の爲め財政大に逼迫を告げ國庫手形の支拂に應ずる能はず、秋期に於て一週間內に印度宛手形に九十萬「ルーピー」の超過を見平常は外國有價證券を購入するを通例とするに當時は印度宛手形一千萬「ルーピー」

を一志四片にて買上げざるを得ざる事情となり經濟事情全く轉倒せり。第三圖は西曆千九百七年秋期以降にして記憶尚ほ新たなり、當年は秋霖（モンスーン）少く輸出減少し輸入增加し一時は輸入の超過を見るに至れり加ふるに爲替の不利なるに際し米國の恐慌起り四海の市場より該國へ金を吸集すること甚だ多く印度に於て終に金貨本位準備金より多額を拂出さるゝを得ざる窮狀を呈し西曆千九百六年度には四百一萬四千四百二十五磅に達せし同準備金が減じて同七年度には百十二萬七千磅と成るに至り而して西曆千九百七年に於ては八月二十七日まては八百六十萬四千九百八十磅の國庫手形を發行し得しに同八年八月二十五日までには僅かに六十八萬千九百九十六磅を發行し得しに止まれり、其增減の多大なる驚くに堪へたり、今便宜の爲め西曆千九百八年四月以降に於ける金貨本位準備金內容の變化を示せば左の如し

第四表

	四月一日の越高	八月末日實況
一金證券へ放資高	一四、〇一九、六七六磅	六、七八五、三六一磅
一印度に於ける金在高	三三二、〇〇〇	なし
一同上銀	四、〇〇〇、〇〇〇	一一、四九九、〇八八
一國庫所有高	なし	一六三、四三七

以て其變更の且つ大なるを見るべくして其間當局の苦心鮮少に非ざる哉察するに餘りあり又西曆千九百九年八月三十一日の準備在高は左の如し

第五表

印度に於ける準備金	
銀貨	三七三、七七八、〇二〇ルーピー
金貨及金塊	二八九、一六九
銀塊	七八六、九七〇
英貨公債	九九、九九九、九四六
英國に於ける準備金	
金銀及金塊	二二、五〇〇、〇〇〇
英貨公債	二〇、〇〇〇、〇〇〇
準備金合計	五一七、三五四、一〇五

又西曆千九百十年一月末に於て印度政府が倫敦に於て有せし通貨準備は百五

十萬磅にして在印度の金準備は五百二十五萬磅に達せり而して今後は造幣益金（銀「ルーピー」製造より生ずる利益）の全部は之を金の購買に使用し金準備の高を二千五磅磅に達せしむべしとの說あり。

第三目　本位の大小

次に論ずべきは本位金額の大小是なり、元來本位金額の大小は國に依りて大に差違あり即ち英の磅（一磅は九百十六位にして正量七「グラム」九八八〇五、純分七「グラム」三二二三八、）佛の法（九百位にして十法の正量三「グラム」一二五八、純分二「グラム」九〇三二二、）獨の馬（九百位にして十馬の正量三「グラム」九八二四七、純分三「グラム」五八四二三、）米の弗（九百位にして十弗の正量八「グラム」三五九〇九、純分七「グラム」五二三二、）其他日本の圓清國の兩等數ふるに遑あらず。是れ皆國富發達の程度又は歷史上の事情に依り定まるものにして敢て規矩標準の則るべきものあるに非ず英の磅の如きは稍々大に過ぐるの憾なしとせず佛の法の如きは無論小に失して不便なり、日本の圓、米國の弗等は大に過ぎず小に失せず所謂中庸を得たる者と云ふを得べし、即ち我國に於て一圓を懷にせば日常の需用を缺くの憂なく、米國に於ても一弗を所持すれば敢て饑渴の憂なし。元來本位と勘定の通稱及「コイン」即ち實貨とは之を一物體に兼帶せしむるを好しとす、我國の銀時代には一圓と云ふ實貨ありて一圓は即ち本位にして同時に勘定の通稱なりし故に此の三者一圓銀貨が皆之を兼帶せり。然れども金本位採用の後は一圓の量目は品位九百位の金の二分二厘二毛二二餘なるを以て五圓金貨と雖も尙ほ小に過るの感なしとせず、十圓金貨は重量二匁二分二厘二毛二二餘なるを以て輕重其程度を得て流通に便なるを以て主として之を製造し、實際一圓の實貨を缺き前記三要領を一物體にて兼帶する者は成立せざることゝなれり。然りと雖も斯の如きは唯理論上の缺點に屬し實際に於て多大の不便あるに非ざるなり、徒らに條理を全ふせんと欲し實際流通に不便の貨幣を發行するが如きは固より不可なり。勘定の通稱と流通の實貨とは之を符合せしめざる可らず、兩者にして符合せざるときは往々不便を生ず、例へば我國に於ても今日尙ほ兩、貫、百等の名稱を用ひ米國の田舍に於ては或は廿五仙の代りに一「シルリング」と云ふ者ありて往々不便を感ず、我現制に於ては固より兩貫を代表する實貨なし、故に當事者の一方は兩は圓、貫は拾錢を意味するものとするも一方は故意に兩、貫等の名義を用ひ其間の差違を貪らんとすることなきを保せず、數百年來の慣習人口に喧炙し今日尙ほ古稱を唱る者なしとせざるも斯の如きは固よ

り不可なり、曾て天保錢時代に一貫を以つて車賃を約し下車するに當り天保錢十枚を投じ一場の紛擾を惹起し終に車夫の失敗に歸し又家屋の賣買を兩にて定め困難を生ぜしの實例あり、事小なるが如しと雖も徒らに不便を起すの必要なし亦一考の値なしとせず而して私公の取引上厘位毛位のある場合に於て厘毛を代表する所の實貨なきときは實際の不便と理論上の不都合を生ずることなしとせず、佛國の「サンチーム」勘定其好例たり、鑑みずんばある可らざるなり

制限高きに失する弊

第二節 補助貨

第一目 補助貨の通用制限

補助貨の通用制限及其供給の事亦多少の注意を要す、抑々補助貨の通用制限は補助貨其者の素質上必ず之なきを得ず、而して其高低の度合に就ては頗る論究すべきものあり則ち制限高きに失せん乎勢ひ補助貨流通の高を增加し本位貨幣使用の區域を侵し、幣制の基礎をして薄弱ならしめ而かも日常の小取引に便ならず制限低きに失せん乎使用の範圍狹隘にして流通便なるを得ず補助貨の便利其大半を失ふ。元來國富發達の程度は大に補助貨通用制限の設定に關係す、即ち生計の程度高き國に於ては日常の取引と雖も其額大なるを以て補助貨を要すること比較的に少く制限高きも充盈の患なしと雖も其度低き國に於ては小口取引頗る多くして補助貨の需用隨つて高し、故に其制限低からざれば盈溢の虞あり、蓋し其需用多くして制限高ければ使用の範圍益々擴充して、補助貨の流通、本位貨使用の區域を侵すに至るべし、果して然らば納稅の爲め貯蓄拂込の爲め小口取引の爲め之を使用する者甚だ多く國庫、銀行、小賣店等に補助貨蝟集し國庫、銀行等の如きは其支出に苦み、小賣商は仕入に際し不便を感ずべし例へば制限額五圓なれば五圓以上の稅金、預金は本位を以て之を拂込むべしと雖も其高十圓なるときは補助貨を以て拂込む場合多かるべし、又小賣店に於ても制限五圓なれば五圓以上の賣物は本位貨を以て其支拂を受くべしと雖も制限十圓なれば補助貨を以て支拂はるる場合多きは數の然らしむる所たり、由是觀之補助貨流通制限の高低は國富發達の程度に鑑み之を定めざるを得ず、英の四十志、獨の廿馬、米の五弗を以て通用制限高とするは頗る當を得たるに似たり、我國の十圓、佛國の五十法は一見高きに失するの感なきを得ざるなり

補助貨の制限は國の貧富に依り其高低を異にす

第二目 補助貨の實價減削の方法

實價減削の二方法並に其理由

補助貨の實價減削に就て二方法あり一は其量目を減じ一は其品位を落すものなり、元來補助貨は價格の標準に非ずして單に交換の媒助たるに過ぎず、故に其製法本位貨の如く精密なるを要せずして流通に便なるを以て主眼とす。故に正比例を以て量目を減ずるときは十錢、五錢の銀貨の如きは其形狀小に過ぎて取扱に便ならず、且つ補助貨は流通迅速なるを以て磨損の度自ら强く其實價を減ずるは品位を以てするを便とす、故に我國及歐洲大陸北米合衆國等に於ては本位貨幣は九百位なるに補助銀貨は之を八百位とし品位を以て補助貨の實價を減ず、靑銅貨白銅貨に至つては銀の補助貨と大に其趣を異にし其造幣價格と實價との間に著しき差違を存せざるを得ず、斯の如く補助貨の品位若くは分量を減ずる所以のものは其流通を便にせんとするにありと雖も其主とする所は補助貨の供給に過不足なからしめ以て日常小取引に不便を生ぜざらしむるにあり、若し補助貨の造幣價格をして市場價格に近からしめん乎些少なる市場の騰貴は忽ち後者を前者の上に置き士民爭ふて補助貨を鑄潰し補助貨市場に跡を斷ち甚しき不便を來すべし然りと雖も其差違過當ならん乎鑄造の弊是處に生ず察せずんばある可らざるなり

第三目　補助貨の方式

補助貨製造の事亦注意せざるを得ず、若し夫れ造幣の「テキニック」即ち專門に屬する事項の如きに至りては後ちに陳述する所あるべしと雖も、玆に補助貨の「システム」即ち方式に就て一言せん、抑々補助貨の方式に三あり

一　折半式（バイナル、システム）

二　十二進式（ヅーデシマル、システム）

三　十進式（デシマル、システム）

是なり折半式は本位例へば一圓を折半して五十錢を造り之を折半し二十五錢貨幣を製造する等の如く折半を以て始終する者なり故に此方式に據り二十五錢を折半すれば忽ち不便なる分數を生じ小貨を造るに便ならず。十二進式は三方式中分子を舍むこと最も多く一、二、三、四、六は皆十二の含有する分子にして道理上數の撰擇に便利なるが如しと雖も、市場に最も便利なる十及五の如き數を得ること能はず、故に單に之に依るを得ず、十進式は一、二、五、十と云ふ如き便利なる數を得べく又二十、五十と云ふ數も此方式に適合し頗る實用に適すべしと雖も市場若し三、六十二と云ふ如き數を喜ぶの實ならば十進式にては之を得る能はず、故に補助貨の

方式を選ぶには一に拘泥するを得ず、須らく數方式を折衷し其長を採り短を捨てざる可らず、例へば第一に依り五十錢を造り、若し三、六及十二の如き數を便とすることあるときは第二に依り是等の數を選び、以て市場流通の便宜を圖るべきなり

第四目　補助貨の供給

補助貨の流通をして其程度を得せしめ市場に過不足なからしめんと欲せば流通制限を定むると同時に深く其供給の方法に留意せざるを得ず、假令通用制限は其當を得るも供給に注意せずんば忽ち市場に盈缺を生じ非常の不便を惹起するの虞なしとせず、抑々補助貨は價格の標準に非ずして單に流通の便宜を目的とする交換の媒助たるに過ぎざる所の一種の代表貨幣にして其造幣價格と市場價格との間に差違あるを便とし、彼の本位貨幣の如く名稱と實價と同一なる者と年を同ふして議すべきに非ざるなり、故に本位貨の場合に於ては地金の所有者は何人と雖も之を造幣局に呈出し貨幣法及造幣規則に依り造幣の依賴をなすことを得べしと雖も補助貨に至りては即ち然らず其造幣價格は遙かに市場價格の上にあり、若し夫れ之を自由鑄造に委ねん乎、何を以てか其過不足を斟酌し其充溢を防ぐを得ん、宜なる哉各國皆補助貨の供給は之を國家の獨占とす、然りと雖も百般事物の繁多なる政府獨自の觀察力のみに依り、萬機を決すること能はず、天下諸般の機關を利用するの必要あり、是に於て乎政府は金庫は勿論大小の銀行、兩替屋、小賣店飮食店、旅宿等の實況に注意し、且つ中央銀行をして常に其過不足を報告せしめ以て自己觀察力の足らざる所を補ひ先づ一箇年度を達觀して其大體を定め、年度進行中其製造を造幣局に訓令し臨機應變以て其宜きを制するを必要とす、方今諸文明國の採る方法概ね斯の如し又以て誤なきに庶幾からん乎

補助貨の需給を過不足なからしむるの方法

第五目　補助貨の貨面金額と物價との關係

補助貨の方式に就て取るべきの注意凡そ斯の如し今一歩を進めて「デノミネーション」即ち其貨面金額が如何に物價に關係するやの問題に就て一言せん、此問題は今日既に解決せられ補助貨の貨面金額の大小は絶えて其影響を卸賣相場に及ぼすなきも小賣相場には多少關係を生じ世俗に所謂纏頭祝儀心附等の如き者の上には大に影響すとは世人の熟知する所なり故に經濟の大體に於ては殆ど之を問ふの必要なしと雖も日常小前小口の取引に於ては留意すべきの一問題たり。元來卸賣は金額大にして輸贏を毫厘の間に爭ふ所の苦勞人間に於ける取引の巨額

なるを以て區々補助貨々面の金額の如きは其關する所に非ざるも小賣に至つては其情況既に異なり、坊間素人顧客が其懷中より貨幣を取出し之を物品と交換せんとする哉先づ其嚢中を測量し物品に向つて之が投否を決するは僅かに三五數に於て之を左右し、嚢中に二十錢貨あれば能く之を投ずるも二十五錢貨あるときは之を投ずるに躊躇するは蓋し其常情たり故に小賣商は品質若くは分量を以て事情を斟酌し容易に賣却代價を改めず亦人情に投ずるものと云ふべし、彼の祝儀心附の如きは二十錢貨あつて二十五錢貨なきときは二十錢を以て事に充たし二十錢貨なくして二十五錢貨あれば二十五錢となり其間頗る大差を生ず畢竟補助貨の貨面金額の問題は日常小取引の爲め最も便利なる數額を選みて實貨一枚若くは二枚を以て便利なる數例へば十錢貨一枚と五錢貨一枚とを合せて容易に十五錢の如き實地に最も起り易き數を造り又其各一枚にて五錢十錢の如き最も多く流行する數に吻合せしむるを好しとす

第六目　小額紙幣の引揚並に一圓補助貨　一圓紙幣の引揚

茲に又本問題に就て一言すべき事あり他なし一圓紙幣は既に漸次引揚らる、是れ世運の進歩に伴ふ當然の趨勢にして通貨の基礎を確實にする爲め必要の事項なり英國の如きは五磅以下の紙幣なく佛國に於ては紙幣は五法、二十法、廿五法、五十法、百法、五百法、千法の七種なるも二十五法以下は新たに之を發行せず實際の流通は百法紙幣最も多く西曆千九百十年十二月廿二日の總發行高五十一億五千百九十餘萬法中凡そ二十七億五千七百萬法を占め廿五法の引揚殘高は僅かに三十八萬二千三百餘法にして二十法百二十三萬五千三百六十法、五法六十七萬七千三百十五法を存せり、元來五法券の如きは戰爭中小貨拂底の爲め發行せられたる者にして今哉流通殆ど其痕跡を絶ち纔かに紀念品として保存せらるゝ而已

獨逸は二十、五十、百及千馬の四種にして百馬最も多きを占む、其最近二箇年の實況は左の如し

外國の類例

第六表

西曆一九一〇年		同　一九一一年	
千　馬	三七〇、九五二、〇〇〇馬		三七五、二八七、〇〇〇馬
馬　百	一、四二七、二三七、一〇〇		一、五〇八、二六八、四〇〇
五　十　馬	一四二、一三四、六五〇		一七〇、六六七、六五〇
二　十　馬	一三二、四二二、七二〇		一九六、三四一、七二〇

北米合衆國の如きも西曆千九百一年一法令を發布し一弗紙幣は總發行高の三分の一を限度とす、然れども實際は十弗最も多く約二億弗に達し、二十弗之に次ぎ其高約一億五千萬弗なり、大銀行は五弗紙幣すら、尚ほ多く之を發行せず之を便とし發行するは地方の小銀行なりとす故に其制限高(總高三分の一なりを各行の發行高に比例せず國立銀行紙幣發行高全體に通じて其三分の一を發行するを得るものとし都鄙其需用に依り最も便利なる流通貨幣を得るを得策とするの說あり蓋し其要を得たりと云つべし、西曆千九百十年九月一日の紙幣流通總額は約二十四億千七百萬弗にして內十弗札最も多く其高六億四千三百餘萬弗に達し之に次ぎ五弗は五億六千三十餘萬弗、百弗約一億一千八百萬弗、一弗は一億四千五百三十餘萬弗、二弗は六千三百三十餘萬弗に止まれり、斯の如く諸國に於ては大額面の紙幣最も多く流通す

然れども之を貨幣實際の流通上より見るに一圓なる名稱及實貨は頗る便利なる者なれば一圓補助貨の製造は他日の問題となるや豫め之を期せざる可らず。抑々世界の大勢を通じ既に金貨本位を採用し通商貿易內外市場共通を以て國是とするが如き强國にして一圓の如き小額の紙幣を合法貨幣とし之を無限に通用せしめ而かも其發行を之を以て自己の利益とする銀行に一任するが如きは事物の關係其宜きを得たるものに非ざるなり、須らく之を廢止し其間隙は一種の補助貨を以て補充し、其供給は之を諸事公益より打算する所の國家に任ぜざる可らざるは多辯を要せず而して貨幣基礎の鞏固を計るが爲め更に進んで五圓、十圓の紙幣と雖も漸次之を廢止し先進國の例に倣ひ紙幣は二十五圓以上の者に限るの時に至らば一圓補助貨は益々其便利を增加すべし、世運の進步に依り眞理遂行の範圍を擴張するは實に吾人をして快哉を呼ばしむるに足るものあり、我國に於て曩に紙幣の整理に方り十錢、二十錢、五十錢の紙幣を引揚げしに際し坊間是等小紙幣の便利を稱し其引揚を不可とする說頻々として起れり、然るに兌換制度の確定するに及んで其說雲散霧消復た其跡を留めず。明治三十年貨幣法の實施と共に一圓紙幣引揚の漸次決行せらるゝに際して復た其不可を唱ふる聲囂然として起れり、爾來星霜を經る七八是等の諸說亦殆ど其跡を收めんとす、今後五圓、十圓紙幣の存廢に付き復た多少の論なきを得ざるべきも大勢の向ふ所之に從ふ者は興り之に反する者は敗る、是れ天下の通義たり啾々たる蚊蚋何ぞ鳳鳴を障けん哉、然れども一躍英國の例に倣ひ五十圓以下の紙幣を全廢するが如きは事急劇に過ぎ却て困難

小紙幣引揚に就きて我國の經歷

を生ずべし、將に周圍の狀況を改善し進んで此域に入るを期せざる可らず

斯の如く一圓補助貨の必要を生ずるときは其材料には如何なる金屬を用ふべきやは又豫め講究を要すべきの問題なり、銀は形量大に過ぎて不便なるべく白金は價貴く形狀小に過ぎて便ならず、「アルミニヤム」は比重輕微にして酸化せず頗る携帶に便なり、然れども其品格、色澤等高位の貨幣に適せざるの憾あり、元來一圓補助貨製造の爲には大に金屬の撰擇に注意を要す殊に我國の如きは種々の氣象氣候を有し大氣の乾燥寒冷なること北海道の如きあり、濕潤溫暖なる臺灣の如きあり又氣候中和乾濕其宜きを得たる本州の如きありて補助貨の爲め全國各種の氣象、氣候に適合し遺憾なき所の新金屬を得るは實に容易の業に非ざるなり、而して新金屬は概ね價格の動搖甚しく動もすれば市價と造幣價格との間に調和を失し流通上の不便を來すの虞あるを免れず、新金屬の撰擇には實に周到の注意を要す「アルミニユム」も從前は價格大に變動せしと雖も、方今は倫敦に相場立ちて大變動を見ること稀にして四十年の最高は一英斤二十一志四片、最低十一志三片なり、然るに一圓補助貨幣製造の問題は我國近き將來に於て吾人が將に解決すべき問題の一たり、若し其選を誤るときは累を後世に殘し意外の不便を生ずることなきを保せず、豈に研究の必要なしとせんや、須らく學理の研究を積み實踐の經驗を經、遠く慮り深く鑑み而して後ち事を決するを可とす世に巧遲拙速と云ふ事あり其適用の當否は時と場所とに依り自ら區別ありと雖も概して立法は巧遲を尊ぶの一例と云ふを得べし、漫に成功に急にして累を後世に貽すは識者の採らざる所なり、輓近「クロミキム」と「コルハルト」との淆合金屬を製し鋼に代用し酸化することなしとの記事を見私かに思へらく是れ補助貨の好材料たらんかと記して以て備忘に供す

一圓補助貨の材料

第三節　複合合法貨幣

本位及補助貨の事は粗々之を論究せり故に今一步を進めて便利なる合法貨幣を得んと欲せば如何に之を組合すべきやに就て一言せん、抑々單獨合法貨幣法は一定の本位を設くと雖も別に之を補助して流通の便を圖る者を設けず故に日常の小取引に便なるを得ず複合合法貨幣法の發達を竢つて甫めて是等の不便を除くを得たり、抑々複合合法貨幣法は先づ金の如き尊き金屬を以て本位とし、銀の如き本位金屬に對し少しく價格の低き金屬を選みて五十錢、二十錢、十錢の如き額面

稍々大なる補助貨を造り白銅の如き銀より劣りたる金屬を以て五錢、三錢の如き中間の補助貨を造り一錢二錢の如く價格低廉なる者は青銅の如き金屬を以て之を造り而して銀の補助貨は例へば十圓限り白銅、青銅は一圓限りと云ふが如く其合法貨幣として通用すべき限度を定め大取引には本位貨を用ひ、日常の小支拂には補助貨を使用し大小相應じ以て流通の便を計るを目的とす硬貨制度中最も發達したる者なり。我國は即ち此法を採り、歐米に於ても多く此法に據る、彼の羅甸同盟の如きも名義上兩本位を存すと雖も實際は本位銀貨の製造を停止し兩本位制の下に複合合法貨幣の制を實行し、立法に依らず圓滿に事を行政上に決し以て國家の一大事を解決せり老練の手段嘆賞の至りに堪えず、上來述ぶる所のものを以て之を觀れば硬貨制度の複合合法制に依らざるや論を竢たざるなり

第四節　貨幣法の要素

第一目　公差

貨幣の純分及量目は法律を以て之を定むと雖も、學術技藝の進歩如何なる程度に達するも、多數の貨幣中實際の純分量目と、法定の純分正量との間に、秋毫の差異なきを期する能はず故に其間上下に細微なる差違の生ずるを怨するは蓋し當然の事に屬す、此差違は即ち貨幣法に所謂公差なり公差の程度は重きに失して技術を以て故意に貨幣の品質量目を落し得るの度に下らず又輕に過ぎて技術に應ぜず多數の成貨公差以外に逸脱し不合格貨幣を過當に製出するに至らず且つ其正量正分との差違盜鑄鬻造摘出等の弊を誘發するに足らざるの點にあり。今貨幣法第九條を見るに純分の公差は金貨は一千分の一にして銀貨幣は一千分の三なり量目の公差は第十條に規定す即ち左の如し

純分及量目公差

每片公差

一　金貨二十圓は每片八毛六四(〇「グラム」一一二五〇)

二　金貨十圓は每片六毛〇五(〇「グラム」〇二二六九)千枚公差は六分二厘(二「グラム」三二五〇)

三　金貨五圓は每片四毛四三(〇「グラム」〇一六二〇)千枚公差は四分一厘(一「グラム」五三七五〇)とす

四　銀貨幣五十錢は每片二厘一毛六(〇「グラム」〇八一〇)千枚每に一匁零分八厘(四「グラム」〇五二十錢銀貨は每片一厘零毛八(〇「グラム」四〇五)千枚每に

六分四厘(二「グラム」四〇)十錢銀貨幣は毎片一厘零毛四(〇「グラム」〇三九)千枚公差は五分六厘(二「グラム」一〇)とす(三十九年法律第二十六號にて改正)

斯の如く量目の公差には毎片公差と千枚公差即ち大數公差との區別あり、而して後者は比較的之を小にす、是れ他なし多數の公差は毎片の公差を平均して定むべきものにして之を積算して定むべきものに非ざればなり、而して實際の利害より之を論ずれば毎片公差に比例して大數公差を定むるときは貨幣を秤量して取扱ふの便利は全く之を失ふに至るべし故に千枚の公差は上下を平均して實貨一枚の量目に達せざるを必要とす、亦是れ貨幣品質を佳良ならしめ併せて其取扱を便利にするの一方法なり

大數公差

第二目　最輕量目

貨幣行政中次に論ずべきは最輕量目の事是なり。抑々最輕量目は貨幣を純粹に保つの目的を以て設けたるものにして、貨幣法第十一條に之を規定す即ち該條は

二十圓金貨四匁四分二厘(正量四匁四分四厘四毛四)

十圓金貨二匁二分一厘(正量二匁二分二厘二毛二)

五圓金貨一匁一分〇厘五毛(正量一匁一分一厘一毛一)

とし、其第十二條には

金貨幣にして磨損の爲通用最輕量目を下るものは(中略其額面價格を以て無手數料にて政府に於て之を引換ふべし

と規定し兩條相待つて貨幣行政の効用を全ふす。最輕量目を定むる程度は低きに失して多數の貨幣を集め其中より輕量の者を摘出して其引換を請求し、正量の者は之を鑄潰し若くは輸出の用に供して利益を得るに至らず高きに失しては貨幣の壽命甚だ短く屢々改造の必要を生じ徒らに造幣費用を增加するの不利なからしむるの點にあり。抑々僅少の利益の爲め多數の貨幣を集め輕量貨幣を摘出するは容易の業に非ず、其金利と手數とを要する鮮少に非ざるなり故に正量と最輕量との間に是等の費用と時間とを償ふに足るの差違あるに非ずんば大弊を生ずるの虞なし。然りと雖も茲に注意すべきは公差大なるときは一面に於ては貨幣の正量以上の公差近くにある者と公差以下最輕量目近くにある者との間に生ずる所の差違多く或は重量貨幣摘出の弊を生ずるなきを保せず、他の一面に於ては正量以下の公差近くにある者と最輕量目との間大に迫まり徒らに成貨の壽命を短

最輕量目を定むるの程度

公差と最輕量目との關係

縮するの患あり、事物の關係其微少なること人意の表に出るものあり立法の注意周到なるを要するや論を竢たず

第三目　輕量貨幣の引揚

論述の順序今哉正に磨損貨幣の引換に論及せざるを得ず、請ふ少しく之を辯ぜん我貨幣法第十二條には

金貨幣にして磨損の爲通用最輕量目を下るもの及銀貨幣白銅貨幣、又は靑銅貨幣にして著しく磨損したるもの其他流用不便の貨幣は其額面價格を以て無手數料にて政府に於て之を引換ふべし

と規定す。抑々硬貨の獨占の主義に基き國家が其發行の任に當る者なれば其引揚は須らく無手數料たるべしとは方今既に一定の說あり、我國の法律亦之を認めしは實に至當の事なり。然るに世上何物か議論なきを得んや無手數料引揚に就ても多少の論難を試むる者なきに非ず、其論に曰く無手數料引揚は流汗盜刪等の惡弊を促すの憂あり、宜しく相當の手數料を徵すべしと、是れ固より取るに足らざるの說なり。元來貨幣は流通物にして一般公衆が之を使用するの際各自少々宛皆之を磨損し同時に貨幣の流通より生ずる所の便益を受く。然るに磨損貨幣改造の費用

無手數料引揚

無手數料引揚に對する反對說

を最後の所有者而かも正直にして磨損貨幣を通過せしむるを敢てせず、國家の爲め貨幣を純良に保たんと欲し之を造幣局に齎す者をして其費用を負擔せしむるの理は天上天下に其所在を求むるを得ず又磨損貨其の使用者を求て之に按分して其改造の費用を負擔せしめん乎是固より不可能の事に屬す、而して實際に於ては貨幣の磨損は其使用者の掌皮の硬軟に依るものあり、今其硬軟に按分して改造の費用を負擔せしめん乎、能ふ可んば是れ實に公平を得たるものと云つべし。夫れ數理は神に通じ造化の秘密を探り鬼神を驚かすの力あり、然りと雖も前陳の如きは其能く爲し能ふ所に非るなり、又輕量貨幣最後の所有者となるは細民に多くして富豪者に少きの事實あり何となれば富豪は多數の貨幣中より輕量の者を選び之を細民に與ふを得べきも細民は直ちに之を知る能はず、之を受るの已を得ざる場合多ければなり。由是觀之輕量貨幣の引揚は國費を以て之を爲すは當然の事に屬し復た疑を容るゝの餘地を存せず、元來英國人士は頗る保守の氣質に富み長く造幣手數料を徵せしに終に其弊に堪えず、西曆千八百九十年に至り手數料を廢止せり。爾後輕量貨幣を以て有名なる英國貨幣の狀況頗る其面目を改め大に輕量貨幣流通の不便を減ずることを得たるは既に第三表に示したるが如し

通貨の多數が新鮮にして正量を保つときは不良貨幣は公衆の注意を惹く

又正量を保つ所の新鮮なる實貨の流通繁きときは輕量に落ち磨損を受けたる貨幣は大に公衆の注意を惹き其流通便なるを得ず彼の流汗其他不正の取扱を受けたる貨幣を流通せしむること困難となり隨て是等の惡弊の減少することを得べし、之に反して磨損したる貨幣の流通盛なるときは不正貨の跋扈を奬勵す其狀恰も普通の人間の中に滿面の痘痕輕石の如き者一度顯出せば直ちに識別するを得べしと雖も種痘の術未だ普及せず痘痕普通なる時代には蟹甲輕石的の人面亦大に世人の注意を引くに足らざるが如し、夫れ全體の美を保つは一部の醜を退くるにあり、豈に敢て疑はん而して貨面の模樣認識し難くして眞贋鑑別の道なく、私に極印を爲して國寶の樣式を傷け其他故意に毀傷したる者は即ち是れ不正品にして貨幣に非ず國家は固より之を引換ふるの義務を有するなし我貨幣法亦此主義を認め其第十三條に

貨幣にして模樣の認識し難きもの又は私に極印を爲し其他故意に毀傷せりと認るものは貨幣たるの效用なきものとす

と規定す固より至當の事とす

第五節　造幣大試驗

貨幣を純良ならしむるは一國の名譽にして其信用上に多大の關係を有す故に國家は貨幣の發行前にありては最も精密に其製造に注意し發行後にありては最輕量目及輕量貨幣の引揚に注意し用意周到遺憾なきが如しと雖も尙ほ之に加ふるに造幣大試驗を以てし大に貨幣の正確を期す造幣大試驗は毎年一回之を執行し、之が爲め造幣局に於て其製貨中より例へば千枚に付一枚(造幣依賴者には他の貨幣を以て塡充す)を控除し之を供試貨幣と稱し製造の月別に區別し封緘して之を保存す、主務大臣若くは其代理者は毎年造幣局に臨み其純分及量目を試驗し仔細に其合法たる哉否哉を監視す、是れ文明國の恒例にして我貨幣行政亦重きを之に置く用意實に周到なりと云ふべきなり

第二章　造幣

第一節　造幣局

本位貨及補助貨に關する事項に就ては粗々之を陳述せり、依て今一歩を進めて

造幣局の組織

其供給の源泉たる造幣局の組織に就き一言せん、抑々造幣局は國の貧富、大小及貴金屬生産國、不生産國たる等に依り自ら其位地、組織、局量を異にす、然りと雖も其大體は先づ便宜の地方を選みて本局を置き其周圍に支局を置き支局の周圍に精製分析所を置き、恰も郵便事業の一等郵便局、二等郵便局、三等郵便局に於けるが如く之を組織し以て造幣事業を經營するを肝要とす而して大國に於ては一本局の力を以て到底造幣事業を統督すること能はざるを以て必要に應じ數箇の本局を開設し各々其方面を定めて經理の任に當らしむるを通例とす、即ち北米合衆國の如きは フヒラドルフィヤ、サンフランシスコ 其他數箇所に本局を置く

造幣局設置の地理

造幣局設置の地點は貴金屬生産國たると然らざるとに依り其選を異にせざるを得ず、即ち貴金屬生産國に於ては本支局又は分析所は可成鑛山附近の商業中心若くは金融中心に設置するを便利とす、然れども貴金屬不生産國の場合に於ては金銀を得るは專ら外國貿易の手段に依らざるを得ざるを以て本支局又は分析所は之を主要なる開港場若くは其附近の商業金融の中心たるべき都會に設くるを便利とす、然るに我國に於ては造幣本局は大阪に在り、元來我國は貴金屬生産國に非ず近年少しく增加せしと雖も金産出高は三十五年頃までは凡そ年に三百萬圓

我國の現況

にして戰爭開始後は種々の奬勵を加へ臺灣を込め三十八年度には金銀合して約千二百三十萬圓（銀は純一匁十五錢）となれりと雖も尙ほ微々たるものと云はざるを得ず、故に其供給は之を外國貿易に仰がざるを得ず、事實既に然り果して然らば大阪は造幣本局設置の場所として其選を得たるや疑なき能はず、抑々大阪は內國貿易の中心たるに恥ぢざるべきも外國貿易に於ては遙に橫濱、神戶に及ばず而して事實上神戶は輸出港に非ず大阪亦然りとす、之に反して橫濱は輸出超過を以て其常勢とす、然らば即ち本局は東京若くは橫濱に其設置を見るは學理上當然の事にして事實上至當の事に屬し毫も疑を容れず、聞くならく造幣局創立の當時我當局者之を知らざるに非ず大阪は既に內國貿易の中心なるを以て他日亦外國貿易の中心たるべきを豫期し、本局を大阪に置けりと、果して然らば其慮や實に遠しと云つべし只爾後今日に至るまでの外國貿易の實況豫期の如くならざるを遺憾とす、時勢の變遷は之を豫期すること難く遠き將來に於ては先輩の豫期せし所或は正鵠を得るの時期あるべきも近き將來に於ては蓋し其豫期を全ふする能はざるべし、之を目下の情況に照らすに造幣本局が主要なる輸出港と帝都とを離れて遠く大阪に在るは種々なる點に付て不便なしと云ひ難し故に一部人士中に其移轉

說の起りしこと一再に止まらず。蓋し本局移轉の如きは事頗る重大にして容易に之を實行するを得ざるべしと雖も、東京橫濱の間に强力なる支局設置の必要あるは多辭を要せず

臺灣の特色

又臺灣は土地離隔し殊に銀に關して一種の特色を有し、本洲と稍々其狀況を異にするを以つて島治の發達に伴ひ少くとも銀の取扱に任ずる所の支局を要するは理勢正に然らざるを得ざる所とす、是等は我造幣事業に就き皆未解決の問題に屬し尙ほ吾人の頭腦を煩すべきもの在りて存す慮らずんばある可らざるなり

次に論ずべきは造幣局の局量即ち其造幣力是なり、元來造幣局は一國硬貨の供給に任ずる者なるを以て其全局量は如何なる場合に於ても貨幣の供給に遺憾なからしむるを期せざる可らず。然りと雖も其規模過大にして有事の日に於ても其全力を用ゆるを要せず優に之に應ずるが如き設備を爲すに於ては所謂過ぎたるは猶ほ及ばざるが如く平日無用の經費を要し策の得たるものと云ふを得ず、故に貨幣の需用漸く加はるに際しては二三時間の勞働時間の延長、給料の割增を以て之に應じ、需用最も急なるに至りては職工を二分して之を晝組夜組に分ち所謂全局量を是に用ひ以て國家人民の需用に應ずるを得るを以て程度となすべきなり、

造幣事業に就き夜業の困難

斯の如き場合に於ては精巧勞力を要する工事の部分の如きは多少困難を感ずべしと雖も厚報を以て之を勵まし重禮を以て之を待ち急に應ずるの道なしとせず又造幣局は多量の貴金屬を取扱うを以て取締上夜業は其困難なきにあらずと雖も方今科學の適用大に進歩し點燈術等亦往日の比に非ず大に此困難を減ずることを得たり。我國の經驗にては明治二十七八年の戰爭に次て貨幣制度の改正あり共に造幣局を勞すること多く一時は勞働時間を一日十六時間とし又三十七八年の役には最長十四時間の勞働を課し殆ど全局量を使用せり。然れども當局の注意と職工の熟練勉勵とに依り毫も不都合なく是等の難關を經過することを得たり、由是觀之我造幣局の局量は方今の國力に對して先づ其當を得たるものと云ふを得べし、然るに四十四年度の豫算に於ては八萬六千百五十三圓の造幣局擴張費を見込み本局の規模を擴張せんとす、國勢の發展に從ひ大體に於て多少の擴張を要するは論なしと雖も今日の急務は本局の擴張より東京及朝鮮臺灣方面に支店を開設するにあり慮此所に出てず意を本局に注ぐに止まるは多少遺憾なしとせざるなり

第二節　造幣に要する專門的注意

第一目　贋造、僞造、變造及模造等の豫防

造幣局の組織、地點及其局量等に關しては粗々之を論究せり故に今一歩を進めて其製出する所の實貨に就ては如何なる注意を要すべきやの問題を學術及技術上より研究するは貨幣政策上眞に肝要の事に屬し留意すべきの點種々あり、請ふ少しく之を辯ぜん

贋造、僞造等の不正貨幣が市場に現出するときは貨幣の流通に甚だしき困難を與へ大小の取引爲に圓滑なるを得ず非常の不便を惹起す、故に防贋の術は極力之を講究せざるを得ず、今之を學術と經驗とに照すに固より其方法なきに非ず、即ち左の如し

一　實貨の性合を適當に堅ふする事

實貨の材料が鉛、錫の如く軟弱にして容易に抽印を受る者なるときは簡易なる機械を以て容易に之を製造することを得べくして贋造を促すの憂あり故に實貨の性合は其製造に多少强力にして相當に複雜なる機械を要する程堅硬なるを要す金銀と雖も品位の最優等なるを必要とせず諸國の經驗によれば本位貨は九百位補助銀貨は八百位以下なるときは空氣中の汚物を惹き數年を出でずして醜體を顯はし國寶たるの品位を保ち能はざるの虞あり且つ其汚穢なる公衆衞生の上に不便なしとするを得ざるに至るべし

二　貨幣を鑄造するは最も不可なり必ず形打製造法を用ふるを要す

貨幣を鑄造するときは實貨を泥型に印して鑄型を造り贋造を爲すこと甚だ容易なり、然れども形打製造は相當に有力なる機械を要するを以て贋造隨て容易なることを得ず

三　貨幣面の意匠に關する注意

此點に關しては二說あり、其一は苦勞人筋の論にして意匠は可成淡泊にして只一二の點に於て素人には容易に鑑別し難きも熟練家が見るときは一見直ちに之が眞贋を鑑別するを得べきものを好しとすと云ふにあり、其二は意匠は之を緻密にし贋造者に可成不便を與ふるを好しとすと云ふにあり。今兩者の得失を考ふるに道理上前者の後者に優るは論を竢たず、然りと雖も抑々貨幣は衆庶即ち素人中に流通する者にして其最後の鑑別に便なるより寧ろ流通の間識別

に便にして世俗に所謂素人分りの好きを以て善しとす而して意匠中には馬齒を加ふるは防贋に著しき効力あり

四　局長と技師長との間に技術上二三の秘密を要す

是れ他に非ず精巧なる贋造貨ありて其の眞贋の鑑別に苦しむ場合に於て結局の鑑別の便に供するなり

五　各種實貨の意匠を異にする事

例へば我半錢銅貨と十錢銀貨とは意匠を同ふす故に其改描變造は實に容易にして往々其實例を見るの不幸あり、若し兩貨にして全く其意匠を異にし其差違あること白銅貨と他の實貨との如くならしめば變造亦容易の業に非ざるなり

六　意匠は可成之を緻密にし僞造、模造等を爲すに不便なるを要す

意匠の緻密を要するは贋造に就て論じたると粗々同樣にして茲に之を再演するの必要を見ず、其實例は不幸にして我舊式白銅貨に於て之を見る蓋し該貨は意匠單純に過ぎ種々の僞造模造を顯出せり。贋造亦然り僞造、模造の原因は獨り意匠の單純なるのみに非ず造幣價格と市場價格との差違と、閑居の小人多きと生計の度低きとに因るもの多し、然れども意匠の如何亦關する所なしとせず新式白銅貨は意匠稍々密にして未だ僞造、模造等の例を見ず、是れ其發行以來日尙ほ淺きに因るべしと雖も意匠の密なる亦其一たらざるを得ざるなり

第二目　盜刪の豫防

一　盜刪を防ぐには大形の貨幣を造らざるを好しとす

貨幣大形なるときは鑿を入れて刪取を試み或は貨幣を二つに挽き割り其內容を取り去り他物を其空所に埋めて兩面を合せて外容を飾り或は一枚の實貨は表面より刪り取り薄く其裏面を殘し他の一枚は表面を殘し裏面より刪り取り他金屬を薄く殘りたる表面裏面の間に挾み巧に之を合せて實貨に裝ひ以て公衆を瞞着することあり、米國の二十弗金貨は大に此類の惡計に惱まされ之に懲りて大形幣の製造を停止し主として十弗金貨を製造し纔かに其の弊を免ることを得たり。是れ大に鑑みるべき事にして我國に於ても二十圓貨の製造は大に此點を慮らざるを得ざるなり、殊に國民に閑日月多く居留外人に生計の度低き者多き國に於ては此點に付き一層深き注意を要す、然るに我當局は明治三十七年以來力を二十圓金貨製造に致し三十八九年の如きは十圓金製造を止め

二十圓のみを製造し最近明治四十三年に於ても金貨は二十圓のみ三千四百九十三萬圓を製造せしは慮を致せしものと云ふを得ざるなり

二　貴重なる貨幣には緣取(フチドリ)を施すを要す

貨幣の緣の周圍に何等の意匠を設けざるときは平等に之を删取すとも其形狀を傷はず。特に同種の貨幣と比較せず單獨に之を瞥見するときは其删取せられたる哉否哉を識別すること難く大に通貨の信用を傷くることなきを保せず故に或時代に於ては大に是に重を置き緻密なる緣取をなし或は護國安全天下大平或は大神國を護ると云ふが如き緣喜の文言を打込み若くば打出したることとあり、然れども斯の如きは徒らに造幣費を增加し實際に功なく方今は外緣に凹凸形を設るを以て足れりとす、蓋し周圍删取の惡計を防禦するは之を以て足れりとすればなり

茲に又硫酸删取及流汗法と稱する惡弊あり、本目に因み此所に之を述るも敢て無用の業に非ざるを信ず。元來金は普通の酸類を以て之を容解する能はずと雖も銀は容易に之を容解するを得るを以て狂猾の徒往々銀貨を酸類に投入し世人の注意を惹くに至らざる程度を以て貨幣全面を化學的作用に依り一樣に删取することあり、是れ實に惡むべきの所爲なりと雖も删取者が周到の注意を以て之を爲すときは删取の有無を鑑別するに苦しむの場合なしとせず、我國の如きは既に金貨本位を採用したるを以て政府は補助貨の供給に注意し其供給を過剩ならしめざるときは多數の補助銀貨を集めて斯の如き惡戲を爲する便宜少かるべしと雖も銀貨國に於ては頗る注意を要す、今極端なる一例を擧れば此手段を以て舊五十錢銀貨(正量二百八、グレイン)より四十八「グレイン」餘を删取したる實例あり。然りと雖も過ぎたるは猶ほ及ばざるが如く斯の如き極端の場合に於ては貨幣の意匠細にして確角ある部分は皆朦朧として辨ずる能はず殊に數字の如きは著しく細微となり貨面荒て光澤を失ひ全面鮮明を缺いて活氣なく所謂死相を呈し一見之を識別するに難からず、去れど光澤の如きは紅殼に炭酸曹達を混交して貨面を磨くときは大に之を恢復す、而して實際市場の受授に於て釣錢を受取る等の場合には眞贋、删取の有無等を檢すること甚だ稀にして直に之を財布に投ずるを通例とするを以て被删取貨幣は之を受取る當時に於ては多く之を覺知せず後日之を發見し悔ゆること少なからず注意すべき事なり

又貨幣の封袋の封緘に注意せず封緘緩きに失するときは袋を左右上下へ幾度

となく廻旋して袋中の貨幣を摩擦し以て其の屑粉を袋に塗抹し後ち其袋を燒て金銀を盜取することあり之を流汗法と稱し實に甚しき惡戲なりとす其防禦は古來正當なる貨幣取扱人の苦む所にして封絨の巧拙に依て大に其弊習を增減す、封絨は固に失せず緩に失せず、袋中の貨幣が互に甚しく觸れ合はず、又封袋の地質と內容の貨幣とが强く擦り合はぬ樣に、注意するを要す、其程度は一大熟練を要し容易ならざる關係を有す

第三目　正當なる磨損の豫防

貨幣の磨損は意外に多く英國に於ては普通貨幣の壽命は十八年なりと云ふ、故に造幣術上磨損を防ぐは頗る肝要のことに屬す、請ふ少しく之が豫防の方法を述べん

一　金屬の性合を選ぶ事

方今文明國の多數は本位貨の品位を九百位とし補助銀貨の品位は概ね之を八百位と爲す蓋し實驗上其程度を得たるものとす

二　貨幣の形狀は之を圓形とし、意匠も平形式と爲すべし

然らずんば他物と觸接し磨損壞缺の機會を多くすべきことなり

三　貨幣の緣を貨面の意匠より少しく高くすることを要す

是れ他なし他物と成可全面の接觸を避け緣を以て他物に觸れしめ以て全面の磨損を防ぐにあり

四　貨幣の容積及形狀の過小なるは多辯を要せず、而して物凡そ貨幣は其の價額小なれば其流通愈々頻繁なるは

の積面は其容積と同率の比例を以て增加せず、容積大なれば比較的他物と接觸する所の表面少し、故に貨幣大なれば隨て磨損の憂少なし。然れども貨幣愈々大なれば盜刪の患愈々加はる故に實地に於ては兩々相對して利害を掛酌し以て終局の美果を收めざる可からざるなり

貨幣磨損の損害に就ては其幸なる乎不幸なる乎は暫く之を論外とし我國は未だ十分の經驗を有せず、故に之を論ずる者甚だ少しと雖も英國の如きは大に其の弊を受け其の不便を感ずること尠しとせず、元來英國人士は保守の質に富みジェホンス氏等の如き先輩諸氏の極論せしに拘はらず永く造幣手數料を存せり。然れども磨損貨幣の流通年に增加し終に其弊に堪えず西曆千八百九十年を以て斷然之を廢止せり、今其廢止の前後を對照し流通高に對する磨損貨幣の百分比例を見る

に左の如き實況を呈す以て手數料廢止の効力空しからざるを證するに餘あり

第七表

	西曆千八百八十八年		同　千八百九十五年	
	一磅貨	半磅價	一磅貨	半磅貨
倫敦	三九、分五八	六三、分六二	五、分七四	八、分八六
倫敦外英倫	四七、二二	七二、八三	一二、二五	一五、八七
蘇格蘭	四三、二三	五一、三四	一五、七七	二七、四七
愛蘭	四一、六四	七二、七六	二一、七一	四七、〇一

改良の結果倫敦に多く地方に少きは自然の勢なりと云ふべし而して愛蘭に不良半磅貨の殘ること多きは社會の狀況に因り流通貨幣の需用に自然の差違あるを證するものと云ふべし

英國の外佛國も亦磨損貨幣流通の弊なしとせず今佛國の大家ポリュー氏の說に據るに佛の十法貨にして市場に流通する者は概ね磨損して爲替上英貨に對して不利の點にあり然れども二十法貨は正量を保ち毫も不便なしと云ふ以て小額貨幣の磨損多きを證するに足れり

佛國の同上

是に要する注意は左の如し

一　盜刪防禦の要件に牴觸せざる限度に於て性合の堅硬に失せざるを要す

是れ實に見易きの數にして五圓貨二枚を造るは之を十圓貨一枚を造るに比して費用多きは論を竢たず

二　磨損の憂甚しからざる限度に於て性合の堅硬に失するときは徒らに强力の機械を要し

是れ亦見易き事實にして性合堅硬に失するときは徒らに强力の機械を要し型面の磨損多く及其磨き及取替等の爲め無益の費用と時間とを要す

三　大なる意匠を表裏に向合せざる事

是は特に患ふべき程の大事項に非ずと雖も貨幣薄き場合に於て表裏より强力の機械を以て壓搾するときは貨面之に堪へず損傷を生じ所謂出來損貨を出すの虞あり、我が半錢銅貨には少しく此缺點ありて往々出來損じを見ることあるは偶然に非ざるなり

四　公差をして高きに失せざらしむる事

公差の制は造幣の便宜を圖ると同時に貨幣を純良ならしむるを目的とする

ものなりと雖も純分量目共に其公差が技術に應ぜざる程の高度に在るときは貨幣の製造甚だ困難にして出來損じを出すこと多きは數の免れざる所なり故に高低其度を得るを要す

第五目　他の貨幣の性分と同種の金屬を以て其量目が貨面價格に對し不相當の比例を有する貨幣を製造するの不可

是は方今に於ては大害を釀すが如き例を見ずと雖も鑄造時代に於ては大弊害を惹起したる例一再に止まらず、例へば當百、當十若くは當五と稱して其一箇の量目一文錢の百箇、十箇、五箇に相當せざる百文錢、十文錢又は五文錢を造りたる爲め一文錢を鑄潰して當百等を造りたる例少しとせず我天保錢清國の當百錢、韓國の當五錢の如きは其最も顯著なる者なり。方今防贋の術稍々備はると雖も利益のある所は法網如何に密なるも尚ほ之を逸するの虞あり又國法に虧缺を設け犯罪を誘ふが如きは立法の最も不可と爲す所なり、試に之を例せんに十錢銀貨は品位八百位にして量目七分一厘八毛八餘なりとす故に其五倍なる五十錢銀貨は須らく同品位にして量目亦五倍即ち三匁五分九厘四毛餘たるべきに其量目之に達せず二匁五分に止まらば十錢を鑄潰して五十錢の密造を促すは寧ろ當然の結果と云ふを得べし而して世人の五十錢に對するの嗜好亦或は爲に妨げらるゝことなしとせず、補助貨の場合に於ては技術の便宜上或は毫厘の差なきを保せずと雖も其差違造幣價格の低き者を鑄潰して其高きものを製造し利益あるが如き點に至るは甚だ不可なり

不同品位の例なる當百、當十、當五錢等を造るは不可なり

第六目　貨幣の大小輕重は各種毎に之を異にするを要す

上來論ずるものゝ外尚ほ造幣事項に付き注意すべきは各種貨幣の大小輕重是なり、其間相等しきものあらん乎低價の者を駢列し其の兩端に二三の高價なるものを置き所謂餡入り封貨を造るの幣を生ずるの虞なしとせず、世上奸猾の徒なきを得ず苟くも乘ずべきの間隙あれば忽然として顯はれ其曲を敢てす立法の根底に於て大に留意する所なかる可らず、然るに貨幣は素と國寶の一種たるを以て其の大小、輕量を定むるに美術上亦た鑑みる所なかる可らず而して其取扱の便否亦た慮らざるを得ざるなり貨幣行政の事固より容易の業に非るなり

第三章　貨幣の取扱

第一節　金屬製封筒

貨幣の封包に餡入れの弊あるは前述の如く又紙片を以て一々封裝するの勞を避けんが爲め外面より內容を容易に見るを得べき金屬製の貨幣封筒を發明し英米等に於ては普通之を使用す、英語にて之を「コイン、ラッパ」と稱し種々の樣式あり。余輩の考案に依れば第二圖の一の如く上下に丸き輪(貨面檢視の便に供する爲め輪に透を切るも便なるべし)を置き之を小さき三箇の金片を以て支へ、其一片は上下の輪に附著して動かず、他の二片は輪の眞中に裝置しある蝶番を以て之を廻旋し竪に封筒を開閉するとを得るものとし又は第一圖の三の如く二個の金片を上下の輪に附着せしめ其一箇を右左へ動かすものとせば可ならん而して上下の輪の大小は其封包すべき各種貨幣の大小に應じ金片の長短は貨幣の枚數を合せて之を製造し例へば百圓入、五十圓入若くは五十錢入、一圓入と云ふが如く其大小長短を定め右の蝶番にて第一の場合に於ては二個の金片を左右へ開き各種の貨幣を數へずして筒中に投入し其充實するを待つて二箇の金片を鎖せば第二圖の二

第一圖一ノ　第一圖二ノ　第一圖三ノ　第一圖四ノ

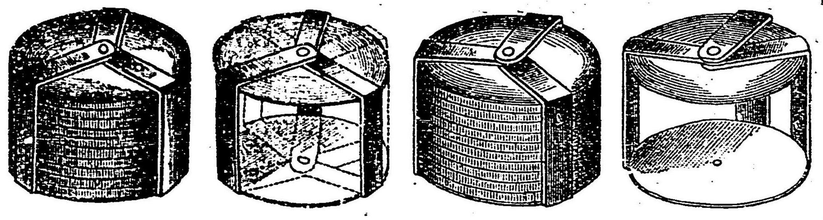

第二圖一ノ　第二圖二ノ　第三圖

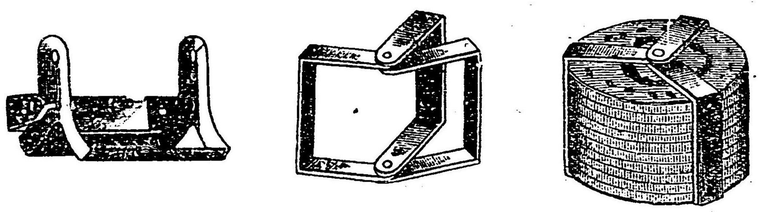

第四圖一ノ　第四圖二ノ

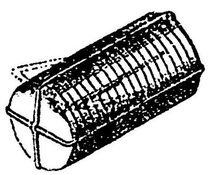

第五圖一ノ　第五圖二ノ

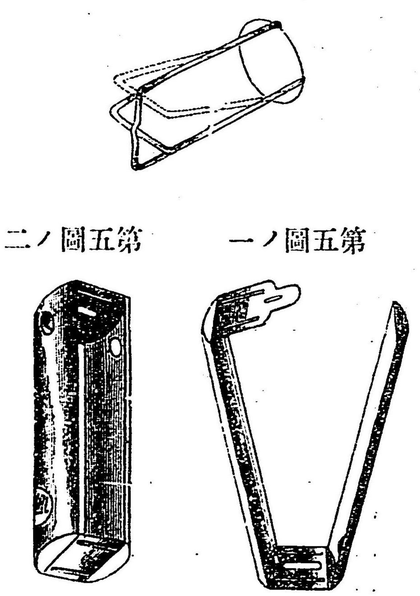

第六圖

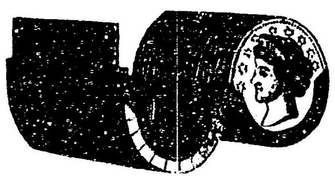

の如き形を示すべし。第二の場合に於ては一箇の金片を左又は右に開ける貨幣を挿入し之を相當の地位に引戻すときは第一圖の四の如き形を示すべし、斯の如くなるときは封筒の内容は明かに之を見ることを得べくして餡入りを受授するの虞なし又三圖の金片は上下に通り居るを以て封貨を机上に投轉するも實貨が直接に他物に接觸することなく磨損を防ぐの一方法となり併せて計數を檢するの勞なく受授に際し手數を省くこと鮮少に非ず是等の「コイン、ラッパ」は非常に便利なる者にして造幣局、國庫、銀行、兩替屋等は之を使用するを便とす而して是等封筒も豫め其量目を一定して製造し其風袋量を定め封筒の儘貨幣を秤量することを得るを必要とす又民間若くは銀行等にて不用となりたる封筒は造幣局にて少々の割引にて買上るの方法を設けば更に便利なるべし、第二圖以下は現に米國に於て使用せられ居る者にして其中第二圖を以て最も精巧なる者とす、然れども上下の輪なきを以て内容貨幣の緣が封筒全體の重量の爲め他物に強く接觸し磨損の憂あり、故に高價なる貨幣を封するに妙ならず、第三第四圖の如きは二十錢十錢又は銅貨の如き低價の貨幣を封するに適すと雖も高價の貨幣の場合には此式は面白からず又輓近米國には第六圖の如き者行はる今少しく改良を加へ外皮に透を縦横に施せば大に實用に適すべし

第二節　貨幣計數の方法

曩に陳述したる「コイン、ラッパ」即ち金屬製貨幣封筒の使用盛なるに至れば貨幣の計數上少なからざる便宜を得べしと雖も今日に於ては未だ其便なく、大數の貨幣を數ふるは頗る手數を要し熟練を得るに非ずんば正確を期すること頗る難し故に貨幣の計數に就ては簡便にして確實なる方法を撰擇するの必要あり貨幣を計るには昔より銀行兩替屋及商賣の間に使用せらるゝ升と稱する者あり、是は取柄の付きたる淺き箱の面に貨幣の形狀の大小に適合する例へば五十箇若くは百箇の目を盛りたる者にして之に貨幣を盛り込みて其目數に依て貨幣を勘定す、是れ只に計數に便利なるのみならず貨幣の眞贋鑑定の爲め甚だ便なり、其次は秤量法にして例へば五十圓若くは百圓の如く便利なる數を選び之に應ずる衡を造り秤量器の一方の皿に之を置き他の一方の皿へは貨幣を數へず單に之を投入して秤量するものなり、次に重複計數皿量法と稱し初め百圓若くは五十圓と云ふ如き便利なる數を選び之を秤量器の一方の皿に盛り、他の一方の皿へは數へずに貨幣

升は鑑定にも便なり

秤量法

左右両頁露光重調整、重複撮影

を投入して之を秤量し其秤量したる貨幣を一方の皿に移し、他の一方の皿を空にし、之に數へずして貨幣を投入して秤量し、又之を一方の皿へ移し、其空になりたる皿へ數へずして貨幣を投入して秤量し幾度となく之を繰返へし其度毎に既知數の倍數を秤量しつゝ進行する方法なり、是は大數を計るに最も簡便にして最も敏速なる方法なり、然るに前記の諸方法は升又は秤量器の援助に依らざるを得ず若し是等の設備なきときは之に依る能はざるを以て貨幣を十枚若くは二十枚積重ねて其左右へ順次數へずに同じ高さに貨幣を積み上げ其積み上げたる者を數へて以て貨幣の總數を知るを便とす

第一編第一卷　終

を投入して之を秤量し其秤量したる貨幣を一方の皿に移し他の一方の皿を空にし、之に數へずして貨幣を投入して秤量し、又之を一方の皿へ移し、其空になりたる皿へ數へずして貨幣を投入して秤量し幾度となく之を繰返へし其度毎に既知數の倍數を秤量しつゝ進行する方法なり、是は大數を計るに最も簡便にして最も敏速なる方法なり然るに前記の諸方法は升又は秤量器の援助に依らざるを得ず若し是等の設備なきときは之に依る能はざるを以て貨幣を十枚若くは二十枚積重ね其左右へ順次數へずに同じ高さに貨幣を積み上げ其積み上げたる者を數へて以て貨幣の總數を知るを便とす

第一編第一卷終

訂正增補
第廿三版

財政と金融

坤

第一編 貨幣 第二卷

軟貨

第二卷　軟貨

第一章　兌換券

第一節　制限屈伸法

第一目　總論

衆角滿野不如一鱗紙幣發行の方法種々ありと雖も其最良なる者を「イラスチック リミット」即ち制限屈伸法とす、蓋し制限屈伸法とは或る高までは確實なる商業手形又は公債證書の如き確實なる證書を準備として紙幣を發行し、其れ以上は正貨又は貴金屬地金を準備とし紙幣を發行し市場の恐慌若くは非常の國難に際會し信用地に墜ち大に貨幣の需用を增加したるときは證券準備の制限を超過して紙幣を發行することを許し、其超過發行の高に對しては相當の租稅を課して增發を防ぐの方法なり。是れ市場恐慌の勢を呈し信用地に墜ち貨幣の需用增加したるときは利子歩合上騰するを以て超過發行高に對し多少の租稅を拂ふも尙ほ發行者に利益ありと雖も市場鎭靜し利率平常に歸するときは負擔する所の租稅率と銀

法律自然の屈伸力

行の利率との間に差違消滅し發行の費用と手數とは發行者の損失となるに由り、發行者自ら超過發行を引揚て平日の發行高に復するを期するものにして所謂神駿は鞭影を勞せざるものと云つべきなり、畢竟此法に制限屈伸の名あるも存して此點に在り、實に是れ天下の至法宇内の珍寶なり、窮劫の思議と雖も豈に敢て之に過ぎん哉、驀然超越盡界無双の域に入る、然りと雖も其所謂制限外發行なる者は應急最後の手段にして之が使用を苟もす可らざるは論を竢たず、夫れ千斤の弩は鼷鼠の爲に機を發せず、萬斛の鐘は莛樟の爲に音を出さず然るに世人往々之を輕視す蓋し誤れり。證券準備にて發行する部分を我國に於ては俗に保證準備發行と云ふ、元來此方法は獨逸が西曆千八百七十五年貨幣法及銀行法を定むるに當り規定したるものにして我國は明治二十一年此方法を採用せり爾來時に運用の妙を缺くの憾なきに非ずと雖も、大體に於て其効力の偉大なる實に爭ふ可らざるものあり、殊に前後兩戰役中の如きは其効最も顯著なるを認めたり

制限外發行は最後の手段にして苟もす可らず

第二目　彼我の差違

今一歩を進めて日獨兩國の制度を比較するに大體の主義に於て違ふことなきも彼に於ては正貨準備は

日獨の正貨準備

一　獨逸流通正貨

二　帝國發行紙幣即ち「ライヒキヤスセンスシャイン」と稱する者にして五馬、二十馬、五十馬の紙幣なり而して發行制限高は一億二千九百萬馬にして合法貨幣に非ず、現發行高は常に殆ど制限高に達す而して其高は獨逸帝國の國債高中に算入しあらずと雖も事實は其一部分なり

三　中央銀行外の發行の紙幣

四　一獨逸斤(五百「グラム」)に付き千三百九十二馬の割合を以て勘定したる金地金及外國金貨

にして頗る複雜し其高は流通紙幣三分の一を降るを許さず尚ほ發行比例法の遺風を存す、是に於て近年投機的融通を中央銀行に請ふ者(主として中小銀行なり)大に增加し法定の比例を保つこと困難となり從來の參加利子(第二編第一卷第二章第一節第七目參觀)に更に十日以内の參加利子を付すべきを議決せり、之を彼我の國情に照すときは多少恕すべきものなきに非ずと雖も固り我制度の單純なるに若かざるなり而して制限外發行に對する稅率の如きも彼にありては法律を以て一定不動に之を五分と定むるも我にありては五分を降らざると規定し以て逼迫

我國の特色

外國手形に關し彼我取扱の差違

の度合に應じて一層適實に增發を防ぎ得るを期す、是れ眞に百尺竿頭一歩を進むるものにして現に其の歩合の五分以上なりしこと一再に止らず又歐洲諸國に於て中央銀行が所有する內外手形類にして正貨に替はるべき者は正貨有高の中に勘定する例ありと雖も我國に於ては正貨の通用甚だ稀にして手形が正貨にて支拂はるゝことなく而して發行機關は唯一にして手形類が他行の紙幣を以て支拂はるゝことなきを以て手形を正貨の有高に組込むは其當を得ず且つ外國手形の如きは結局金銀に替はるべきも我國は歐洲各國の如く支拂市場に接近せず之を支拂國に送り送金を受け正貨が銀行の庫中に入るまでには數箇月を要するを以て之を正貨有高に組込むは國情の許さゞる所なり

第二節　一部準備法及準備比例法

第一目　一部準備法の不便

制限屆伸法の妙用は前項に於て述べし所の如し然れども英國は尙ほ一部準備法を保持し紙幣流通高の屆伸は正貨準備の多少に由るのみにして證券準備發行の法定高は一定して市場の情況に應じ屆伸するの餘地を付せず故に外國に對する一時の支拂貸付金送附等の爲め正貨の引出に遭遇するときは其不便固より準備比例法の如く甚しからずと雖も流通貨幣に減少を來し證券準備の發行を增加して之を補ふこと能はず、已むを得ず西曆千八百四十七年同千八百五十七年同千八百六十六年の如く行政上の責任を以て銀行法を一時停止して制限外發行を許すの窮策を採らざるを得ざるの窮狀に陷ることなしとせず元來一國の法律は一定の法式を以て之を議定し之を發布し而して行政部は其執行の任に當るは當然のことに屬す、然るに如何に狀態逼迫せりと云ふと雖も行政部の專斷を以て法律を停止するは千萬已むを得ざるものあるや疑を容れず、古來法を重ずるを以て最も有名なる英國人民にして尙且つ忍んで之を爲すは實に根本に於ては法律に大缺點の存するあるを證するに餘りあり若し夫れ貨幣銀行の法にして停止するを得べくんば刑法之を中止するを得べく、訴訟法尙ほ或は之を停止するを得べし、天下豈に斯の如きの怪事あらん哉、然りと雖も道修らずんば法保ち難く法制の不備なる結果時に或は行政廳をして此窮局に陷らしむ、抑々立法の事たる國家永遠の害に係り其關する所至大至廣、寸毫の過り實に千里の差違を生ず千思萬考之を忽にすること能はざるは論を竢たず豈に鑑みざる可ん哉

第二目　準備比例法と制限屈伸法との比較

又準備比例法の如きは之を制限屈伸法に比して實に階段二級を降り其得失固より同日の論に非ざるなり夫れ市場は活物にして死物に非ず、之を制するに活法を用ゐざるを得ざるや論を竢たず。然るに紙幣の準備は之を三分の一にして可なり、四分の一亦能く之を支ふることを得べしと云ふが如きは是れ靜を以て動を制し死數を以て活用を律するものなり。余の寡聞なる孔明以來未だ死者の生者を走らせしを聞かざるなり。抑々斯の如きは其根底に於て既に誤る處あり焉ぞ其終を全うするを得んや、今一例を設け甲乙兩國を比較對照し甲は屈伸制限法を採り、乙は三分一準備比例法を採るとし、其優劣便否を見るに其差違左の如し

甲國		乙國	
一　正貨準備	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一　正貨準備	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓
二　證券準備	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇		
三　發行紙幣	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二　發行紙幣	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇

斯の如く平穩無事なる時は兩國に於て兩制の間敢て差違あることなしと雖も一朝事あり、例へば外國支拂等の爲め一千萬圓の正貨引出さるゝときは忽ち左の如き差違を生ず

甲國		乙國	
一　正貨準備	九〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一　正貨準備	九〇、〇〇〇、〇〇〇圓
二　證券準備	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇		
三　發行紙幣	二九〇、〇〇〇、〇〇〇	二　發行紙幣	二七〇、〇〇〇、〇〇〇

更に一千萬圓の引出に遭遇せば左の如き差違を生ず

甲國		乙國	
一　正貨準備	八〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一　正貨準備	八〇、〇〇〇、〇〇〇圓
二　證券準備	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇		
三　發行紙幣	二八〇、〇〇〇、〇〇〇	二　發行紙幣	二四〇、〇〇〇、〇〇〇

斯の如くにして進行せば甲國に於ては發行高の減少は正貨の減少高に止まるべしと雖も、乙國に於ては流通高の減少は引出高の三倍に達するを以て市場に劇變を生じ恐慌を誘發するの虞なしとせず、此の如き窮極に達するも乙國に於ては尚ほ發行高三分の一の正貨準備を保たざるを得ず。然れども甲國に於ては襄底を叩て引出の請求に應じ市場を調和し、事急にして恐慌を來すの虞あるときは最後

の手段に出て制限外發行をなし以て市場鎭定の功を奏することを得べし、準備比例法の如きは固より此の如き機宜の方策を施すの餘地を存せず、其便否豈に同年の談ならん哉故に準備比例法の張本たる佛國の如きも實驗上其不可なるを察し輓近に至り市場の情況如何に依りては法定の比例を超過して紙幣を發行するも差支なしとし事實上古來有名なる準備比例法を廢止せり、然れども其發行額は尙ほ之を制限し其總額は西曆千八百九十七年十一月十日の法律第十三條を以て五十億法と定めしと雖も世運の進歩は法定額を以て其張弛屈伸に應ずる能はず、西曆千九百五年更に之を增加し總額を五十八億法と爲せり

露國兌換制度の陷り易き困難

第三目　露國の兌換制度

又西曆千八百九十七年發布の露國貨幣法に據れば紙幣發行高六億留までは其正貨準備は半額を降らざるを以て足れりとするも其以上の發行には同額の正貨準備を要するものとす、然るに西曆千九百五年十二月廿七日の紙幣流通高は約十一億四千六百十四萬留にして之に對する正貨準備の法定額は八億四千八百十四萬留たらざるを得ずと雖も同日の準備金現在高は八億千九百九十萬留にして法定額に對し既に二千八百二十四萬留の缺額を生ぜり、爾後發行高增加し明治卅九年一月三十日の報告に據れば十一億八千五百餘萬留となり、準備は減じて七億千七百餘萬留となり缺額約一億六千八百餘萬留となれり、七億乃至八億の準備金敢て少額に非ずと雖も準備比例法若くは其類似法の維持に困難なる知るべき而已

第三節　自由發行法

第一目　自由發行法は實際に適せず

右の外自由發行法と稱する一法あり、元來此方法たる理に於て缺る所なきを以て單に机上の議論に基き純理を喜ぶ初心の徒の歡迎する所と爲るの虞なしとせず、請ふ其得失に就て一言せん。抑々此方法は曾て英國のリカード等が頻りに唱道したる所のものにして其大要は紙幣發行は單に兌換制度を保持するを以て足れり發行銀行發行額正貨準備證券準備等の事は法律の規定を要せず單に之を發行者の自由に放任すべしと云ふにあり。是れ彼の有名なる英國派の「個人の利益は個人最も能く之を知る」との主義に基づき紙幣の增發は其下落を釀し一たび下落すれば忽ち兌換の請求起るを以て增發は結局發行者の利益に非ず故に兌換制度の下には增發の事實なしとの一片の理論に出るものなり、然りと雖も之を史乘に徵

するに天下の事實は常に斯の如く單純なる能はざるなり

夫れ慾情は人類先天の遺物にして苟も血氣を有する者にして誰か能く全然之を脫するを得ん而して周圍の情況に感染して之が誘惑を受くるは人類の弱點にして銀行の如きは此點に於て殊に危險の地位に居る者と云はざるを得ず、彼の投機の初期の如きは事業活潑利子高く銀行の爲め表面上好取引を增加す其玉石を鑑別し緩急の順序を質すの要を增す實に此時にあり。元來紙幣は今日若干の增發をなし明日直ちに下落の徵を示し物價の騰貴となることなく漸次に其勢を進むるものにして其効驗燈火の點消の如く直接なるものに非ざるなり、若し夫れ然らん乎、自由發行亦或は大過なきを得べしと雖も增發の効驗は恰も潮水の干滿の如く其何時に始り何時に終るを見る能はず、其滿るを見る哉滿るの勢既に成り其干くを見る哉干くの勢既に成り復た之を如何ともするを得ざると一般增發の紙幣を如何ともする能はず大紛擾を惹起する哉疑を容れざるなり

第二目　增發より下落に至るまでの順序

今試に紙幣が發行せられ其下落に至るまでの順序を見るに當初增發せられたる紙幣は先づ新に事業を起す者若くは投機者の手に入る、此時に當り其增發は未だ毫末も世上に影響する所なし、次に事業者は原料品を注文し又或は器具器械を注文す。次は則ち勞力の需用を增し其消費品の需用を增加し、其供給者は之を生產者へ注文し、原料商は之を生產者に注文す器具器機の製造者亦勞力者の使用を增加し、原料品の注文を增加し勞力者の消費力を增加し發行の紙幣漸次天下に普及す即ち一波纔かに動いて萬波之に隨ひ以て滿潮の狀を爲し是に至つて物價騰貴し紙幣下落し以て干潮の勢を成す斯の如く漸次に普及し、漸次に下落し、增發の始は何れの時にある哉耳能く之を聽く能はず不知不識の間に滿干の狀を爲し世人の之を知るは勢極り情顯るの時にして復た之を如何ともする能はざるなり、豈に燈火點消の如く判明なるを得ん哉夫れ潮水の干滿は成表に依り豫め之を知るを得べしと雖も物價騰貴と紙幣下落との時間表は古來未だ曾て之を發明したる者なし、蓋し斯の如きは萬世に亘り爲し得可らざるの事に屬す、而して其投機者の手に入りたる場合の如きは一たび破綻を生ずる哉勢ひ海嘯の如く之に向ふ者は鐵壁尙ほ支ゆるを得ず況や權衡微妙組織巧緻なる商業機關に於てをや故に自由發

行は到底實際に適せず謹愼無比にして銀行事業に最も適當なる特質を有すると稱せらるる所の彼の蘇格蘭人中に於てすら尙且つ不可行の事と成り、西曆千八百四十五年以來之を改め證券準備發行の高に制限を加へたり、不可なる知るべき耳宜なる哉方今文明國中復た此法を採る者なし

第四節　兌換券發行準備

第一目　正貨準備

一　恐慌點

英國の一部準備法及我國の制限屈伸法に於ては正貨準備の額は法律の定むる所に非ずと雖も市場は自ら其增減に注意し其增加するときは人意を强ふし、其減少するときは人心を寒からしめ減少或點に達するときは不安の念慮を生ずるを通例とす、此點を學術上號けて恐慌點と稱す。元來正貨準備に就ては其現在高の多少に付き之が是非を論ずべきものに非ずして無形に視、無聲に聽き未兆に謀り、未成に愼み以て終局を全ふせずんばある可らず、注意すべきは實に減增の傾向にあり故に假令實在の高尙ほ多きも減ずべきの原因勢力を逞ふし、遽く可からざるの傾向存在するときは大に寒心すべくして其減少を防ぎ其增加を來すの方法を講ぜざる可らず。之に反して其高小なりと雖も減少すべき原因已に去り增加すべきの傾向を生じたるときは復た以て專心の憂とするに足らざるなり、只其原因を弱めず其傾向を妨げざれば即ち足る、之を未兆に謀り之を未成に愼むは是れ理世の要訣たり、察せずんばある可らざるなり

注意すべきは傾向にありて實在の數量に非ず

然りと雖も一般公衆は斯の如き玄妙なる抽象的達觀を以て事を判斷するものに非ず、其事を判するは必ず或は現在高或は流通貨幣との比例等の如き具體的現象に依り喜憂を分つものなるに由り市場に恐慌點の存在することあれば其道理の有無を論ずるに遑なく速かに固本の策を立て以て人心の動搖を防がざる可からず英國の如きは現に恐慌點なる者ありて往時は其高凡そ一千二百萬磅となりしと雖も方今は二千萬磅となり、英倫銀行の正貨準備が此點に下る時は人心に不安の念を生じ市情平かなるを得ず。我國に於ては未だ此事に就き明確なる觀念なきが如しと雖も中央銀行の正貨準備一億圓以上に達する時は頗る人意を强ふし八千萬圓を下るときは稍々安んぜざるの情況を呈す是れ市場の常情にして看過す可らざるの一現象なり

二　正貨準備維持增殖の必要

正貨準備は銀行問題に非ず重大なる一國の國家問題なり

抑々正貨準備は一國信用の懸る所にして其多寡は啻に銀行問題に止まらず延て國家問題となり之を形容すれば其多きは恰も猛獸の咆哮する深山の如く容易に侵入す可らず、其寡きは恰も坦々たる平地原野の如く容易に通行することを得べきの狀あり故に各國政府は正貨準備の增殖に付き非常の熱心を示し實に近年の一大問題となり種々の方法を講じ或は時機に應じて利率を增加し或は中央銀行が殊更に市場より資金を借上げ以て通貨の高を減じ又一層利率引上の効力を大にせんが爲め中央銀行が其所有の公債證書若くは大藏省證券を賣却し通貨を吸收して後ち利率を高むることあり、英國は常に之を爲し獨逸も之に倣ひ三十八年下半期に於ては大藏省證券を賣却し尋て利子を五分に引上げたり又或は問接に金の高價購入を爲し、或は兌換に際し制限高までは補助貨を混淆すべく又は債務は各紙幣面の金額に在りて兌換の爲め呈示せられたる全金額に非ざれば其呈示せられたる各紙幣の額面が補助貨制限額以內の者なるときは幾千萬圓と雖も補助貨にて兌換に應ずべしとの說を生ずるに至れり而して兩本位國は其制度を楯とし銀貨の支拂を主張する方便を取るなきを保せざるなり、又或は金貨引換の

維持增殖の方法

高に制限を設け內地需用の爲め交換を要する高は若干額例へば一口二千圓を超過するを要せざるべしとし其高を超るを許さず、兌換の爲め手數料を徵收するは多く歐洲大陸諸國の試むる所たり、英國は四海の最大債權國なるを以て假令一時金の輸出を見るも結局に至り金の輸入は其輸出に超過するを以て未だ直接手數料徵收の手段を執りしを聞かずと雖も、英倫銀行は買價を本位金一「オンス」に付七十七志九片とし賣價を七十七志十一片となし以て金準備の減少を防ぎ、或は金の高價買入を爲し其流出を防ぐと同時に其輸入を促し幸に金準備の維持增殖を怠らず又彼の南阿戰爭の酣なるに方りては金の供給を減ぜぬ爲め軍事公債の半額を殊更に米國市場に於て發行したるが如き異狀は已に之を見る而して中央銀行が時宜に依り金の輸入の爲に無利子にて長期の貸與を爲すは方今諸國に於て殆ど普通の事とす是れ金の高價買入を奬勵するに外ならず而して巴里に於ては兩替屋が少額金貨を吸收せんが爲め之に對し打步を拂ふ事あり、中央銀行に於て此例に從へば金貨吸收上多少の効力なしとせず、又以て一考の値なきに非ざるべし

市場の操縱

又銀行が巧に直物取引と先物取引の間を操縱して金融を計ることあり、即ち例へば「コンソル」(英國の確定公債)の三箇月先物の價格百にして直値九十九(賣氣市場)

なるときは當該時に於ける當該取引の貨幣の價格は一分にして年四分の割合なり、依て銀行が「コンソル」を質とし借入をなんとするときは一分を貸主に支拂ひ借入を爲すことあり、又先物買を爲すときには右の差違を賣主に支拂ひ餘金は之を他の比較的高率なる貸付割引等に使用し期限に至り決算を爲す方利益となることあり、中央銀行も此例に倣ひ右の差違を貸主に支拂ひ「コンソル」を質とし借入を爲し貸主に恰も先物を直物價格を以て購買せしが如き利益を與へ之を誘ひ市場の流通高を減じ、通貨の供給を減じて其需用を增し以て正貨引留の一助となすことあり（後に至り借入金を償却し質物たる「コンソル」を取戻すを通例とす）素より回天の功を奏すべき大方策に非ざるも臨機應變操縱其宜きを得ば又以て小補なきに非ざるべし

獨佛の慣用手段

佛國中央銀行の如きは金地金質の貸付に對し特に低利を用ふることあり、即ち西曆千九百二年十二月には公債質三分五厘、割引歩合は三分にして金地金質貸付の利子は一分なりき其他獨逸帝國銀行の如きは純金一獨斤「プフンド」を千三百九十二馬の割合にて購入するの義務を有し近年其購入高一箇年多きは一億二千三百萬馬に達し、少くとも九千八百萬馬に達す而して兌換は成るべく首府に於て之を爲すときは內外の金需給の關係を知るに便ありとし地方に於て引替準備の不足するときは之を猶豫す

方今列强諸國が金の吸收に營々たる斯の如く而して其準備の强大なる實に驚くべきものあり請ふ之を左に表出せん

第二表の一

各國中央銀行金所有高

銀行所在國名	西曆	一九〇四年	同	一九〇五年	同
		千磅		千磅	
英吉利		三三、五五〇		三三、五六〇	
佛蘭西		△一五一、〇一〇		△一九五、四八〇	
獨逸		△五〇、〇八五		△四三、七六三	
露西亞		△一〇七、七七〇		△一一八、六九八	
墺匈帝國		△六〇、九八七		△五七、五〇六	
白耳義		△四、八四八		△四、八四八	
和蘭		△一一、六五三		△一二、六四五	

銀行所在國名	西曆	一九〇六年	同	一九〇七年	同	一九〇八年	同	一九〇九年
		千磅		千磅		千磅		千磅
英吉利		三三、二六三		三五、五四四		三七、三五〇		三八、六四三
佛蘭西		△一五〇、六三三		△一五〇、一八九		△一五五、一三〇		△一八二、〇〇〇
獨逸		△四〇、四六三		△四八、三八七		△四九、〇〇〇		△四四、〇二五
露西亞		△一一八、四一六		△一二三、〇一九		△一三、〇〇〇		△一三、七七六
墺匈帝國		△五八、七六八		△五八、三二八		△六一、九八四		△六八、二五五
白耳義		△四、八三九		△四、八三六		△六、三二八		△六、二七三
和蘭		△一一、一七五		△一一、一〇五		△一二、六三四		△九、五八三

（備考）△印を附したるは銀を合算したるものなり

第一表の二

西曆千九百十一年一月十九日　同千九百十年一月二十日

	金	銀	計	金	銀	計
	磅	磅	磅	磅	磅	磅
英國	三四、六六一、二六四	——	三四、六六一、二六四	三六、四六五、二七六	——	三六、四六五、二七六
佛國	一三〇、〇四六、八四〇	三三、八〇七、二一〇	一六三、八五三、九六〇	一三九、〇三九、七三〇	三五、〇三三、二〇〇	一七四、〇四三、九三〇
獨國	三八、九九三、四五〇	一三、七九二、三五〇	五二、七八八、八〇〇	三九、三九〇、八〇〇	一三、五七三、五五〇	五一、九六四、三五〇
露國	一四二、八五五、〇〇〇	六、四四八、〇〇〇	一四九、三〇三、〇〇〇	一四〇、八九〇、〇〇〇	七、〇六二、〇〇〇	一四七、九五三、〇〇〇
墺匈帝國	五五、一三三、〇〇〇	一二、一九三、〇〇〇	六七、三二四、〇〇〇	五六、五四九、〇〇〇	一三、七四、〇〇〇	六九、二六三、〇〇〇
白耳義	五、四四二、六六七	二、七二一、三三三	八、一六四、〇〇〇	四、三六八、六六七	二、一三一、三三三	六、四九三、〇〇〇
和蘭	一〇、七五、〇〇〇	三、三六、六〇〇	一三、〇一一、六〇〇	一〇、〇八二、〇〇〇	二、九五六、七〇〇	一三、〇一八、七〇〇

右の外西曆千九百年末と同十年末とを比較するに其增加左の如し

第二表の三　各國中央銀行の金所有高(合衆國は國立)

西曆千九百年十二月三十一日　同千九百十年十二月三十一日

獨逸	二一二、八五四、一一八円	三二〇、〇九二、〇九四円
英倫	二七六、四〇五、三一五	三〇三、六六七、一八二
亞爾然丁	六〇、七四一、一八四	三五、八六四、六〇八九
墺地利	三三、七四二、一二三	一四五、四九〇、二四四
白耳義	二七、五三三、〇三四	七九、八八六、四九四
伯剌西	——	一八四、〇〇五、五〇〇
西班牙	一三五、五八三、〇〇〇	一五八、八二五、八〇〇
北米合衆國々立銀行	一、一九六、五一九、九七五	二、五四九、三五七、四六五
芬蘭	一三四、九八〇	八、三六七、四〇八
佛蘭西	九〇六、四六九、二〇〇	一、二四九、〇七七、七五七
希臘	九六八、四五〇	一、一六二、一四〇
和蘭	四七、二三〇、三〇七	一〇〇、六九九、四三一
愛蘭	三三、八七六、三八一	四三、二一二、二三九
伊太利	一一六、二九一、四七六	三六八、三九八、三八〇
日本	六六、四七四、四〇八	二三四、二八七、四二四
諾威	一六、六五七、三四〇	一九、三三九、九四七
葡萄牙	一〇、四九七、九九八	一三、二八七、一三四
羅馬尼	一五、四一七、七二四	四六、〇五九、四八二

露	西	亞	七三一、五六七、一三〇
塞	爾	維	二、四四〇、四九四
瑞		典	二〇、一〇五、〇二二
瑞		西	三八、七七六、七三八
土	耳	其	一四、四八八、〇一二

尙ほ他に種々の方法ありと雖も事或は市場の駈引に關し或は微妙なる爲替作用に係り東涌西沒所謂丹靑の妙處傳ふ可らざる所のものあり只佛國の慣用手段たる兌換手數料に至りては增率及金の高價購入と關聯し大に玩味すべきものあり然るに世人多く之を論ぜず尙ほ未だ盡きざる所なしとせず進んで其大要を述ぶるは敢て無用の業に非るべし請ふ少しく之を述べん

三 兌換手數料

其一 兌換手數料徵收の必要

方今佛國は本位銀貨の製造を停止し事實に於ては金本位國となりしと雖も法律上表面に於ては尙ほ兩本位制を改めず五法銀貨を法貨として流通す之に反し獨逸は法律上金本位を採用せしと雖も實際は銀本位にして尙ほターレル銀貨を法貨として使用す、然れども佛國は銀貨を有すること獨逸より多し、即ち獨逸に於ては「ターレル」銀貨の流通高凡そ四億馬にして內帝國銀行の所有に係る者約七千五百七十八萬馬(西曆千九百五年末)なり、然るに佛國の五法銀貨流通高は約四十九億五千萬法內中央銀行の所有高は約十一億法なりとす(西曆千九百四年)而して獨逸帝國銀行は「ターレル」銀貨の無限支拂の權利を主張するを敢てせずと雖も、佛國銀行は時に此權利を實施す是に於て獨逸の論者中には所謂兌換手數料なるものは佛國中央銀行が兌換の義務を履行するに當り銀貨を用ひず金貨若くは金塊を用ゆるに對するの辨償金なりと論ずる者あり、然れども是れ正面の理由にして實ろ兩本位を楯とするの口實に過ぎざるなり元來兌換手數料徵收の必要は金引留の爲め高價購入例へば英國に於て或手段を以て本位金一「オンス」を七十七志十片七五若くは七十七志十一片に購入するに當り金地金の所有者若くは金の仲買人等は之を右の高價にて賣却し、之に對し其割合にて兌換券を受け中央銀行に於て之が兌換を求め意外の利益を得、中央銀行は一方に正貨準備の充實を圖ると同時に一方に正貨を失ひ、所謂前門に虎を防ぎ後門に狼を進むるの結果を見ることなきを保せず斯の如き投機的引出の弊を生ずるの虞ある場合に於て中央銀行は自

衞の爲め且つ國家最後の準備を乾涸せしめざらんが爲め防禦の策を講ぜざるを得ず、蓋し兌換手數料の徵收は之が一方法たるに過ぎざるなり。方今獨逸に於ても金地金購入の最高價を純金一獨片(五百グラム)を千三百九十五馬とす今獨の十馬に含有する純金は三「グラム」五八四二三なるを以て此割合にては購入價格は微に造幣價格を超過す(微細の割合は千三百九十四馬九九餘なり)今少しく其割合を高むることあれば或は兌換手數料徵收の必要を生ずることなしとせず夫れ現世の要は方法多きを尊ぶ多ければ則ち多々益々便す而して其選擇は至精至妙たらざるを得ざるは論なき而已

其二　兌換手數料の徵收は臨機にして不定率なり

夫れ然り然りと雖も佛國中央銀行と雖も兌換の毎時必ずしも手數料を徵收するに非ず、則ち五穀棉花の輸入の爲め三箇月前後の手形の割引を受け金を求むる場合の如きは通例手數料を徵せず是れ蓋し此類の輸入は國際の負債にして佛國が直接間接に外國へ支拂はざるを得ざるものなれば特に手數料を徵して之を抑制するの理由なければなり、寄語す直接とは國際支拂の平均佛國に不利なるときは現金の遞送を要するを云ひ間接とは平均佛國に利ある場合に於ては輸出手形を以て優に之を支拂ひ得べしと雖も手形にて支拂へば其金額丈は佛國の獲得すべき金を減ずるを云ふ斯の如くして手數料の輕重は時と場合とに依て之を異にし固より定率の存するなし又或は磨損せる金貨を名稱價格を以て拂出し或は金貨の拂出を拒絶することあり又手數料が單に外國の金貨若くは金塊の引出しのみに對して徵收せられ內國貨幣に對する兌換の請求に及ばざることあり、畢竟兌換手數料の徵收は金の買入價格に對し賣却價格を高ふするの結果を生ずるに過ぎざるものにして、佛蘭西銀行に於ては純金一基の價格を三千四百三十七法(十法金貨に含有する純金は二「グラム」九〇三二二五)なるを以て純金一基の造幣價格は三千四百四十四法四四餘なりとし、市場價格に對照し多少の斟酌をなすは猶ほ獨の千三百九十二馬を基礎とし臨機應變の策を行ふが如し而して其變動の率は千分比例を用ゆるものとす夫れ所正は無窮の源に發し素より規定の存するなし其發する哉疾きこと風の如く其定まるや靜かなること林の如し豈に一定不動の法を以て之を律するを得んや

其三　英獨兩國と佛國との差異

前記の意味にて手數料を解釋すれば兌換手數料を徵するは佛國中央銀行に限

らず、他國の中央銀行殊に英倫銀行、獨逸帝國銀行等に於ても間接に之を徵收することなしとせず即ち英倫銀行に於ては表面本位金一「オンス」を七十七志九片(造幣價格は七十七志十片半なり)にて買入るゝを通例と爲すと雖も其賣價を七十七志十一片に引上しことあり、今其最も甚しき例を揭れば曾て西曆千九百三年十一月合衆國に向て多額の金を輸出するの必要を生じ七十八志三片に引上げたり。獨逸帝國銀行の取扱も之に類似す、即ち買は純金一獨斤(五百グラム)に付き千四百九十二馬の割合を通例とし、賣は千三百九十五馬に引上ぐることあり。由是觀之此事に就き英獨兩中央銀行と佛國中央銀行との差異は前者は其兌換券を名稱價格を以て兌換し、後者は公然手數料を徵收するにあり、故に其結果たる英獨中央銀行は金塊及外國金貨の賣出價格を兌換券を以て自國の本位金貨を引出し之を以て外國へ支拂を爲すの手數より高くすること能はず、又流通本位貨幣中磨損したる者多きときは其價格を磨損丈高くすることを得べく又外國爲替高きときは(商業上の意味にて)其丈高くすることを得べし蓋し是れ中央銀行が之れ以上に賣出價格を引上ぐるときは金塊若くは外國金貨を銀行より購買するよりも之を市場より購入し(市場より高買して之を吸集するは臨機の策なり)又は自國の金貨を請求する

兌換手數料を長期手形の割引歩合の中に包含せしむ

こと利益多きに至る可ればなり。之に反して佛國中央銀行は自國の金貨の支出を拒絕して銀貨を支拂ふの權利を行使するを得べきを以て金塊及外國金貨の賣出價格(兌換手數料)を銀貨の下落額(金銀の較差)まで引上ぐるを得るなり、又佛國中央銀行は兌換手數料を賣出價格引上の形式にて徵收せず、長期手形約七十五日前後の割引に對してのみ金貨を支拂ひ兌換手數料を長期間の利子中に包含せしむることあり、要するに佛國に於ては兌換手數料の徵收は中央銀行が外國取引に用ふる能はざる所の下落銀貨を兌換に用ふるの權利を主張し以て金貨を騰貴せしめ其外國へ流出するを防遏せんとするの方策に外ならず

手數料論者は一班を窺ひ得て全豹の利害を悟らず

其四　兌換手數料に就ての諸說

兌換手數料徵收の事實夫れ斯の如し畢竟其使用は一種の權道と方策とに出るものなりと雖も、其主唱者は此方策は金のものにして遙に割引方策に優るものありとす。此者流の論に曰く、割引方法は固より金の流出を防止するの効用ありと雖も之が爲に內國經濟界に於て通貨の騰貴を促すを以て其方策は頗る高價なり、然るに兌換手數料の徵收は單に投機的金銀賣買商若くは海外の金の需用者を苦しむるに過ぎずと是れ固より一理なきに非

ずと雖も割引政策は正道にして手數料徴收は奇道なるは論を俟たず、而して前者は論者の言の如く內國市場に於て通貨を騰貴するの不便ありと雖も此不便の爲め必要なる貨幣を外國より呼び來すの効力あり後者に至りては即ち其効驗を見るを得ず大體に於て得失優劣孰れにある哉多辯を要せずして明かなり。然りと雖も天下の事固より森羅萬象一方策にのみ是れ拘泥するを得ず時に或は清濁合せ呑むの必要なしとせず、宜しく兩策を存じ臨機應變其宜きを制し、適用を誤まるなきを期せざるを得ず、要は只國民の利益を害せざる範圍內に於て金の流出を防ぐにある耳、豈に是を捨て彼を採り實を謗りて權を執り機緣を棄てゝ理世の方便を減ず可ん哉察せずんばある可らざるなり

獨逸に於ける兌換手數料徴收の要略

輓近即ち西曆千八百九十六年以來獨逸に於ては年末三箇月間には中央銀行の割引歩合を五分に引上ぐるを通例とせしに反し、佛國中央銀行は西曆千八百九十五年以來同千八百九十八年に至るまで割引歩合を二分の低率に維持せしの事實を見獨逸の一部人士は之を以て直ちに兌換手數料徴收の結果なりとし頗る其氣焰を高めたり、今一二例を揭ぐれば該國出版の農業叢書中帝國銀行論の一節に左の如き論文あり

方今獨逸帝國銀行の正貨準備は充分なりと云ふを得ず金本位の維持の爲め減價せる銀が劣等の位置を保つ間は獨逸帝國銀行貯藏の銀は之を正貨準備と看做す能はず即ち商況若くは政況の不穩なる時期に際會せば何人も金を請求し銀の支持を甘諾する者なかるべし然るに目下獨逸帝國銀行の金所有高は富饒なりと云ふを得ず、故に瑣少の變に遭遇するも同行は忽ち割引歩合を引上ぐるの必要を生ずべし果して然らば市場は貨幣の騰貴に苦む哉論を俟たず。今之を西曆千八百九十六年の實況に徴するに當時金の米國に吸集せらるゝもの頗る多く英倫銀行は四分、獨逸帝國銀行は五分に各々其割引歩合を引上げたり然るに佛蘭西銀行は依然として二分の歩合を維持せり。是れ他なし當時佛蘭西銀行は金の流出に處するに割引歩合引上の方法を採らず兌換手數料の徴收に依りしの結果なり、人爲的に資金の利子を引上げざること佛蘭西の如くなれば獨逸の農商工は大に其利益を見るを得べし云々

斯の如き意見を有するは獨り農業團體の一部に止まらず、商賈中にも亦同樣の說を唱ふ者あり即ち獨逸に於て複本位論を主張する商業會議所中の一なるドルトムンドの商業會議所の最近年報に左の如き決議を揭載す

一　帝國の通貨は不足なり宜しく之を增加すべし

特に大に之を增加すべし

二　金流出の防遏は割引方策のみに依らず兌換手數料徴收を併用し單に商工業者の負擔を多くするに止めず又外國の金の需要者の負擔をして重から

もむべし

以て獨逸に於ける手數料論の一班を窺ふに足れり

其五　獨逸中央銀行の割引歩合と金の輸出入との關係

輓近獨逸に於ける通貨は著しき膨脹を示し帝國銀行の金所有高亦著しく增加せり即ち西曆千八百八十一年より同千八百九十七年の間に帝國銀行金所有平均高は二億七百萬馬より五億九千二百萬馬に增加し西曆千八百九十八年より同千九百一年の間には七億五千二百三十萬馬(少しく銀を含と雖も大勢に關せず)より八億六千八百五十萬馬に增加せり、斯の如く帝國銀行の金所有高は逐年增加を示すを以て之を解すれば一部農商業者の論ずるが如く中央銀行が割引歩合を增加するは金の流出を防遏するの目的のみに止らず又內地市場に於ける資金需給の景況に依るなくんば非ず之を年末三箇月に於て歩合を增加するの事實に徵するも此論の誤らざるを證するに足らん又之を事實に徵するに西曆千八百九十六年十二月には金の輸入超過は三千五百四十四基同年の總輸入超過高は一萬七百五十二基に達し、同千八百九十七年の十月の輸入超過高は六千六十六基十一月は八千八百四十四基、十二月は一萬一千百十八基にして同年の總輸入超過高は一萬四千二百八基の多きに達せり

今一步を進めて前記兩年の實況を見るに帝國銀行の割引歩合の變動と金の輸出とは必ずしも關係を有せず即ち西曆千八百九十六年三月には二千五百十九基、四月には八千三十三基の輸出超過ありしと雖も當時の割引歩合の三分の低率を保ち七、八、九の三ヶ月は共に輸入超過し其高合計一萬一千四百八十八基の多きに達せしと雖も歩合は九月に於て却て四分に引上げ十月に至り一千二百七十基の輸出超過を見るに至り歩合を五分に引上げ兩者の關係始めて順當なるを得たり、西曆千八百五十七年一月及二月には合計五百八基の輸入超過を見たるに拘はらず割引歩合は却て五分より三分五厘に引上げ四月十日より九月六日の間六、七、八、九の四箇月には合計一萬二千三百四十五基の輸出超過ありしにも拘はらず割引歩合は尙ほ三分を維持せり同年十月より前記の如く著しき輸入超過ありしに拘はらず同月十一日に至りて割引歩合は五分に引上げられ爾後引續き輸入超過ありしに尙ほ翌年一月に至るまで此歩合を維持せり而して二月には三分に引下げ、五月に至りて米西戰爭の結果金の流出を促かせしを以て歩合を四分に引上げ七、八、九の三箇月は輸入多かりしと雖も他の原因の爲め十月十日に至りて歩合

五分に引上ぐるの必要を生ぜり。是等の事實に就て之を觀れば金の流出と割引步合の增加とは必ずしも相伴はず時に一層强力なる原因の爲め相背馳することなしとせず然れども割引步合の增加は金流出を防禦する正當なる一方法たるは論を竢たざることなれば事情の許す限り之を決行せざるを得ず、又實際數月間引續き金の輸入ありと雖も其輸出を促すべき事情あるときは機に先ち步合を增加するを要す彼の獨逸帝國銀行が西曆千八百九十八年正月に於て米西戰爭の影響を豫測し、割引步合を四分に引上げしが如きは實に用意周到なりと云ふべし爾來獨逸中央銀行は着々其施設を誤らず、西曆千八百九十八年には中央率の平均四分二厘六毛にして金の輸入超過三萬五千四百四十九基、同千八百九十九年は五分一厘三毛にして輸入超過は四萬八千九百六十四基同千九百年は五分三厘二毛にして輸入超過は四萬七千二百九十四基なりとす

今試に西曆千九百年以來に於ける獨逸帝國銀行の利率變更と正貨出入との實況を見るに左の如く概ね理論と事實との符合を見る

第二表

	西曆千九百年		同千九百一年		同千九百二年		同千九百三年		同千九百四年	
	金所有高增減	利率及改率日	金所有高增減	利率及改率日	金所有高增減	利率及改率日	金所有高增減	利率及改率日	金所有高增減	利率及改率日
年首現在	三四、五八〇	七分	二六、五八三	五分	三〇、五八九	四分	三一、七二三	四分	三三、四八四	四分
一月	二、四〇五	十二日 六	一、九六八	〃	一、九六八	廿三日 ½	四、八七三	〃	一、六六九	〃
二月	二、二七〇	十七日 五½	一、五八〇	廿六日 四½	五、八二九	十二日	(一)一、二六三	十二日 ½	二、一三六	〃
三月	(一)八七七	〃	二五三	〃	(一)三〇二	〃	(一)六三七	〃	(一)一二五	〃
四月	(一)一、二五六	〃	一〇五	廿五日 四	(一)一、八一七	〃	(一)一、三五九	〃	(一)一、二四六	〃
五月	一、六五七	〃	二、二三四	〃	二、八五三	〃	一、七一八	〃	一、七一八	〃
六月	四九九	〃	五三〇	二十日 三½	二三五	〃	一、一三二	十一日 四	九五四	〃
七月	三九	十三日 五	(一)五九二	〃	(一)一、七四七	〃	(一)六三七	〃	(一)一、三〇三	〃
八月	五四	〃	(一)一六二	〃	(一)一、三五九	〃	五五	〃	四二八	〃
九月	(一)一、五四九	〃	(一)一、三二五	廿四日 四	(一)一、四一四	〃	(一)四、三六六	〃	(一)一、九八五	〃
十月	(一)一、六八九	〃	(一)九八六	〃	(一)三、〇九七	四	三、七三三	〃	(一)一、一六四	十四日 五
十一月	四三〇	〃	一、二〇七	〃	三五二	〃	九七四	〃	四、三一四	〃
十二月	二九	〃	(一)七〇五	〃	(一)一、五四三	〃	(一)二、〇二二	〃	(一)四三三	〃

	同千九百五年		同千九百六年		同千九百七年		同千九百八年		同千九百九年		同千九百十年	
	金所有高增減	利率及改率日	金所有高增減	利率及改率日	金所有高增減	利率及改率日	金所有高增減	利率及改率日	金所有高增減	利率及改率日	金所有高增減	利率及改率日
年首現在	三六、六〇〇	五分	三二、二一〇	六分	二七、五八八	七分	三七、九三四	六分五	四九、〇〇七	四分	四九、一八三	五分
一月	一、六六九	十九日 四	三、五三三	十八日 五	四、九四四	廿三日	六、三六四	十三日 六、五 廿五日 六、〇	五、八〇六	〃	五、七〇九	廿一日 四、五
二月	一、二二四	十四日 三 廿六日 三½	五八	〃	二、一三四	〃	一、六一六	〃	(一)一七九	十六日 三、五	(一)八一五	十日 四
三月	(一)五三二	〃	三、一三〇	〃	(一)二一七	〃	(一)二、三六七	七日 五、五	(一)三、八六五	〃	(一)二、〇三五	〃

四月	(一)	一、〇三五	〃	五月	(一)	二、〇一二	〃	六月	(一)	一、三五六	〃	七月	(一)	二、〇六四	〃	八月	(一)	五九九	〃	九月	(一)	三、四五八	〃
十月	(一)	一、五三〇	〃	十一月	(一)	二、三五三	十五日 五	十二月	(一)	五六三	〃												
	(一)	二、二六九	〃		(一)	二九九 廿三日	〃		(一)	一、二七六	四		(一)	二、三一三	〃		(一)	二九四 十八日	五		(一)	四、〇〇四 十日	六
	(一)	二、七一三	〃		(一)	三、九九三	〃																
	(一)	三、七三八	廿三日		(一)	七四	〃		(一)	三、七三	〃		(一)	四、一〇四	〃		(一)	七八一七	〃		(一)	二、九五五 廿八日	〃
	(一)	二、九一〇 八日	〃																				
	(一)	三、七八〇	廿七日		(一)	五、五	〃		(一)	二、九五四	九 四、五		(一)	一、三〇六	十八日 四、〇		(一)	一、五〇六	〃		(一)	四、六六六	〃
	(一)	一、五〇六	〃		(一)	一、四三	〃		(一)	五、三六七	〃												
	(一)	二、二六九	〃		(一)	二三三	〃		(一)	一、七二一	〃		(一)	一、九三九	〃		(一)	一五五	〃		(一)	七、七三七	二十日 四、〇
	(一)	七八二	十一日 五、〇		(一)	三、三五四	〃																
	(一)	二、四一六	〃		(一)	二、五五七	〃		(一)	五、六三五	〃		(一)	四、三三七	〃		(一)	二七五	〃		(一)	九、九〇五 廿六日	五
	(一)	一、九六三	〃		(一)	五、六三五	〃		(一)	二、九一七	〃												

（備考）金高は千磅止め（一）印は減を示す、西暦千九百八年八月初の現在高を掲ぐ本表は大藏省の調査に據る、歐米諸國の詳況に就ては甲種附錄第一號參觀

其六　兌換手數料の效用及其割引方策との差違

佛蘭西銀行は割引歩合を低廉に保持し容易に其歩合を變更せず、兌換手數料の徵收を以て金の輸出を抑制するを以て名あり然るに今獨佛兩國に於ける金の輸出入の實況を見るに獨逸に於ては西暦千八百九十五年以來同千八百九十八年九月迄金の輸入超過一億六千四百萬馬の巨額に達せしに佛國の輸入超過は同時期に於て僅々七千一百萬法即ち五千七百萬馬に過ぎず、抑々金輸出入の多寡は單に割引歩合の高下兌換手數料徵收の有無に依り生ずべきものに非ず貨物輸出入の多寡、國際の債權債務の關係等種々之が原因となる者ありと雖も割引方策及兌換手數料の徵收も亦預て力あるや多辯を要せず、然るに前者は自國所在の金の輸出を抑制すると同時に他國より金を招くの効力ありと雖も後者に至りては抑制の効あるも招致の力なく之を前者に比して効力の薄き知るべき耳又米西戰爭の爲め米國に著しき金需要を喚起せし時期なる西暦千八百九十八年九月迄に於ける米國の金輸入の實況を見るに此間米國が英佛兩國より得たる金は前者より五千萬弗、後者より二千四百三十萬弗に達せしも獨逸より得たるものは僅々八百四十萬弗に止まれり

元來英國は國際金銀取引の中心なるを以て當時英國が米國の要せし金の大部分を供給せしは怪むに足らずと雖も獨佛兩國は其事情を同ふす、然るに實際此差違を生ぜしは多少割引方策と手數料方策との致す所なしとせんや臨機應變兩者を併用するは可なりと雖も固執一に偏するは即ち不可なり處世の道豈に變通の術なきを得ん哉、是に於て佛國も終に其慣用手段なる兌換手數料のみを以て滿足する能はず、西暦千八百九十八年十月に至り三箇年間曾て變更せざりし割引歩合を二分臺より三分臺に引上ぐるに至れり今之を爾後の實況に徵するに西暦千八

百九十八年には中央率の平均二分一厘五毛にして金の輸出超過一億千三百八十三萬餘法なりしが同千八百九十九年には率の平均三分三毛にして金の輸入超過二億五千六百八十三萬餘法同千九百年には率三分二厘三毛にして輸入超過二億四千六百三十七萬餘法同千九百一年には率三分にして輸入の超過は二億八千三百八十餘萬法に達せり是れ單に增率のみの結果に非るべしと雖も之を手數料と併用したるの効たるや疑を容れざるなり、英獨兩國に於ては中央銀行が請求に應じて金貨を名稱價格を以て兌換すと雖も佛蘭西銀行は金貨の請求に對して不定率の手數料を徵するを以て人爲的に金貨を高くし其丈爲替相場變動の限界を擴張す。然れども又佛蘭西銀行と雖も無限に隨意に手數料を高ふすること能はず(倫敦爲替二十五法三二五に達すれば現送して十分に利益ありと雖も二十五法四〇に達することあり)其率の高低は公衆が市場に於て金を得るの難易貴金屬商賈が輸出に要する金を佛蘭西銀行に據らずして手數料なく他より買集め得るの難易に依りて定まる、即ち市場に於て金を得ること容易なるときは、兌換手數料の徵收は金價を騰貴せしめず金需要を佛蘭西銀行より市場に轉嫁せしむるの効果を生ず。元來此轉嫁は一見甚だ好すべきが如しと雖も深く之が關係を考究するときは

兌換手數料は現送金點の爲替高めの變動の區域を大にす

大に不可なるものあり何となれば

第一　中央銀行は國際に於ける金移動の情況洞察の便宜を失ふ

第二　中央銀行が供給し得べき金塊並に外國貨幣の代りに自國金貨の流出を促かし造幣費用を損失す

第三　貨幣の名稱價格は內國に於てのみ効力あるものにして外國に對しては只其包含する所の金の純分に依り之を計算するを以て金の輸出者は正貨の正量を有し及正量以上の公差の加はりたるものは選拔し爲に國內に多く磨損せる金貨を留むるの結果なし

とせざればなり。今之を事實に徵するに他に多少の原因あるべしと雖も佛國が兌換手數料方策に依りし時期に於ては佛蘭西銀行の金所有高は數年の間著しく減少し西曆千八百九十五年に於ては二十一億五千萬法を有せしに同千八百九十八年に至りては十九億四千萬法に減少せり。然るに同年十月以降割引歩合の引上げを斷行するに至りし後は所有の金貨逐年增加し、西曆千九百四年一月一日には二十三億八千三百餘萬法の巨額に達せり、然れども佛國は列强中尙ほ利率變更の最も少きものにして西曆千九百二年中は三分を維持せり。英國の如きは四分より三

金の需用を中央銀行より市場に轉嫁するは不利なり

分半(一月二十三日)、其より三分(二月六日)、其より四分に(十月二日)變更し、獨も亦一月十八日を以て四分より三分半に、二月十一日に三分半より二分に減じ、更に十月四日を以て三分より四分に變せり。今英獨間變更の關係を見るに第一は英獨に隨ひ第二第三は英獨に先つ、方今各中心市場の關係の深密なる以て見るべきなり、而して塊の如きも二月四日を以て四分より三分半に變更せり

今又西曆千八百九十六年以來の英佛兩國の實況を比較するに其差違實に左の如し、是れ兩國慣行の差あるに起因するものあるべしと雖も又以て英の市場は峻嶮にして佛の市場は溫和なるを證するものなしとせず、然りと雖も全然大勢の外に立つ能はず英國の變動に伴ふて利率の變更を決行せし例なしとせず、即ち左の如し

變更の度數

第三表

西曆年次	英	佛
一八九六	三	なし
一八九七	六	なし
一八九八	六	なし
一八九九	六	二
一九〇〇	六	四
一九〇一	五	なし
一九〇二	三	なし
一九〇三	三	なし
一九〇四	三	なし
一九〇五	三	なし
一九〇六	六	なし
一九〇七	七	二〔米國恐慌の影響〕
一九〇八	六	三
一九〇九	六	なし
一九一〇	九	なし
一九一一	三	一

其七　結論

以上論述する所を以て之を觀れば兌換手數料方策は到底奇道に依るものにして、其効用亦之を割引方策に比して一歩を讓るものと云はざるを得ず(即ち金を呼び資金を裕かにするの効力薄きこと故に單獨に之を使用するは甚だ不可なり、宜しく正道たる割引方策を基礎として手數料徵收の如きは之を奇道とし臨機變通の便を開かざる可らず畢竟處世の道は効力を尊ぶ、要は只國民の利益を害せざる範圍内に於て國家最後の準備を增殖守衞するにあり、豈に夫れ之を忽にするを得ん哉

我國の中央銀行は强大なる發行力を要す

第二目　證券準備

證券準備發行高は我國に於ては一億二千萬圓なり、今之を英の二億八千百七十五萬九千三百四十圓(內九千七百二十五萬九千三百四十圓は他行發)獨の二億七千萬圓(外三千五百八十萬圓は他行の分なり而して六千四百五十萬圓の帝國發行紙幣は別なり)に比して少しく多きに失するの感なきに非ずと雖も然れども我國は世界の貨幣市場より隔離し居るを以て(信用の程度及市場共通の情況如何は暫く別問題となす)歐洲各國と大に其情勢を異にし、利率を增加して急に他國より現金を吸收する能はざるの事實あり故に中央銀行が强大なる發行を有し有効なる發行餘力を存し以て春夏秋冬通常起る所の緩急に應じ併せて不慮の急に應ずることを得べき餘地を存するを必要とす我國保證準備發行制限の高きは情の然らしむる所にして實に已むを得ざるものあるに職由す、彼の倫敦巴里の如きに於ては少しく利率を高うするときは忽ち比隣各國の市場より現金を呼ぶを得べしと雖も我國に於ては即ち然らず假令飛電一報以て利率の增加を通ずるも歐洲市場より我國へ現金の來るは世界の半途を廻り大洋を渡て多數の日子を要す今哉サイベリヤ大鐵道の便ありて萬里の行程能く二週間の短期日を以て浦港より露都に達するを得べしと雖も尙ほ東西の市場を融和するに足らず況や冬期氷雪の候通行困難なるに於てをや、故に我國は歐洲先進國の如く資を他國に仰て應急の策を施す能はず豈に一葦江を渡ると其便を同ふするを得んや偶々現金の到着するあるも所謂六日の菖蒲十日の菊尙且つ可なり甚しきに至りては注文の雛人形が五月の節句に達し婚禮の祝品にして出產の時に達するの奇觀なきを得ず而して利率も亦往復の日子を算せざる可らざるを以て非常なる高度に騰らざる以上は其効を奏することを得ず、五日の菖蒲九日の菊に對しては或は高價を拂ふも可なりと雖も天下豈に六日十日に至り殘菖殘菊の爲め高價を拂ふの愚者あらん哉。故に

我國比隣の地に十軒店の如きありて三月二日に出産せる女兒の爲に上等雛人形一組を上已の節句用として調進し又た日本橋魚川岸の如きありて、今夕の婚禮用として上等料理五十人前を注文せば一聲能く其用を便する者なきを得ず、然るに今哉我國は此便を缺く是れ比較的保護準備發行の制限を高度に置くを必要とする所以なり然らば即ち其高は如何に之を定むべき哉、漫然國民の衣食住の費用に必要なる高を標準とすべしと云ふの說あり、具體的に國家が國民より徵收する租稅の高を標準とすべしと云ふの說あり、又法律議定當時の實況に據り之を定むる者あり英國の如き即ち是れなり。前陳の諸說全然採るに足らずと云ふに非ずと雖も、保證準備に對する發行高は斯の如き單純なる標準を以て之を定むるを得ず、國の貧富は勿論其地位情況內外貿易の關係物產の種類人口の多寡金融機關の發達、通信運搬の便否、財政の情況等種々の事情と狀況とを斟酌し詳かに民間流通の情況を觀察し國民衣食住の經營に缺く可らざる高を推定し苟も發行者に信用の存するあらば兌換の爲に呈示せらるゝことなしと信ずるに足るの點に於て之を定めざるを得ず、若し夫れ保證準備紙幣發行の爲に物價を高め、紙幣其者が正貨に對し割引に落つるが如きことあらば其過剩なる素より論を俟たず、之を要するに半

保證準備發行を定むるの標準

ば情況視察に依り半ばは具體的實況に依り之を定むるを要す我國今日の實況は事情尙ほ單純にして實際の屈伸甚だ難からずと雖も他日一層の發達を經、我國の市場四海と共通するの實を見るに際しては之が爲め多少融通の道を得ると同時に資金の出入頻繁となり我市場の情況如何に依り干滿恰も潮水の如く商況振へば即ち資金入り不振なれば即ち招還せられ、盈虧常なく曾て米國に於て實驗したるが如き情況を再演するは勢の免れ能はざる所なり我國は(利率を增減し出入を計るは他國の如く容易ならず而して商況の消長に依り自然の出入は之を免れず今哉我國凡百の事過渡の間にあり須らく學理の指導に依り他國の實驗に鑑み、大に研究を積み他日遺算なきを期せざる可らざるなり

元來銀行紙幣は期限なき請求拂の約束手形なるを以て方今の如く汚穢の極に至るまで之を流通せしめず成るべく新鮮なる者を發行するを好しとす、然りと雖も英國の如く必ずしも其使用を一度に止むるを要せず其間自ら中庸の存するなしとせず、而して其久しく兌換の請求なき者に對しては之を如何にすべきやと云ふに此處に普通の債權債務の時效を適用するは、少しく穩當を缺くの憾なき能はず、依て今米國の國立銀行の例に倣ひ十五箇年間兌換の爲に提供せられざる者は

多年兌換の請求なき紙幣の取扱

散逸と見なし代紙幣を發行するを得るものと爲し債權者の權利は之が爲に消滅せしめず、代紙幣發行後と雖も何時にても規則に從ひ引換若くは兌換の請求を爲すことを得るものと爲さば圓滿の結果を得るに近からん。我國方今此點に就て特に規定したるものなし豈に一考の價値なしとせんや、又銀行に對する債權者の權利は其發行紙幣に對する者を順位の第一に置くを好しとす、是れ英國の古智に倣ひ當初我臺灣銀行法の採りし所なり、總て是等の事項は紙幣基礎の確實を圖ると共に流通の便を慮り併せて發行者の利益を正當行爲內に全ふせん事を期するに出るものにして當局の以て注意せずんばある可らざる所のものなり

第五節　紙幣發行機關の統一

第一目　不統一の不便

我幣制が他國に對して遜色なく且つ紙幣發行機關を統一ならしめしは實に國家の慶事なり、他國に於ては種々の事情と歷史上の關係により佛露墺和蘭白耳義丁抹、諾威の外今日に至るまで中央銀行の外尙ほ數多の發行銀行を存し紙幣の統一を缺き、中央銀行が緊縮主義を執るの必要ある時に他の發行銀行は中央銀行の如く國家全體の利害に隨ひ其發行を屈伸するの觀念全からず、中央銀行の方針と背馳し一般市場の爲め不便なる結果を生ずることなきを保せず、往時は屢々此事ありて英倫銀行の、如きは其不統一より生ずる弊害の爲め歎聲を漏せしこと一再に止らざりしは覆ふ可らざるの事實なり。

第二目　獨逸の新法

獨逸の如きは西曆千八百九十九年法律を改正し中央銀行外の發行銀行は中央銀行の割引步合が四分又は四分以上になりたるときは其以下にて割引貸付に從事することを得ず、中央銀行の步合が四分以下になりたるときは他の發行銀行は其步合より二厘五毛以下にて從事をなすを得べし、而して貨幣市場が非常に緩慢にして中央銀行が自身にて私定率卽ち公定率より低き步合にて取引を爲すときは他の發行銀行は右の私定率より一厘二毛低き率にて割引及貸付に從事することを得べき旨を規定せり、然れども當時政府提出の原案には他の紙幣發行銀行は其割引步合を中央銀行の步合以下に引下ぐることを得ずとせり。由是觀之各國が紙幣發行の不統一より生ずる所の不便を避くるに汲々たる情況實に瞭然たり、而して此法律は西曆千九百一年一月一日より行はれ其より向ふ十箇年効力を有す

るものなるを以て同千九百十一年一月一日を以て期限滿了となるを以て獨逸政府は尙ほ十箇年の繼續案を議會に提出し同千九百九年の議會に於て之を通過し左の如く改定せり（獨逸は十年毎に更新するものとす）

一　證券準備に對し發行する兌換券發行期限高は從前は四億四千萬馬なりしに一億馬を增加し之を五億五千萬馬と爲し過去數年間に他の發行銀行の發行を止めたる高を中央銀行發行制限高は都合六億千八百七十七萬千馬となり三、九、六、十二の四箇月の最後の週に於ては金融の情況に依り二億馬を無稅にて發行することを許されたり、但此場合に於ては全額に對し正貨準備を要し、之なきときは五分の發行稅を賦課するものとす

二　現行法中「法貨たる獨逸貨幣」とあるは總て「獨逸金貨」と改め事實上跛本位を廢止せり

三　小切手の使用を奬勵せんが爲め之を證券準備に繰入るゝことを許せり（正金政策の一として外國小切手を證券準備に入るゝことは既に之を行ひ來れり）

配當は總收入より第一割賦として其三分五厘を引去り殘額の四分の一を超過す可らざるは從前の通りなりと雖も準備繰入は從前は殘額が六千萬馬に達するまでは其二割なりしに今回は之を一割に減ぜり

第三目　內外の別

我國は幸に國立銀行に期限ありて當時延期繼續等多少の紛糾を見しと雖も終に圓滿に此問題を解決することを得たり實に國家人民の幸福と云つべし。英獨の如きも漸次發行を中央に收むるを期し、英は西曆千八百四十五年以來二百六十一行を減ぜしと雖も今（四十年末）尙ほ中央銀行を合せて四十九銀行の發行銀行を有し、獨は西曆千八百七十三年以來二十六行を減じ方今中央銀行の外發行銀行五個を存し統一に向て一步を進めしと雖も其之を見るに果して幾年を要する哉豫め之を期する能はざるなり

第六節　國際通貨運行の原則及紙幣の發行揚

增發及引揚

第一目　國際通貨運行の原則

需給の原則は萬世を經て動かす可らず則ち知る貨幣の供給過多なるときは其價賤しく過少なるときは其價貴しとし而して貨幣は其價格低廉なる地を去つ

て高貴なる地に向ふを通理とす其出入運行を支配する所の法則を號けて國際通貨運行の原則と云ふ。夫れ一般價格の平均は取引に供せらるゝ物品の數量を以て流通貨幣の高を除したる所の積にして其分母若くは分子に變動を生ずれば則ち積を增減す今便宜の爲め前者を「ロ」として後を「イ」とし商を「ハ」とし代數式に依り其變化を示せば左の如し

(第一方式)

其一　$\frac{イ}{ロ}=ハ$

其二　$\frac{イ+イ'}{ロ}=ハ+ハ'$

其三　$\frac{イ+イ'+イ''}{ロ}=ハ+ハ'+ハ''$

其四　$\frac{イ+イ'+イ''+イ'''}{ロ}=ハ+ハ'+ハ''+ハ'''$

以上は貨物の變動なく單に貨幣の供給を增加し物價騰貴し物價下落するの狀態を示す

以下は前例の正反對にして「ロ」に變動なく單に「イ」を減少するものなるを以て物價下落し通貨高貴となるの狀態なり

(第二方式)

其一　$\frac{イ}{ロ}=ハ$

其二　$\frac{イ-イ'}{ロ}=ハ-ハ'$

其三　$\frac{イ-イ'-イ''}{ロ}=ハ-ハ'-ハ''$

其四　$\frac{イ-イ'-イ''-イ'''}{ロ}=ハ-ハ'-ハ''-ハ'''$

(第三方式)

其一　$\frac{イ}{ロ}=ハ$

其二　$\frac{イ+イ'}{ロ+ロ'}=ハ$

其三　$\frac{イ+イ'+イ''}{ロ+ロ'+ロ''}=ハ$

其四　$\frac{イ+イ'+イ''+イ'''}{ロ+ロ'+ロ''+ロ'''}=ハ$

(第四方式)

其一　$\frac{イ}{ロ}=ハ$

其二　$\frac{イ-イ'}{ロ-ロ'}=ハ$

其三　$\frac{イ-イ'-イ''}{ロ-ロ'-ロ''}=ハ$

其四　$\frac{イ-イ'-イ''-イ'''}{ロ-ロ'-ロ''-ロ'''}=ハ$

第三及第四式は「イ」の增加と同一の比例を以て「ロ」に增減を生じ「ハ」に變動を生ぜざる場合を示すものなり斯の如きは實際に於ては殆ど起り得べからざる事に屬すと雖も方式として之を存するを妨げず

今斷事觀三昧に入り靜かに物價の變動を察するに魔障若くは若爲の情ありて之を妨ぐることあるに非ずんば三昧の示す所前記諸方式の如く物價の變動は貨幣の多寡に伴ふ即ち甲國に於て通貨增加し乙丙丁等の諸國に於て其變動なきときは貨幣甲國を去つて他國に向ひ乙國に於て然るときは其流方甲丙丁等に向ふは之を條理に照し之を事實に徵して明かなり紙幣增發の時の如きは本原則の動作最も顯はる請ふ次目に於て之を說かん

第二目　紙幣の發行及增發

紙幣の發行は通貨の供給を增加し國際通貨運行の規則茲に其動作を生じ正貨の輸出物品の輸入を促すは實に已を得ざるの數なりとす今事の解し易からんが爲め圖式を以て其變化を示せば左の如し

上圖の「イロハニ」の圖環は一國の貨幣必需の高即ち第一方式以下の「イ」に該當するものにして全部を正貨なりと假定し之に「いろはに」の點線を以て示す所の圓環に恰當する紙幣を加るときは貨幣と他物の關係は第一方式の二の如き狀態となり物價騰貴し物品の輸入增加して正貨流出し當該國通貨の形狀は上の圖解の如く變化を生じ正貨は「ホヘトチ」の點線圖環大に減じて紙幣之れに加はり通貨全部の高舊に復して其價格を恢復し物價當初の地位に復歸し第一法式の一の如き現態を呈す

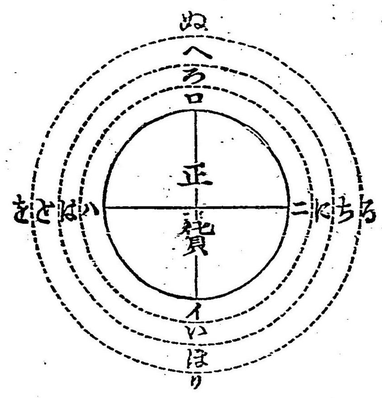

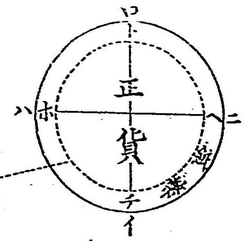

此所に在る紙幣の高は第一圖解の「イロハニ」と「いろはに」との圓環中に在る者と同額なり

第二回に「ほへとちり」の點線圖環丈の紙幣を發行するときは前記の順序を經て貨幣の狀態左の如くなり正貨は「リヌルヲ」の點線圖丈に減少し物價舊に復す

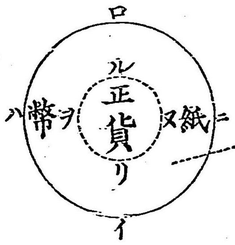

第三回に「りぬるを」の點線圓環丈の紙幣を發行するときは前記同樣の順序を經て當該國の貨幣は上圖の四の如く正貨出て盡して全然紙幣となるに至りて一國の通貨は盡く紙幣となり正貨其跡を收むと雖も貨幣の供給は尙ほ舊の如くにして他の變動を生ぜざる以上は通貨と物價の關係舊に復して物價又舊に復す

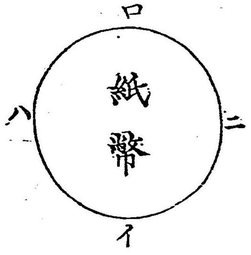

此所に至りて一國の通貨は盡く紙幣となり正貨其跡を收むと雖も貨幣の供給は尙ほ舊の如くにして他の變動を生ぜざる以上は通貨と物價の關係舊に復して物價又舊に復す

然るに尙ほ進んで「いろはに」の點線圓環丈第四回に發行を爲すときは通貨の狀態は第一方式の二の如くなり最早輸出すべき正貨なきを以て通貨國中に盈溢し增發の勢を完成して物價騰貴す增發此の所に止まれば災尙ほ小なりと雖も元來紙幣の增發は野火の如く一たび煙火を見れば全原灰土とならざれば止まず「いろはに」の增發は「ほへとち」(第一圖解參觀)の增發を促し更に進んで「りぬるを」の增發を誘ひ第一方式の三四の如き狀態となり、始ど其止まる所を知らず其弊收拾す可らざるに至るは之を史乘に徵して明かなり、毒矢既に絃を離る其害知るべき而已況や再發相次ぐに於てをや速かに之を收め再發せしめず、傷痍を醫癒するの策を採らざる可らざるなり

今之を矯正せんと欲せば紙幣の消却を斷行するか事業の發達を促し貨幣の需用を增加するか孰れか其一方を採り若くは其兩方を斷行せざるを得ず然りと雖も事業の發達を促し殖產を進むるは時平かにして信用の基礎鞏固なる時に於て尙ほ且つ容易の業に非ず況んや紙幣增發せられ信用地に墜ち百業萎靡衰退するの時に際しては固より之を望むを得ず其兩樣を斷行するは固より難事中の難事にして殆ど不能の事に屬す紙幣の價格を回復せんと欲せば其方法消却の一事あるの耳

第三目　紙幣の引揚

紙幣の消却を決行し先づ第一圖の外環たる「りぬるを」を消却するときは貨幣の狀態は第一方式の三の如くになり。進んで「ほへとち」を消却すれば同上二の如くになり更に進て「いろはに」を消却すれば同上一の如くになり舊狀を恢復し物價又舊

第二圖の一

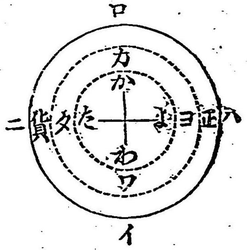

に復し前記第一圖解の四の如き形となる。然れども一國の貨幣を全然紙幣とし正貨缺乏するは國家全體の爲め甚だ不利なるを以て其供給を增加せざるを得ず。然るに其供給は當該國をして苟も貴金屬生產國たらしめざる以上は外國貿易に依るの外之を得るの道なし、假令貴金屬生產國たるも紙幣を消却し通貨を減少せざれば之を國中に留むることを得ず（此場合に於て事業を計るは前記の如く、不可行の事なり）

故に其目的を達せんと欲せば進んで紙幣を消却し物價を下落せしめざるを得ず今第二圖の一の「イロハニ」と「ワカヨタ」の點線環の間の紙幣を引揚るときは同上の二の通貨と物價の關係は第二方式の二の如くなり正貨の輸入を促し「イロハニ」の圓環は復す。尙ほ進みて「ワカヨタ」と「わかよた」間の紙幣を消却すれば通貨減縮して再び第二方式の第二の如き關係となり物價下落して正貨の輸入を促し貨幣の狀態は次

右圖の如く正貨
となり紙幣と入
り交り物價舊に

同上の三

の圖の如き形を表はし正貨增加す

更に進みて「わかよた」の紙幣を消却するときは物價復た下落し貨物の輸出を促し以て正貨の輸入を誘致し、紙幣は之を消却し畢りて正貨增加し當該國の貨幣は正貨のみとなり（代用紙幣は之あるべきも）物價又舊に復し第一圖の「イロハニ」の狀態に復歸す、消息數あり盈虧誰乎爭はん

以上陳述する所のものは紙幣の發行より增發に至り、更に進みて其消却及正貨恢復に至るの概況なり、今之を古今內外の史乘に照し近く我明治十年代の閱歷に鑑みるに思半に過るものあり、其過を再びせざること冀望の至りに堪へざるなり

第二章　不換紙幣

第一節　總論

兌換券及通貨運行の原則等に就ては粗々之を陳述せり、故に今一步を進めて不換紙幣に就て一言せん。元來國家は常に太平無事なること能はず時に內憂外患の起るは蓋し免れ能はざるの事に屬す。不幸にして事變大なれば不換紙貨の發行亦已を得ざる所のものあり。故に不換紙貨發行の事は豫め之を研究し、事に當り遺策

なきを期せざる可からず

世人往々不換紙幣は先天的に其價格下落するものなりと信ずる者ありと雖も是れ大體に通せざるに座するものにして一箇の謬見たるに過ぎざるなり。抑々不換紙幣の價格下落するは其發行者の不信用なるか若くは其發行高の過多なるかに由るものにして苟も發行者最後の信用に疑ひなく、發行額一國の通貨需要點に超過せざれば一時の原因が異狀の動作を爲すの外漫りに下落するものに非ざるなり。然りと雖も茲に其弊害の生じ易きは不換紙幣は兌換の義務なきを以て發行者動もすれば當然執るべきの注意を缺き。又周圍の情況に抵抗するの自信なく不知不識の間に增發に陷るの虞あること是なり。元來紙幣の增發とは其發行高が一國貨幣の需用高に超過したる分を云ふものにして假令ひ正貨と雖も其供給が需用高を超過するときは其價格を減ずるは紙幣と異なることなし。然りと雖も兩者の間固より大差なきを得ず、何ぞ哉他なし前者は自然の彈力を有し其供給過多なれば則ち出て、過少なれば則ち入り屈伸弛張、自在の行動を爲すの力あり、後者に至りては即ち然らず、其額過多なりと雖も國境を越へて他國に出づるを得ず、利率の增加若くは强制消却等の如き人爲を以て市場より之を吸收するに非ずんば其額

不換紙幣は增發となるの虞あり

紙幣は自然の彈力なし

をして需用に相當せしむることを得ず永く國中に浮游して紙幣下落、物價騰貴の勢を逞ふす、而して紙幣一たび增發せらるゝときは百弊併び生じて收拾す可らず大に戒むべきものあり、孫子曰く盡く兵を用ゆるの害を知らざる者は則ち盡く兵を用ゆるの利を知る能はざるなりと宜なる哉、請ふ先づ其弊害より之を說ん

第二節　增發の害

第一目　一般の弊害

元來紙幣は彈力を缺き正貨の如く自然に屈伸弛張するの力なく供給一たび其度に過れば物價騰貴、紙幣下落、投機勃興、輸入超過、實業の萎靡、驕奢の增長等種々の惡兆を續發し諸般の禍因となり、經濟上、財政上、政治上、社會上直接間接に不測の災を生ず、其所謂經濟上の災害とは紙幣の下落、物價の騰貴、物品の輸入超過、投機の勃興、利率の上騰取引の澁滯等是なり。財政上の災害とは納稅其順を失ひ、物價騰貴して國費を增加し、公債の價格下落して國家の信用を害ひ、甚しきに至りては增稅の必要を生ずる等是なり。政治上社會上の災とは生民衣食に苦み禮節を忘れて犯罪多く國用給せずして內不良を制すること能はず、外侮を防ぐ能はずして貧富其所

を異にして社會の調和を失ふ等是なり。元來投機の勃興は正業の發達を妨ぐ而して投機者流は多く其終を全ふせざるは固より其所なり、然りと雖も率先風雲に乘ずる所の二三の輩は或は一攫千金の暴利を得るなきを保せず。是に於てか水心魚心先づ相寄り終に衆庶の附和雷同する所と爲り其傳播の速かなる疫癘啻ならず投機熱の流行實に驚くべきものあり、斯の如きは固より自然に從ふに非ずして結局產を破り身を滅ぼし、落魄困難如何とも爲し難く延ひて災を市場に及ぼし弊端百出收拾す可らざるの現象を呈するは之を史上に照らし歷然として指呼の間にあり復た多辯を要せず

第三目　增發は投機を誘發し通貨の需用を增加す

先天的投機心を以て生れ國家の利害を顧みざるの輩自ら進で其災厄に陷るは所謂夏蟲飛んで火に入るの類にして之を救ふに由なしと雖も然れども燈火の輝く所是れ夏蟲の集まる所、漫に罪を蟲類にのみ歸するを得ず、殊更に人爲を以て商界の血液たる通貨を汚毒し其神經たる信用を紊亂し、物貨を變動し以て投機を誘發し、終に良民を驅りて渦中に投じ狂瀾怒濤の間に漂はしむるが如きは、實に無慘酷薄の極と云はざるを得ず。凡そ天下に愼むべく恐るべき者少らずと雖も其禍害の大なる紙幣增發に過るものなく古來虎よりも恐るべしと稱する所の收斂よりも尙ほ一層恐るべきものあり

通貨の新需要を生ず

元來紙幣の增發は物價を騰貴し投機熱を誘發し、投機的商品維持の爲め過當なる融通の必要を生じ事業進行の爲め豫定金額の增加を要し、金融の必要を增加し爲に金利を上騰す。例へば茲に新に紡績事業を經營する者ありて當初百萬圓の資金を以て事業を設計せりとせん、然るに中途にて紙幣增設せられ物價騰貴するときは百萬圓を以て其企圖を成就する能はざるは必然の數なりとす然れども半成の機械室は其工事を止むるを得ず、注文の機械は既に其半ばを得、其殘部を破約するに便ならず、必ずや資金の融通を請ふて無理にも其事業を進行せざるを得ず、若し夫れ斯の如き場合一二に止まらば實際に於て敢て著しき影響なかるべしと雖も事一般に及ぶに於ては勢ひ金融の請求夥しく增加せざるを得ず加ふるに物價の騰貴に際しては買ひ進み賣り惜みの情起り信用を濫用して購買を繼續し、既に購入せし物は之が維持を計り其仕入金の支拂期限來るも容易に之を賣却せず成るべく金融を求めて持耐えんとし、所謂思惑無理算段を爲し一時を彌縫せんとする者陸續踵を接し殆ど止まる所を知らざるに至るは之を史上に照し歷然として

爭ふ可らず。若し投機の原因をして貨物需給自然の變動より來るものたらしめば尙ほ或は恕すべしと雖も人爲的に紙幣の增發を以て市場を煽動し其焰火を揚ぐるに至りては夫れ之を健全圓滿にして無事太平なる商界を阿鼻地獄に變じ商賈をして無盡不滅の猛火の中に叫喚せしむるものと云ふと雖も敢て誣言に非ざるなり

思惑の爲め融通の請求を增加す

第三目　增發は金利を增騰し有價證券の價格を減ず

世上深く事物の眞相を穿たず只一遍の道理に依り金利の低下なるは偏へに通貨の供給多きに因るとなす者なきに非ずと雖も凡そ天下の事大少となく斯の如く單純なるを得ず。抑々通貨の增加は物價の騰貴を來し爲めに資金の需用を加へ其度合强大なるときは金利昇騰の結果を見るは數の免れざる所なり明治十年代の實歷之を證するに餘りあり、然るに當時紙幣の消却を不可とし市場既に金利の高きに苦しむ、紙幣消却の如きは更に金利を上騰すべきを以て國家の爲め甚だ不可なりとの說を爲す者ありしは方今尙ほ吾人の記憶に存する所なり、古今內外「インフレーショニスト」即ち增發黨なる者ありて時に奇說を吐くなしとせず、米國の紙幣下落の當時に於ける勞働者資金供給說の如き妄誕無稽固より一笑の値だになく又之に反對する所の腐敗鷄卵の引例の如き穿ち得て絕妙の域に達せり。然りと雖も我國の閱歷亦之に讓らず豈に五十步を以て百步を笑ふを得んや、而して其黨の由來を尋ぬれば債務派に非ずんば即ち投機者及其亞流に屬す夜行の百鬼其行を異にすると雖も自ら其因を有するなしとせず豈に鑑みざる可けん哉百鬼其行尙ほ或は恕すべく甚きに至りては萬鬼晝行の狂態を演ずるなしとせず豈に愼まざる可けんや請ふ其概況を左に表せん

第四表

紙幣流通高（年末）　金利（東京市貸付千圓以上一萬圓以下）　七分利公債平均相場

明治十年	一一九、一四九、八〇三	一、〇二	八三、四円九五
同十一年	一六五、六九七、五九八	一、〇五	八一、三〇七
同十二年	一六四、三五四、九三五	一、二〇	七一、八五一
同十三年	一五九、三六六、八三六	一、三一	六九、五〇〇
同十四年	一五三、三〇二、〇一二	一、四〇	七三、三八二
同十五年	一四三、七五四、三六三	一、〇一	八三、九四七
同十六年	一三二、二七五、〇一二	〇、七六	

同十七年	一二四、三九六、一七五	一、〇九
同十八年	一二二、一五三、七五七	一、一四
同十九年	一三六、三二八、一〇九	〇、九二

由是觀之通貨の減少は公債の價格を增加し金利を減少するは歷然として覆ふ可らず此間一點の疑を容るゝ能はざるなり而して有價證券の騰貴は金融を便にし其下落は之を不便にす、紙幣增發の金融を阻害する多辯を要せずして明かなり

第四目　增發は物價を上騰し輸入を增加す

又紙幣增發が物價及輸出入の上に如何なる影響を及ぼすやを見るに學理の說く所と事實の發生と實に符節を合すが如し、請ふ之を表出せん

第五表

全國平均物價

明治十年	四、三五〇円	二三、三四八、五二二円
同十一年	五、〇九三	二五、九八八、一四〇
同十二年	七、一二八	二八、一七五、七七〇
同十三年	九、〇三〇	二八、三九五、三八七

物品輸出

同十四年	九、五二八
同十五年	八、五八五
同十六年	六、八九〇
同十七年	六、〇九〇
同十八年	七、三六〇
同十九年	六、三三〇

物品輸入

同十四年	三一、〇五八、八八八
同十五年	三七、七二一、七五一
同十六年	三六、二六八、〇二〇
同十七年	三三、八七一、四六六
同十八年	三七、一四六、六九一
同十九年	四八、八七六、三一三

（備考）物價は全國米大麥大豆清酒、四品の一石の平均相場なり

由是觀之不換紙幣の增發は物價を騰貴し輸入を增加し輸出を減少する哉疑を容れず

又南北戰爭に際し合衆國政府は巨額の紙幣を發行せしが之が爲め物價を騰貴し金を外國へ驅馳せしこと（多少の他に副因あるべしと雖も主因は紙幣增發なり）

西歷千八百六十二年に於ては	四三、〇六五、七八二円	三一、一九一、二四六
同　千八百六十三年に於ては	一一三、二八四、四〇〇	二九、四四六、五九四
同　千八百六十四年に於ては	一七八、九六九、七三〇	二八、四四四、八四二
同　千八百六十五年に於ては	一〇三、七六五、六一〇	二九、六七二、六四七
		二九、三五六、九六七
		三二、一六八、四三二

合　計　四三九、〇八五、五二二

の巨額に達し歐洲市場に於ては之が爲め物價に一割の騰貴を來し多少の投機を惹起せり

第五目　前二目の綜合及戰後の實況

前二目に依りて之を見れば不換紙幣增發が如何なる結果を生じたるやを見るに餘りあり、尙ほ當時の狀況を一目瞭然たらしめんが爲め前揭數計表を一括し一覽表となし之を左に揭載し以て後學研究の資に供せんとす即ち第六表の如し

又明治二十九年以降所謂戰後勃興時代の實況を見るに償金繰入、軍備擴張、民間起業の狂熱等種々財界の紛糾を生ずべき原因ありて實際に於ては物貨及び勞力の需用超過し其價格の騰貴となり、其騰貴は通貨の膨脹を促がし通貨の膨脹、物價騰貴の度を高め通貨の需用を增加して其增加を促がし更に進て狂熱を高め互に因となり果となり其間償金回收、國債募集等人爲的行爲之に加はり事情錯綜千變萬化の狀態を顯し殆ど名狀す可らざるものありと雖も、是等の事情を綜合し一表(第七表)を製し之を見るに大體に於て學理の指導に背かず善惡の兩因其結果を異にし眞理の發動聲の響に應ずるが如し、其間貨物の輸出は國勢伸張の爲め大體に於て增加を示すと雖も、亦以て通貨の增減、物價の昇降に伴ひ其消長を示す、而して之を前表に比するは通貨增減の影響頗る敏速なるものあり、是れ我國一般の進步が事業の各部に涉りて深密の關係を生じ人智の發達運輸通信の便亦昔日の比に非ざるを證するものとす、而して三十一年の下半期より三十二年の上半期に當り利率を減ずると同時に通貨の流通高を增加したるが如きは偶々以て三十二年上半期に於て戰後勃興の餘勢漸やく治まり、財界將に順況に移らんとするの趨勢を變じ、其餘灰を煽動し狂熱の再發を促せしの觀なきを得ず、通貨供給の影響夫れ斯の如し豈に鑑みざる可ん哉

第六目　不換紙幣の下落は一般の取引上に澁滯を生ず

近年の英吉利の學者は西曆千八百二十一年該國に於て兌換制度の恢復せられし後に成長したる者多くして紙幣增發の實況を目擊せず又英國は不換紙幣の發行を愼み其の下落他國に於けるが如く甚しきに至らず自國に於て甚しき弊害を見ざるの故乎英國の學者は不換紙幣の弊害を極端に論ずるもの甚だ少なく「紙幣の下落は世人の論ずる如く憂ふべきものに非ず何となれば例へば紙幣の下落二割なるときは千磅の代りに千二百磅を以て取引し而かも紙幣の供給二割を增加

すれば卿か差支なく、只々物價の稱呼が少しく多くなるのみなればなりとの說を把持するが如し斯の如きは事實を認めざる一種の樂天主義にして紙幣の下落は決して一割若くは一割二分と云ふ如く定率を以て一定不動に居据はるものに非ざるなり

元來增發の場合に於ては紙幣價格は朝夕に變動し而かも豫め其程度を測定するを得ず、今一例を設けて之れを論ぜんに紙幣の平均下落は一割五分にして時あつては二割の下落を示し、時あつては一割に上騰すと假定せば物品の販賣者は其最大下落即ち二割を見込まざるを得ず之に反して購買者は其最少下落即ち一割を見込まざるを得ざるは當然の理勢なり果して然らば取引は貨物其物の價格の變動に注意するの外通貨價格の變動にも注意せざるを得ず多くの場合に於ては前者よりも寧ろ後者に重きを置かざるを得ずして貨物相場に就ての商業相當の配慮は客位を占め貨幣價格變動に就ての注意は却つて其主位を占め市場の取引は全く投機の質を帶び來りて正業の發達を妨げ其禍害實に測り知る可らざるものあり殊に外國貿易の如く多數の日子を要するものは其間に如何なる變動を生ずるか豫め之を測知することを得ず大利を豫期せし所の取引も或は大損に歸し多少の損失を豫期せし所のもの却て大利益に變ずる等種々の變調を來し大に投機の區域を弘め其混亂實に名狀す可らざるものあるは實驗上爭ふ能はざる所にして復た疑を容るゝの餘地なし、畢竟紙幣の增發が投機を誘發するは其價格の斷へず變動するにありて其弊害は物品價格の變動より更に幾層の重を加ふるものあり何となれば後者は一部に限局すると雖も前者は廣く一般に延及すればなり

第七目　增發は貸借の關係を紊亂す

紙幣の增發は其價格を動搖下落せしめ前述の如き災を惹起するのみならず大に貸借關係に混亂を起すの虞あり即ち其貸借當時と辨濟期との間に貨幣の購買力に差違を生ずるは勿論既說の如く金利の上騰に從ひ有價證券は其價格を失ひ其擔保價格減少して貸借の媒介力を減じ或は增し擔保提供の請求に遭遇することなしとせず。不動產の價格の如きは一時或は增加を示すべしと雖も而かも其動搖常なく以て確實なる抵當物となすを得ず而して紙幣價格恢復期に於ては其價格を減じ增抵當徵收の不幸を見るなきを保せざるなり、米國に於ては此の類例あり、手形の割引亦然り其歩合を定むるの困難なるは物品價格を定むると選ぶ所なく紙幣增發の金融を妨ぐる凡そ斯くの如し、夫れ貸付割引は資本の効力を增加す

苟も其圓滑を妨ぐるものあれば力めて之を芟除すべし紙幣の下落は即ち之が一大障害たり速かに其流通高を減少し以て兌換の制を復すべきなり

第八目　增發は貯蓄を妨げ勞銀の實力を減ず

紙幣の下落は物價の騰貴となり國民生計の費用を增加し下層人民の困難を添へ貯蓄の增加を止め甚しきに至りては貯金の引出を要す果して然らば銀行の融通資金を減少し或は固定資本と流動資本との均衡を失ふに至り事業の發達を阻碍するの結果を見るなきを保せず、而して勞銀歩合は物價に伴はず物價の騰貴に比例し勞銀の增加を見る能はざるは兩者の關係上然らざるを得ざる所にして、又事實の屢々證明する所なり果して然らば紙幣の下落は延ひて勞銀實力の減少と、なるや論を俟たず加ふるに紙幣の增發は一時事業の勃興を促し勞力の需用を增加することありと雖も到底久きに堪ゆる能はず徒らに投機を奬勵し空商を誘致し結局正當なる農商工の事業を萎靡衰退せしめ、勞力の需用を減じ勞力者は當に物價の騰貴に苦むのみならず、其受る所の勞銀の金額に於ても亦著しき減少を見るの不幸に陷るなきを保せず。不換紙幣の增發は實に勞力者を苦しむるに二重の力を有するものと云ふべくして實に惧るべきの甚しきものとす

第九目　增發は一定の歲入を有する者の利益を害し

併せて國費の增加を來す

不換紙幣の增發は前目に論ずる如く勞力者の利益を害するのみならず公私の使用人恩給人又は公債證書所有者の如く一定の歲入を有する者の爲め甚だしき不利を生ずるものとす國家も亦被害者の一にして而かも其大なる者たり。元來國家の費用中俸給公債元利恩給金等の如きは紙幣の下落の爲め之を增加することなしと雖も廳費其他の物品費殊に海陸軍の糧食、被服、船艦兵器等の費用の如きは物價騰貴の爲め非常なる影響を蒙むり之が爲め新に財源を要し或は租率を增加し、新稅を起し甚しきに至りては國債を起さざるを得ざるの極に陷ることなしとせず又數年繼續する所の國債支辨の新事業の如きは債額を增加するに非ずんば當初の計畫を全ふする能はざるに至るなきを保せず、紙幣の增發は徒らに國家の經費を增加し現世に於て國家の負擔を增加するのみならず永く之を後世に及ぼすを通例とす豈に愼まざる可んや哉

第十目　不換紙幣は無利子公債なりとの說は非なり

然るに茲に一奇說を唱ふる者あり何そや他なし不換紙幣は無利子の公債にし

て國家の爲に利益ありと論ずる者是なり斯の如きは固より大誤謬たるを免れず假令不換紙幣が下落せざるも政府は稅金を以て之を償却する能はざるときは別に利付公債を起し以て之が償還を圖らざるを得ず而して一旦不換紙幣の下落を見るときは假令政府は普通の收入を以て之を償還し得るとするも下落の度合如何に依り非常の高利を拂はざるを得ず例へば紙幣の下落五割に達し正貨百圓に對し紙幣百五十圓を要するとせば政府は百五十圓の負債を起して實價百圓を收入し他日正貨を以て償還の爲め百五十圓を支拂はざるを得ず果して然らば實は百圓の公債を起し其償還の爲め百五十圓を支拂はざるを得ず今之を利子に引直すときは五箇年にて償還すれば年利一割に當り十箇年にて償還すれば五分に相當す豈に夫れ之を無利子と云ふを得んや哉而して有利公債を起して不換紙幣を償還する場合の如きは更に損失を重ぬるものと云はざるを得ず何となれば下落の爲め膨脹したる元金に利子を支拂はざるを得ざればなり。米國の南北戰爭の場合の如きは紙幣の下落一時二十五割に達せり豈に鑑みざる可けん哉

第十一目　不換紙幣は政治上に甚しき弱點を生ず

不換紙幣を有する國は假令增發に至らずと雖も政治上に大なる弱點を有す。元來不換紙幣は國境を超えて用を爲すを得ず其一たび境を超ゆる時は一片紙たるに過ぎざるなり、故に一旦內外の變に遭遇して專ら事に軍旅に從はざるを得ざるに至りては其効用の大半を失ふ國家に此の弱點あるに方り偶々內憂外患の起るあれば勢ひ强硬なる政略を取るに由なし又或は敵國は虛に乘じ釁を開くの虞なしとせず不換紙幣の國威を傷ふ實に大なり故に不幸にして不換紙幣のあるあれば百難を排して之を償却し速に正貨準備を充實して以て不慮の變に備へざるを得ず而して文明の戰鬪は費用を要すること巨大なり假令平日出師準備の完備するも一旦大兵を動かすときは臨時非常の費用を要するは論を俟たず不換紙幣は其流通內國に止まり而かも國難に際して大に其價格を失ふ豈に寒心せざるを得ん哉。抑々正貨準備の多寡は國威の關する所にして近年各國が孜々汲々として其維持に努め更に進んで其增殖に營々たるは既論の如し、既に巨額を有し尙且つ其維持蓄積を圖るの要ある斯の如し況や其兌換を維持するに足らざるに於てをや、何を以て乎國威を宣揚し其信用の基礎を鞏固ならしむるを得ん哉夫れ國九年の蓄へなければ是れ之を不足と云ひ、六年の蓄へなくんば則ち急なり、三年の蓄なくんば國其國に非ざるなり、遠き慮なければ則ち近き憂あり、豈に治に居て亂を忘るる

るを得んや、不換紙幣の以て持續す可らざるは多辯を要せず

第十二目　增發は社會の不折合を來す

不換紙幣が政治上に及ぼす所の弊害は上來略陳せし所の如し、而して其社會を蠹害する亦多大なり不換紙幣の一たび發行せらるゝや、假令未だ增發に至らずと雖も、其額從前の正貨に加はり通貨の供給爲に增加す、故に其間貨物增加し、取引增進し、特に通貨の需用加はるに非ずんば物價騰貴し輸入を增加し正貨濫出の現象を呈するや論を俟たず、爾後發行を止むれば或は可なるべきも進て發行を繼續するときは隨て發行すれば從て物價の騰貴となり正貨の濫出となり爲に事業熱を誘發し、原料品及勞力の需用不當に增加し格外に其價格を增加し一時其供給者と勞力者の收入を增加し產業未だ成らざるに既に細民多數の消費力を增し、物價騰貴の勢力を助長し貨物の輸入增加すと雖も敢て需用の減少に苦しまず、益々正貨の輸出を促がすは數の免れざる所なり斯の如き時に於ては投機者流中先鞭を着たる部分は一時意外の利益を得茲に驕奢の弊を生じ勤儉の美風は漸次に消滅し濫用消費弊風を誘發し紙幣の發行益々加はり輸入愈々增加し正貨は市場に其跡を斷ち純然たる增發の境遇に達したる後は物價一般に騰貴し、通貨膨脹の爲め國民の名義上の收入は增加すべくも其實力は多少の減少を免れずして、購買力は不換紙幣增發前より却て減少するに至るは紙幣增發に伴ふ所の普通の結果なり然るに一旦驕奢の弊に陷るときは急に從前の勤儉なる風俗に歸するを得ざるは人情の常にして此所に於て大困難を生ずるを通例とす而して其間古來の舊家にして此變動の爲に零落し之に反し偶々幸運に際會し風雲に乘じ暴富を得る者なしとせず則ち主人は零落し家來家僕は所謂劇か紳士となる等の變體を發成し前者は貧に居て貧に處するの道を知らず後者は社會の秩序儀禮に慣れず社會の上下非常の不折合を生じ圓滑の進行を妨ぐるなしとせず。是れ一見小事の如しと雖も社會秩序の調和を失するは不經濟の大なるものたるや疑を容れず、人爲を以て殊更に斯の如きの混亂を惹起するが如きは思はざるの甚しきものと云はざるを得ざるなり

第十三目　不換紙幣消却に伴ふ所の困難

夫れ不換紙幣の增發は大地震の如し劇震一たび起れば之に次ぐに數回の強震を以てし強震に次ぐに弱震を以てし弱震に次ぐに微震を以てし民庶の生命財產を危ふし屢々人心を驚かすに非ずんば地盤の平均を復し地層を整ふること能はず

ざるなり。蓋し經濟財政政治社會の地層が增發てふ劇震を受るときは其餘響として數回の震動を免れず百事壞頽して收拾す可らざるの情況を呈す之を救ふの道は只其地層を整ふるにあり其地層を整ふるには兌換制度回復の外他に術の存するなし。信用の基礎を紊亂し之を救はず而して生産事業を擴張し以て正當に貨幣の需用を增加せんと欲するが如きは是れ醉者に勸むるに酒を以てし其醒るを待つものと何ぞ選ばん百年黃河の澄むを待つ尙且つ可なり信用を紊亂し殖産の擧るを待つは萬世を經るも蓋し得難し故に一旦增發の弊顯はるゝに方りては先づ紙幣を消却し其供給を減ずるより他に方法の存するなし、然りと雖も其消却は物價を低落し、商業の沈滯を來し其狀恰も霍亂患者が劇しき吐瀉の爲に惱むが如きものあり、是れ實に已むを得ざるの結果なり、夫れ是れを忍ばずんば遂に全身を滅ほすに至らん豈に怖れざる可ん哉。夫れ然り然りと雖も此災をして普通市場の恐慌より來るものたらしめば或は已を得ざるべしと雖も人爲を以て不換紙幣を增發し其結果民を苦しめ國を害するが如きは實に容恕し能はざる所なり、不換紙幣增發の害實に大なりと云つべし

第十四目　不換紙幣の發行機關は中央銀行の如き活動自在なる者たるを要す

不換紙幣增發に就ては粗々之を論ぜり今終に臨み其發行機關の事に就て一言する亦無用の業に非ざるを信ず時平かに市場無事なる時は其發行者の政府たると銀行たるとを問はず其間大差なきが如しと雖も前者は屈伸の自由を缺き後者は比較的に自在なり而して不換紙幣の場合の如きは兩者の間至大の差違を生ず勿論政府發行の紙幣と雖も銀行が市場の操縱を誤らず增發の徵あるときは利率を上騰し銀行に紙幣を回收するときは紙幣の現流通高減少し甚しき弊害を生ずるに至らしめざるを得べしと雖も銀行は其自己發行の紙幣に非ざるを以て直ちに之を消却することを能はず政府も亦銀行が吸集したる紙幣を無償にて納付せしめ之を消却することを得ず一たび引揚げたる紙幣も再び市場に流出し易きは當然の勢なり。然りと雖も之をして銀行自己發行の者たらしめば銀行は直ちに之を營業部より發行部に送り消却を了し根底に於て其供給を減ずることを得べくして紙幣の消却比較的に容易なり

政府を發行者とするの不可

政府發行の紙幣は即ち然らず之を減少せんと欲せば必ずや國費に非常の節減を加へ歲入殘餘を得る乎又は忍んで重稅を賦課する乎孰れか其一を選み若くは

兩者を併せ行はざるを得ず甚しきに至つては紙幣消却の爲に國債を起し只に現世に賦斂を重ふするのみならず後世に負擔を貽さゝるを得ず不換紙幣の消却が其發行者の如何に依て其難易を異にする凡そ斯の如し豈に鑑みざる可んや、又無限發行の不換紙幣と雖も發行者の唯一たると其多數なるとに於て其屈伸上に難易あるは多辯を要せず、是に於て發行機關の唯一たらざるを得更に瞭然たるものあり。夫れ天下の事鋭は即ち一に歸す、隻頭の蛇其體軀大なるも能く巨獸を呑むを得ず況や獨立なる數條の小蛇に於てをや焉ぞ其目的を一にし利害を合し一致の行動に出るを得んや蠢爾として細餌を求め蜒蜿八方に匍匐し殆ど收拾す可らざるの狀を呈せむは疑を容れざるなり。政府の不換紙幣を發行する既に不可なり已む事を得ずして銀行之を發行するも發行機關の唯一たらざるを得ざるや亦論なき耳

發行機關は唯一なるを要す

第三節　不換紙幣發行の方法

第一目　發行方法研究の必要

不換紙幣增發の弊害大にして其戒めざる可らざるは前節所論の如し、然れども國家の大難若くは非常の機運に遭遇し巨大の費用を要し他に賴るべきの財源なきときは已を得ず力を此者に藉らざるを得ざるは蓋し數の免れ能はざる所にして勢の以て察せずんばある可らざる所なり。佛國の革命、英國の大陸戰爭、米國の獨立及內亂、佛國の孛佛戰爭、我國維新の大業等皆力を不換紙幣に藉らざるはなし、平時に於て其發行の方法を講究し、有事の日に於て遺算なきを期するは財政家の最も力むべき事の一たり。今其方法如何を鑑みるに金紙平均法と外國爲替平準法とを併用するの外他に良法なし、請ふ目を改め之を辯ぜん

第二目　金紙平均法

貨幣學上金紙平均法とは常に市場の情況に注意して紙幣か正貨を保つ間、即ち未だ正貨と紙幣の間に差異を生ぜず紙幣が正貨に對して割引に落ちざる間は徐々と紙幣を發行し、紙幣が正貨に對し割引に落る傾向あるか又は少々にても現に割引に落ちたるときは直ちに發行を止め其引揚げに着手し紙幣が平價に復するを待て其引揚げを止むる方法を云ふ、是れ紙幣が割引に落つるは他の事に變動なしとせば其供給過多なるの徵なるを以て直ちに根底に入りて其高を減じ需給の平均を復すべしと云ふ至極單純にして間違なき條理に基づくものなり

第三目　外國爲替平準法

外國爲替平準法とは外國爲替逆戻となるときは其平準を復するまで紙幣を引揚るの方法なり此方法の効用は前陳の如く內國市場のみに注意し外國爲替上に留意する所なきときは事外國の關係より破れ、所謂前門に虎を防ぎ後門に狼を進むの歎なきを得ず故に內國貨幣市場に注意すると同時に常に外國爲替相場に注意し、外國爲替が逆戻となるの傾向を生じ又は少しにても現に逆戻となりたるときは直ちに紙幣を引揚げ其平準若くは順當になるを待つて甫めて引揚を止め內外相應じて紙幣の下落を防禦せざるを得ず

第四目　兩法併用の必要

然れども又內國市場の注意を缺き外國爲替平準法のみに據るときは一時の輸出貿易の好況若くは放下せられたる外資拂込の爲め外國爲替は順適なるも內國市場に於ては既に紙幣が正貨に對し五厘若くは一分割引に落ち居るも之に氣付かず、紙幣の發行を繼續し事內部より破れ恰も門戸を閉鎖するも倉庫の戸前に鎖鑰を施さざるが如く不慮の災を惹起することなきを保せず又內國市場のみに注意し外國爲替の情況に顧る所なくんば事外境より破れ內國市場に對する折角の注意も水泡に歸することなしとせず故に金紙平均及外國爲替平準の二法は必ず之を併用せざれば實際の効用を全ふすること能はざるなり

第五目　實施の手段

論者或は云ん金紙平均及外國爲替平準の二法を以て不換紙幣の價格を維持するは既に之を諒せり然れども紙幣流通高を減ずるは實際頗る難事に屬し畢竟前陳の方法も机上の空論に屬すべしと、論者の言若し不換紙幣が政府發行の者にして金融機關の發達せざる時代に於ては或は失當に非るべく、又發行銀行數箇に分れ互に無謀の競爭を爲し紙幣の發行を愼まざる場合に於ては或は然らんも既に內外市場に向て十分の注意を以て紙幣の發行を執行し金紙平均法及外國爲替平準法の如き微妙なる方法を實施するを得る場合に於ては金融機關は十分の發達を經たるものと推定せざるを得ず況や我國の如く唯一の發行機關を有する國に於てをや、臨機應變利子歩合を上下して有效に此方法を行ふは易々たる耳、彼の國立銀行の如き組織の下に於ては論者の憂亦或は杞人の憂に非ざるべし、國士が銀を立て行くは則ち可なりと雖も國が銀を立て行くは甚だ不可なり、國立銀行の制度の如きは到底國家の大機關たるを得ず、而して今や即ち無し復た何をか憂へん

第四節　不換紙幣發行の方式

次に論究すべきは不換紙幣發行の必要あるときは其方式は之を如何にすべきやの問題是なり、抑々不換紙幣法に二あり

一は特に新式の紙幣を發行し之に合法貨幣の効力を附するもの

二は在來の紙幣の兌換を停止し之に合法共通の効力を附與するもの

是れなり、蓋し前者は往時貨幣制度の發達せざる時代に於て他に依るべきの基礎なく已を得ずして採用したる方法なりと雖も今日の如く中央銀行の制度發達し平日相當なる方法に依り紙幣を發行する時代に於ては無論平日既に市場に流通し國民の視聽に慣れたる流通紙幣の兌換を停止し事平き必要歇むの時まて之を不換とし以て圓滿の結果を收むるを得策とす若し夫れ純理を以て之を論ぜん乎、名稱樣式共に新規なる者を用ひ市場に其實價を問ふを可とすと雖も不換紙幣發行の如きは孰れも國家多難の際に起るものなるを以て徒らに事端を啓き事局の紛擾を釀すは世に寸益なし思はずんばある可らず畢竟此問題の如きは選ふに圓滿主義を以てする者の一に屬す、抑々天下の事大小となく其選を異にす、固執膠柱以て變通の策なきは大國を治むる所以の道に非ざるなり

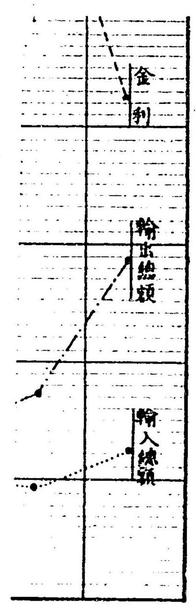

第一編第二卷終

第六表の一（紙幣流通高等一覧表）

紙幣流通高	輸出入金	利率	物價	七分利公債
16				
15				
14				
13				
12		5	9	
11		4	8	100
10		3	7	90
9		2	6	80
8		1	5	70
7		割	4円	60円
6		9		
5		8		
4		7		

明治十年　同十一年　同十二年　同十三年　同十四年　同十五年　同十六年　同十七年　同十八年　同十九年

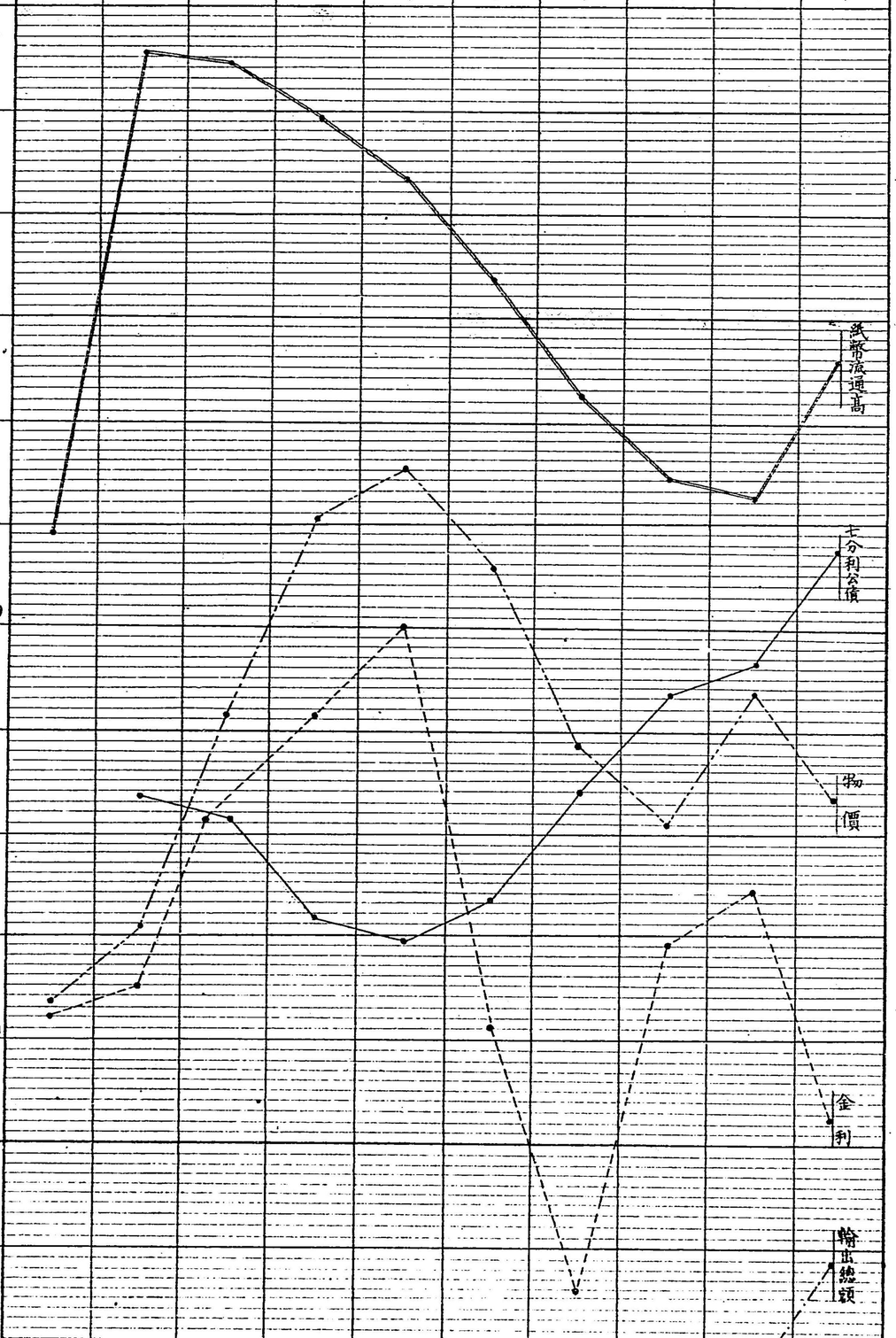

一（紙幣流通高等一覽表）

15			
14			
13			
12	5	9	
11	4	8	100
10	3	7	90
9	2	6	80
8	1	5	70
7	割	4円	60円
6	9		
5	8		
4	7		
3	6		
2			

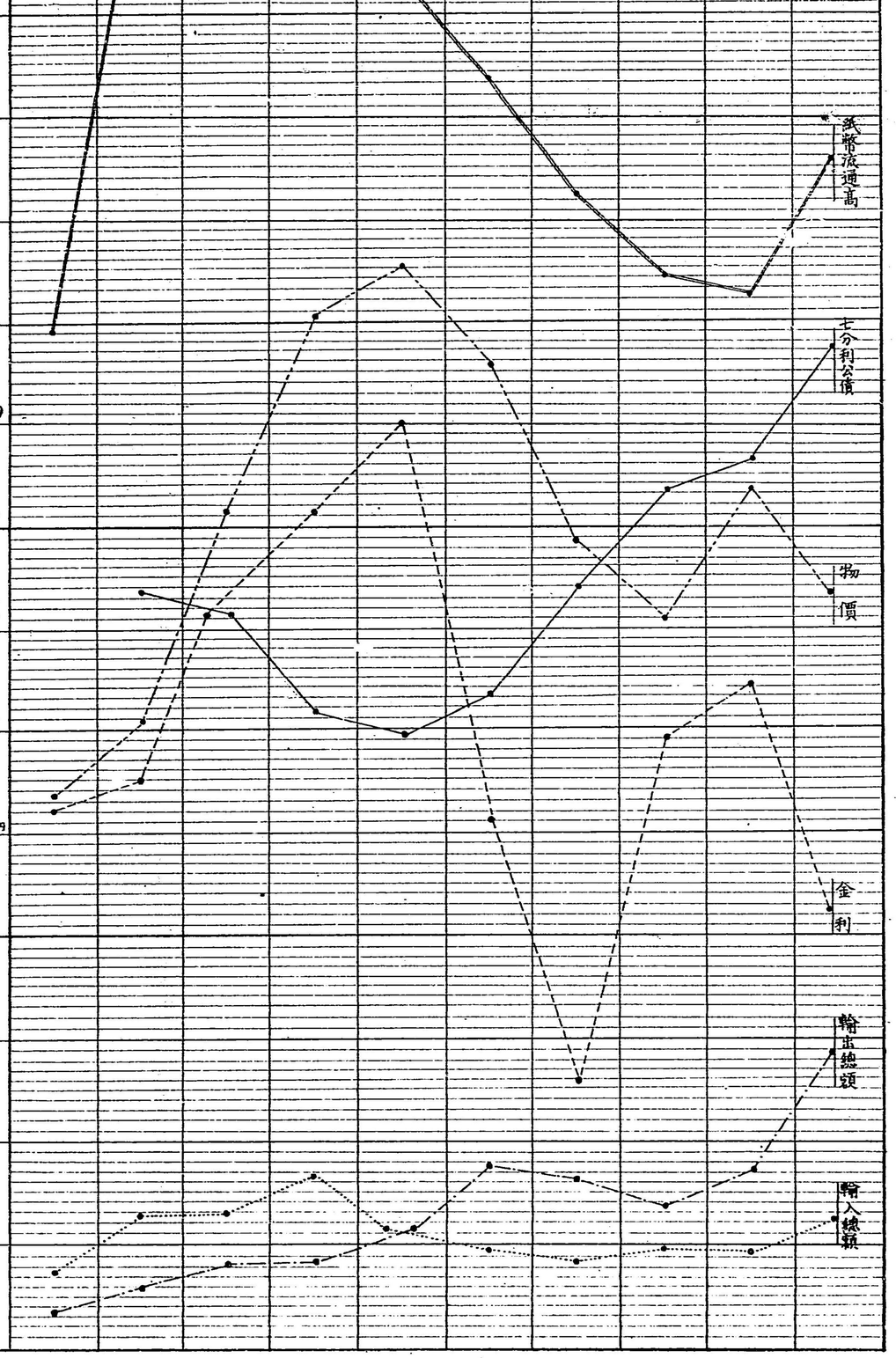

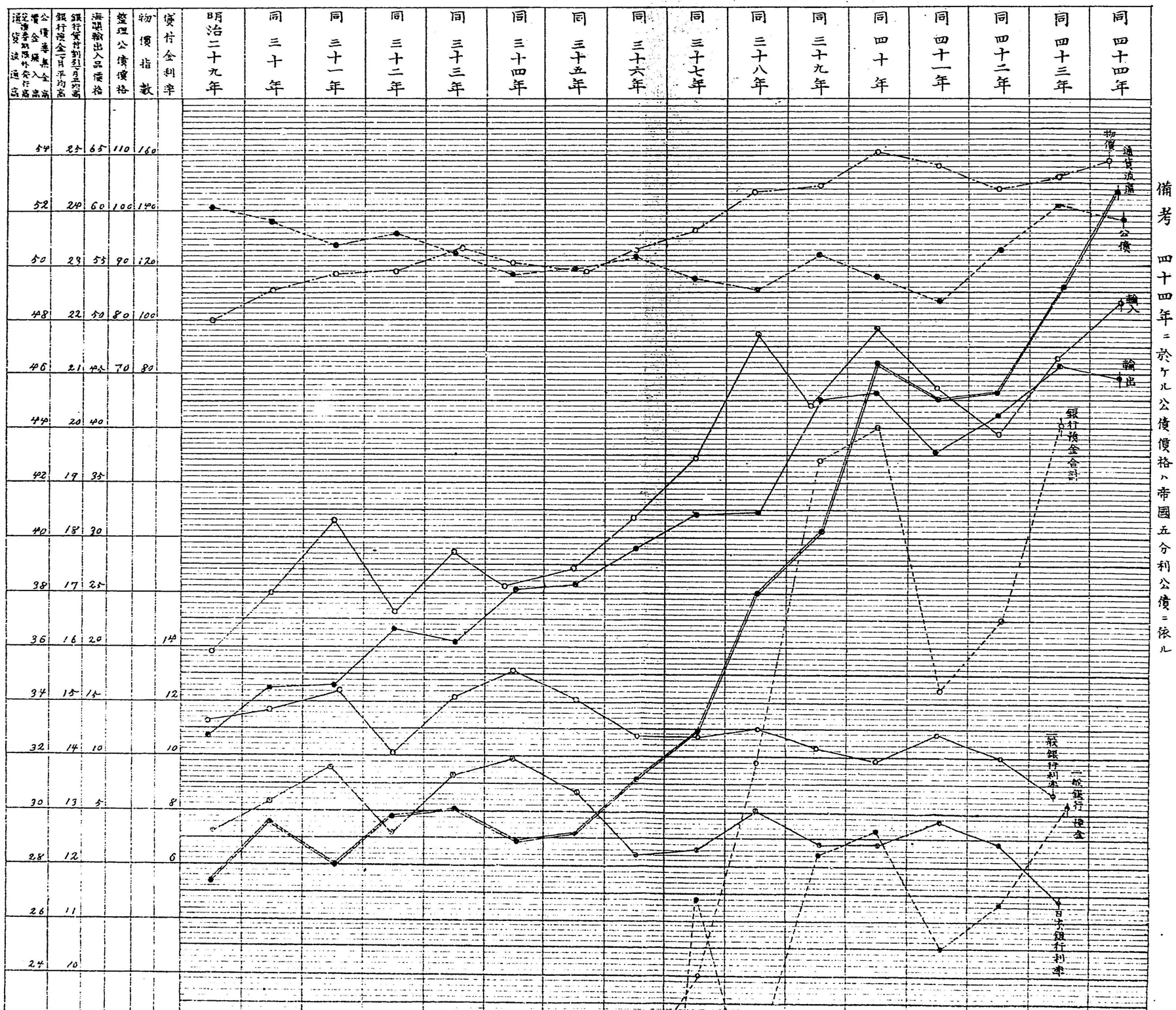

備考　四十四年ニ於ケル公債價格ハ帝國五分利公債ニ依ル

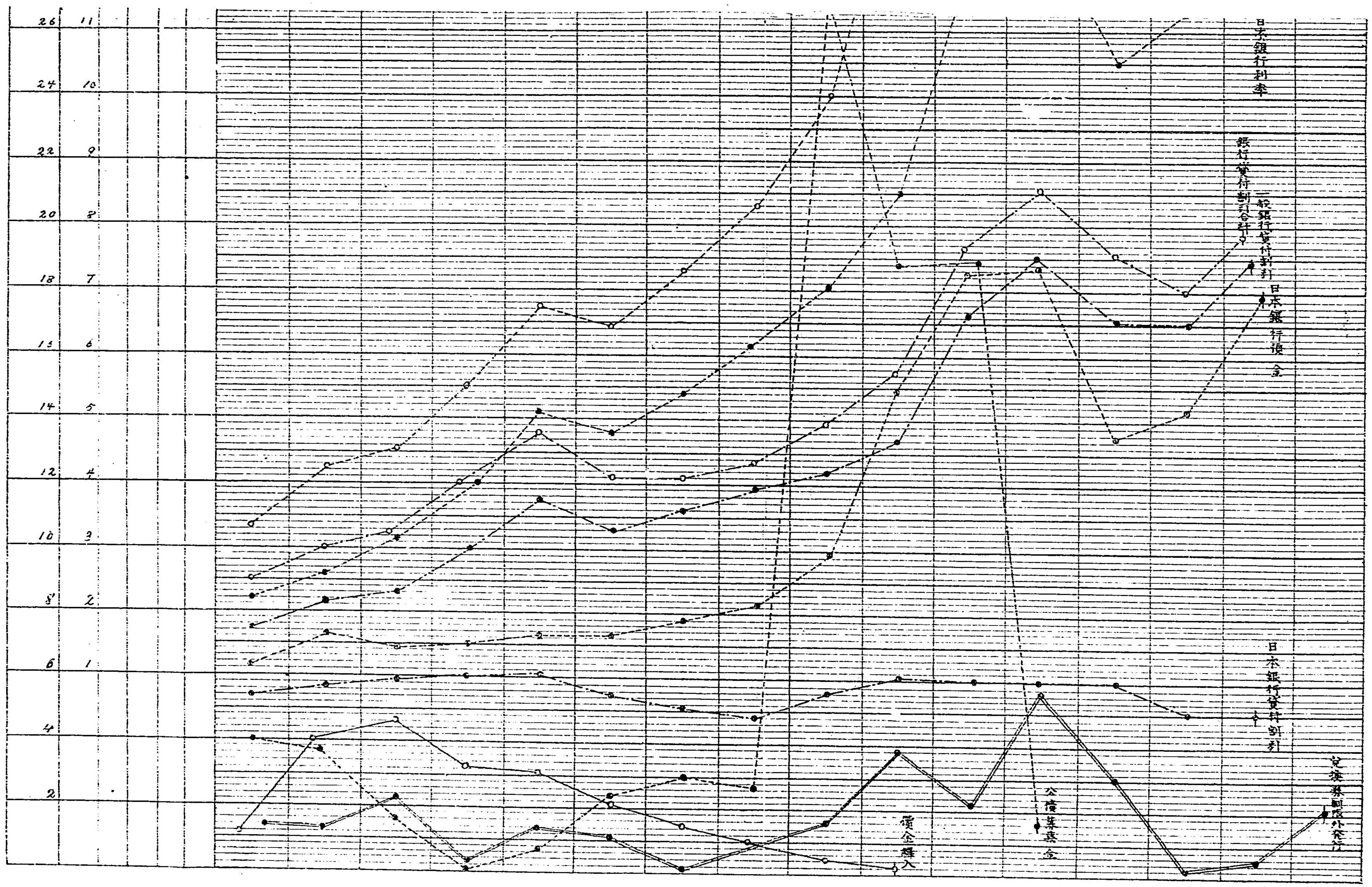

26 11
24 10
22 9
20 8
18 7
16 6
14 5
12 4
10 3
8 2
6 1
4
2
日本銀行利率
銀行貸付割引合計
一般銀行貸付割引
日本銀行換金
日本銀行貸付割引
兌換券制限外発行
公債募集金
預金繰入

訂正增補
第廿三版

財政と金融

坤

第二編　銀行　第一卷

商業信用

第二編　銀行

第一卷　商業信用の機關

第一章　商業信用

第一節　總論

世上銀行の事を論ずる書に乏しからず、其一般の事業及効用に就ては夙に世人の熟知する所と爲り茲に之を喋々するを要せず、然れども銀行と財政との關係及其制度、組織、事業經營の順序及世運の進歩に伴ふ所の新規の方法計畫の如きは大に論究すべきものあり。元來商業信用機關の組織に種々ありと雖も其最も發達したる者を中央銀行の制とす星斗滿空豈に一月に如ん哉蓋し中央銀行制度とは中央に一大銀行を設け其周圍に主として株式銀行を置き而して合資、合名、個人銀行又は株式合資銀行には稀有なりと雖も)銀行等隨所に配置せられ各々其職に就き所謂北辰其位に居て衆星之に向ふの趣あり。然るに彼の北米合衆國の如きは今日

米國の準備都府

尙ほ國立銀行の制を墨守し全國の金融を統治するの機關を缺き東面に緊縮主義を採り西面に開放主義を採るの虞なしとせず、是に於て乎輓近米國に於ても準備府と稱する者自然に發達し紐育、シカゴ、セイント、ルイ等の如き中心市場たる大都會に於ける大銀行は隱然其方面の中央銀行の狀を呈す、然れども是れ固より嚴然たる制度に基くものに非ず、唯事情の必要に迫られ國法其存在を認め黙に其影を寫すのみにして固より十分の組織と云ふを得ざるなり

第二節　中央銀行

第一目　中央銀行の職分

中央銀行は一國正貨準備の保護者にして銀行者の銀行となり經濟上の恐慌及國家危急の秋に際しては資金供給の源泉となり、信用の最上擔保者となるべきものにして其任實に重且つ大なり故に國家は特に法律を以て其特權を定め其力を強大にし之を周到なる監督の下に置き以て一面には其力を養ひ一面には之を濫用せしめざるに努めざる可からず、世上の事制度既に完全なるも運用其妙を得ず隨て其効用實際に十分なるを得ずして時に遺憾なき能はざるものなしとせず、然

法を得るは易し人を得るは難し故に先づ法を治むべし

りと雖も制度完備せず又全く缺如ずるときは一國金融の統治を全ふする能はざるは論なき而已。夫れ然り方今事繁にして其精密なる昔日の比に非ず、制度其宜を得ずんば當局其人を得るも亦之を如何ともする能はざるものあり、故に先づ法を立て徐ろに當局に其器を求むるは頗る安全の方法なり、古語に曰く千里の馬は常にあれども伯樂は常になしと天下豈に一雖の存するなしと云ふを得ん哉

中央銀行紙幣發行の目的

第二目　中央銀行の職分

中央銀行は割引貸付の多きを望む可らず

中央銀行の職務分限概ね斯の如し故に平時にありては其割引貸付の多きを望む可らず、其兌換券を發行するに如何なる場合と雖も金融を圓滑ならしめ事業を幇助し市場を調和するを目的とせざる可らず而して其一國正貨準備の保護者と爲るは前編に於て論ぜし如く頗る重大なる事件とす。抑々正貨準備の事たる方今既に銀行問題より國家問題に移り其維持增殖の任に當るは中央銀行を措て他に適當なる機關を見ず而して中央銀行は銀行の銀行たるとは手形の再割引を爲すと云ふに外ならず、貸付の如きは確實なる合法の擔保(法律を以て限定するを例とす)を要するは勿論平時に於ては之を他行に讓り敢て自ら之に從事せざるを好しとす。然りと雖も彼の恐慌に際し信用地に墜ち獨り中央銀行之を保ち市況慘憺暗

英倫銀行の發達

黒の狀況を呈するに當りては玉石を鑑別し正當の範圍を守り以て融和、解通の道を開かざるを得ず中央銀行が恐慌の前後に處するの方法の如きは學理上、實驗上既に一定の規矩準繩あり(後ち陳述する所あらんとす)而して戰亂、騷擾等危急の秋に臨みては國家の爲め資金の供給者となり以て國威を維持宣揚し、擾亂を鎭壓し、國利民福を增進するに努むべきは正に當然の職分に屬す。近時英倫銀行が市場率よりも低利を以て國債を引受けしが如きは實に其本分を盡したるものと云はざるを得ず、其他恐慌に際し英倫銀行の市場に對する行爲は則るべきもの實に少しとせず。抑々英倫銀行は特種の事情に依り成立し其成立以來既に二百有餘年を經過す、其間種々の經驗あり毀譽褒貶交々到り功罪相半ばせしと雖も輓近に至りては概して其効用を全ふし市況を挽回し回天の功を奏せしこと一再に止まらず能く其道を修めて其法を保ち所謂信用の最上擔保者たるの稱に恥ぢず其功實に偉大なり

獨佛等の中央銀行亦國家に貢獻する所甚だ大なり、就中佛蘭西銀行の如きは奉公の念最も篤く業務に忠實にして世仰て以て中央銀行の龜鑑とす、夫れ中央銀行は國家の忠僕たるべくして奴隷たる可らず須らく堂々其所信を主張すべきなり

佛蘭西銀行の功績

請ふ少しく其功績を述ん

第三目　中央銀行の模範としての佛蘭西銀行

抑々佛蘭西銀行は西歷千八百年第一ナポレオンの創立する所に係り爾來幾多の國難に遭遇せしも基礎確乎として動かず、然れども古今其事情を異にし舊昔の事實は直接吾人の餘師たるもの少く而して吾人の感情を動すもの稀なるに由り暫く之を措き單に西曆千八百七十年以來の事績に就て之を見るに其業の偉大にして感歎措く能はざる所のもの少しとせず、就中西曆千八百七十年七月十五日普佛戰爭の宣告せらるゝや佛軍必勝を期し「慕進伯林」の聲未だ都門を離れざるに敵の三大軍團は早くもライン河を涉りメッツ、クラウヅロット、セダン等の雄鎭旦に破れ夕に陷り流石のナポレオン第三世も縲紲と爲り運命旦夕に迫まれり、時に佛蘭西銀行は既に事變の爲め一億六千五百法所と爲り運命旦夕に迫まれり、時に佛蘭西銀行は既に事變の爲め一億六千五百法を貸付せしと雖も假政府は防禦の爲め非常の困難に陷ゐり更に銀行の援助を求めたり、然れども中央銀行は奉公忠實の念慮を缺かざると同時に奴隷的盲從を戒めざる可らず、此大難に際し佛蘭西銀行の擧動は實に眞箇の愛國者及愼重なる銀行の規矩とするに足れり、當時副總裁(二人あり)の一人なるキューウイエー氏は假

政府の請求に對し答へて曰く

余輩國難を知らざるに非ず、又固より當局の苦心を察し資金の要あるを知る。然れども請ふ諒せよ

假政府の不明

抑々中央銀行は唯一にして最後の財源なり若し夫れ之を涸渇し一滴を存せざるに至らん乎國家は夫れ將た何に依て乎其命脈を保つを得ん、今哉國難の大なるにも拘はらず佛蘭西銀行の信用は動かざる事泰山の如く其署名は外國に重んぜられ依然として替らず惟みるに今日の策は之を利用するにあり、其高利なるは固より之を期せざるを得ず、然れども國家興廢の關する所固より辭すべきに非ざるなり」と、キャムベタ其他假政府當局の小子無慧にして菽麥を辨ぜず群邪比周の勢を成し此苦諫を容るゝに吝なりしも其當然の理由と凜乎たるキユーウイエー氏の意氣とに當り難く終に倫敦に於て二億五千法を借入れ應急の費用を支辨せり

一揆原の銀行襲撃

當時の出來事中最も著しきは、西曆千八百七十一年五月十八日に於て起りたる革命黨の一揆原が中央銀行に加へたる强盜的暴動なりとす、當日銀行は其金庫に六億法の巨額を藏しつゝ軍隊の保護を受る能はずして赤手一揆原の攻撃に曝らされたり時に副總裁の一人なるブロエフ侯は近世史に於て最も狂暴なる是等の一揆原に向ひ一世の勇を鼓し行員を率ゐて銀行を防禦し幸に一揆中より稍々愛國心あるベスレイなる者の援助を得て前記の金高中僅かに千七百萬法を失ひ餘は盡く之を全ふすることを得たり。是れ實に銀行が其創立以來受けたる所の最大危難にしてブロエフ侯が銀行を救ひしに非らずして實に佛の國家を救ひしものなりと云つべく、其功甚だ大なり、實に佛蘭西銀行は常に國家の忠僕たりと雖も決して其奴隷に非ず、其奉公に篤きと同時に常に其面目を保ち苟くも道理あるの請求に對しては即ち之に應じ當時國家救難の爲め政府へ貸付したる金高實に十五億三千法の巨額に達し而かも餘裕を存して常に必要あれば之に應ずるの地位を保てり、眞に死生の流に處し荊棘の林に臥て俯仰屈伸隨機施設す是れ中央銀行の模範たり。其他正貨準備の强大なる支店の多き實に盛なりと云つべし、尋て西曆千八百八十二年同八十九年の恐慌(過度の投機より生ぜし者)に際し佛蘭西銀行の盡力大に其功を奏し西曆千九百年萬國博覽會開設に際しても亦た國家に貢獻する所甚だ多かりしは乾第一編第四章第一節中に述べたる所の如し

中央銀行は國家の忠僕たるべし奴隷たる勿れ

佛蘭西銀行の特色

斯の如く佛蘭西銀行は基礎鞏固にして勢力甚だ強大なり有名なる佛國五大革命に遭遇するも動かざること林の如く屢々外患內憂に當り綽々と餘裕を存し能く其面目を保ち國家信用の墜落を救ひ公共の安寧を擁護し功績實に偉大なり、然り而して其然る所以のものは主として左の三點にあり

第一　國家的建造物にして國家の德義と財源を以て之を支持するを得る事

第二　最良の庶民銀行にして(佛蘭西銀行は殊に個人の爲め小額取引を爲す)能く佛國人民の節儉の美風と調和する事

第三　株式會社(資本一億八千五百五十萬法にして一株を一千法とす)にして政府及人民に對し獨立の地位を保つ事

是に於て前(創立當初)にはナポレオン第一世の壓迫を受け後には西曆千八百七十年の國難に引續ぎキャムペタ黨の迫害に遭遇し剩さへ狂暴なる一揆原の毒手に苦められしも能く之に堪へ一難起る毎に却て其光彩を發揮す、商事上不落城の名ある固より偶然に非ざるなり、我國中央銀行業務の成績未だ大に見るべきものなく遺憾なしと云ふを得ずと雖ども固より多少進歩の跡なきに非らず、然りと雖も亦焉ぞ望蜀の感なきを得ん哉、小心翼々大に奮勵と注意とを要すべきは論を竢たざるなり

佛蘭西銀行の成績及特色は前陳の如し而して輓近行運益々盛大に赴き西曆千九百七年の營業取引高は約二百四十八億三千萬法にして之を前年に比し約十九億七千七百萬法の增加なり、是れ紐育恐慌の影響と國內一般の繁榮とに由るものにして實に未曾有の巨額なりとす。今割引手形に就て其成績を見るに枚數二千百五十四萬九百二十五、金額約百五十七億六千百萬法にして之を前年に比し前者に於て百七萬六千三百三十一枚、後者に於て約十七億八千八百萬法の增加なりとす而して手形の平均金高は七百三十七法にして前年の六百八十二法半に比し小許の增加を示し、期限は平均二十六日强にして前年は二十四日强なりとす、又巴里に於て割引せられたる手形は七百五十萬三千百二十七枚にして內二十三萬六千四百一枚は五法乃至十二法八三、七百五十萬三千百二十七枚は十二法八三乃至五十法、百三十九萬九千二百九十二枚は六十法乃至百法の小手形にして三百八十五萬六千八百九十八枚は百法以上の手形なり、實に佛國中央銀行は公衆の爲め普通銀行の不便とする小額手形の割引に應じ細民の爲に銀行の便用を開く者にして同行を指して最上の庶民銀行なりと云ふも全く之が爲なり而して輓近紙幣流通の

實況は第一編第一卷第一章第二節第六目に記載したるが如く總高約五十億法にして正貨準備の多きも佛蘭西銀行は世界に於て常に之が筆頭たり露國も亦多く金を有すと雖も是れ主として借金にして外國支拂準備として外國市場に於て保有する者たり佛國は之に反し全く自己の所有に屬して現に中央銀行に保存する者にして眞箇の準備金なり而して佛國は巨大なる債權國なるのみならず貨物の輸出入常に平均し金は流入の一方に傾き絶て流出の原因を存せず宜なる哉曩に西曆千九百六年倫敦市場の逼迫するや直ちに二百五十萬磅を融通して之を援助し同千九百七年倫敦市場が紐育恐慌の影響を受くるに當り復た三百二十五萬磅を輸送して之を通和せり實に佛蘭西銀行は方今只に佛國の爲め必要缺く可らざる營造物たるのみならず四海金融の中堅として最も世に重んぜらる豈に羨慕の情に堪へざらんや

斯の如く佛蘭西銀行の地位安泰にして佛國經濟界の情態穩健なるを以て中央銀行公定利率の變更も之を他國に比して其回數最も少なく而して率亦最も輕し今西曆千八百九十八年乃至千九百十年の實況を見るに實に左の如き大差あり

第一表

	回數	最高	最下	平均
佛	一〇	四分五〇	二分〇〇	三分〇〇
獨	五四	七、五〇	三、〇〇	四、四七
英	六九	七、〇〇	二、五〇	三、六二
澳匈帝國	一九	六、〇〇	三、五〇	四、一三
白耳義	三一	六、〇〇	三、〇〇	三、五六
和蘭	二七	六、〇〇	二、五〇	三、四八
スウイッランド	五二	六、〇〇	三、〇〇	四、一七

西曆千九百八年は之を前年に比し少しく減じ生產的取引總高二百十七億五千百萬法にして割引手形の枚數二千百八十五萬四千四十枚其金高百二十八億五千四百六十二萬五千百法十法以下の手形二十四萬三千六百七十五枚十法以上百法以下の手形三百九十六萬四千六百十五枚に達し總取引高は少しく減少せしと雖も小額手形の枚數は却つて增加を示し中央銀行が能く庶民銀行の實を擧るを見るに足ると同時に前年の增加は米國の恐慌の結果にして中央銀行の取引高多きは財界の好兆に非ざるを證するに餘りあり而して手形期限の平均は前年の二十

六日零六に比し二十五日五六に減少し是れ亦好況を呈せり貸付は約二十六億五千二百萬法にして前年の約二十八億九千七百萬法に比し小許の減少を示し割引と共に順況を示すものと云つべきなり

西曆千九百九年の成績は營業取引約二百二十二億法、國庫取引約百十四億法にして紙幣流通平均高は約五十億八千萬法の巨額に達し割引したる手形の枚數は二一、五二四、九七一其金高百二十三億三千六百餘萬法にして手形の平均金額は五百七十五法、五法乃至十法の小手形二一、七三二枚貸付は二十九億七千七百餘萬法なり而して佛國中央銀行の資本は一億八千二百五十萬法にして割引手形概ね小額手形にて平均金額七百五十法を出てず其過半は百法以下のものなり、質物は國債證券地方債券及鐵道株及其債券にして第一は八掛、第二は七掛半、第三は六掛なり而して利率の變更は甚だ稀れにして西曆千八百八十八年乃至同千九百八年間に僅かに十九回の變化ありしに止まり內十二年は全く變更なく利率は三分を越すこと甚だ稀れにして西曆千八百八十八年の四分半其翌年は同率を保ち同千九百七年には四分となれり、同千八百九十二年乃至九十五年は二分となり其他は三分の持合なり

今最近二ヶ年の成績を見るに左の如し實に盛なりと云ふべし

第二表

	西曆千九百十年			同千九百十一年		
	本店	支店	計	本店	支店	計
手形割引高	六、三三、四四九、三〇〇法	八、二六七、二八一、三〇〇法	一四、五八〇、七三〇、八〇〇法	六、九一七、三六一、六〇〇法	九、七三〇、九五五、六〇〇法	一六、六四八、二六二、二〇〇法
大藏省證券應募高	—	—	—	—	—	—
振出手形	六〇八、六五七、二〇〇	六七、一七三、七〇〇	六七五、八三〇、九〇〇	六五〇、三五、七〇〇	七三一、五七六、五〇〇	七八一、六一二、二〇〇
證券質貸	二〇、六四八、六〇、	三一、三〇〇	二〇、九七九、九〇〇	二八、二五、〇〇〇	三八、五九六、一〇〇	四、四七、三四、二〇〇
通知貸	七七二、四六八、九〇〇	二、八三、八〇一、三〇〇	三、六六九、二七〇、四〇〇	八二七、六八〇、一〇〇	四、四七、三四、二〇〇	五、八六七、三九九、九〇〇
地金及貨幣質貸	三、八四五、〇〇〇	—	三、八四五、〇〇〇	一九、八四、〇〇〇	一九、八四、〇〇〇	二八、三五、一〇〇
爲替及振替並小切手發行	一、九九五、三七、四〇〇	三、八七一、九二、三〇〇	五、八六七、三九九、九〇〇	二、一四三、五九九、三〇〇	四、三三八、三一〇、〇〇〇	六七五、四八八、九六三、一〇〇
金品取扱	二八、三五五、一〇〇	—	二八、三五五、一〇〇	一四、八三八、七〇〇	—	一四、八三八、七〇〇
鐵道株其他の證券取扱	二一四、九九〇、三〇〇	五六〇、六一〇、八〇〇	六七五、八三〇、八〇〇	一三七、三五九、〇〇〇	五三三、三九一、九〇〇	六七九、七四〇、九〇〇
合計	九、八五七、九八一、八〇〇	一五、八三〇、九八一、三〇〇	二五、四八八、九六三、一〇〇	一〇、七一七、四二八、七〇〇	一八、三四三、一〇三、三〇〇	二九、〇六〇、五三一、一〇〇

而して、西曆千九百十年に於て割引したる手形中十法以下の者は三十三萬四千三百七十三枚にして其金高三百三十四萬三千七百三十法なり之を西曆千八百九十七年に比して千四百六十枚の增加なり

第四目　獨逸帝國銀行

獨逸帝國銀行も創立(西曆千八百七十六年)以來能く其の職を盡し非常の發達を

經其取引高を以て之を見るに設立當時には本店約九十二億二千萬馬支店約二百七十四億六千萬馬なりしも漸次進運に向ひ西曆千九百六年には本店約千六十四億馬、支店約千七百二十八億馬となり其百分比例は創立當時に於ては本店二割五分支店七割五分なりしに輓近は本店の方少しく增加して三割八分となり支店は六割二分となり本店の方歩合に於て著しき增加を示す而して年末に於ける當座勘定は約一億四千萬馬より約六億六千萬馬に增加せり、內國手形の取扱箇數は二十萬二千八百八十六枚より五十四萬六千八百十一枚に、金高は約二億二千七百四十萬馬より三億三千三百萬馬に增加し手形の期限は平均二十七日より漸次に減少し二十日となり、同時に地方手形は三萬九千四百七十枚より九萬千九百三十四枚に、金高は約三千四百萬馬より約六億三百二十萬馬に增進し期限は五十七日より五十一日に減少せり而して外國手形の購入は約千七百六十萬馬より約二億九千二百萬馬に增加し、本店貸出高の平均は約五千百萬馬より八千三百六十萬馬に增加し其他正貨準備の豐富なる利子歩合增減の機敏なるは皆人の知る所なり、今獨逸帝國銀行輓近の實況を見るに左の如く事業頗る膨脹し最近二箇年に於ける同行重要事項を見るに左の如し

第三表（單位千馬）

	西曆千九百七年末	同千九百八年末	同千九百九年末
兌換券制限外發行高	六二五、九五〇	一五八、〇〇〇	七〇七、〇〇四
兌換券發行總高	一、八八五、九二〇	一、五八八、〇一四	二、〇七一、五一二
中央銀行割引高	一、四九三、五八〇	一、一五九、三一六	一、二四〇、〇〇四
同　貸付高	三六四、三〇〇	一七五、九三〇	二九二、〇〇〇
交　換　高	四五、〇〇三、〇〇〇	四五、九六〇、〇〇〇	五一、四二〇

因に云ふ

一　兌換券制限外發行高は西曆千九百八年に入り一月初旬には尙ほ三億五千六百萬馬を增加せり四月末日には總發行高少しく減じて約十五億四千二百萬馬となり內四千三百四十萬馬は制限外なり

一　中央銀行の割引高は西曆千九百五年に比し二億六千六百萬馬の增加を示す而して割引多かりしが爲め預金は昨年に比し九千四百四十八萬馬を增加せり、然れども割引の增には比例せず

獨逸中央銀行の近況斯の如し、然り而して西曆千九百七年は米國の大恐慌あり

て四海の市場多少其影響を受けざる者なく就中獨逸の如きは國內の投機熱と相待ちて最も甚しく一時頗る危殆の勢を呈せしも中央銀行の巧妙なる取扱を以て無事難關を經過するを得たり、依て今一步を進めて當年の同行業務の大體を見るは無用の業に非ざるべし請ふ少しく之を述べん

西曆千九百七年獨逸中央銀行の總取引高は二千九百九十億馬(前年は二千七百九十億馬)の巨額に達し內千七十億馬は伯林取引に屬せり、當年の紙幣流通の最低は二月二十三日の十二億七千四百九十萬馬(二月は例年最低の月なり)最高は年末の十八億八千五百九十萬馬平均は十四億七千八百八十萬馬にして前年に比し九千百萬馬の增加なりとす而して其間制限外發行を爲すこと二十五回(制限高は四億七千二百八十二萬九千馬なり)年初八箇月間に十二回九月以降に十三回、其金額は三月三十一日には四億馬六月末には三億三千萬馬十二月末日には五億千三百萬馬に達せり是れ豈に米國恐慌の影響たらざるなきを得ん哉而して其發行紙の種別を見るに當年は小券大に增加し外觀の爲め中央銀行に金を留むるの策を取りしものあるに似たり、今便宜の爲め西曆千九百六七兩年を對照するに左の如き差違あり

第四表

	西曆千九百六年	同千九百七年
千馬券	三九六、六二八、〇〇〇馬	三二四、二四一、〇〇〇馬
百馬券	一、二九〇、七六一、六〇〇	一、二六一、二三六、七五〇
五十馬券	五六、六八六、五〇〇	一三九、二八六、一〇〇
二十馬券	三五、八二〇、五二〇	一五一、一五七、一八〇
合計	一、七七五、八九六、六二〇	一、八八五、九二一、〇三〇

當座預金の拂戻は年初一億三千三十萬馬年末三億八千六百二十萬馬にして轉記振替等は千三百三億馬の巨額に達せり、交換の爲め取扱ひたる手形小切手の數は九百十八萬三千九百七十七枚にして金高は四百五十三億千三百萬馬に達せり(十四箇所の交換を中央銀行にて爲す)帝國及列邦政府の爲め拂を爲したるは五月二十三日の三億三千三百九十萬馬が最高にて最低は八月七日の一億二千百六十萬馬なり、而して中央銀行の大藏省證券應募高は二億馬にして利率は四分乃至五分なりし、其他諸種の證券債券を購入せし高十三億四千九百萬馬にして年初には二億六千百萬馬、年末には一億二千六十萬億を有し平均所有高は九千九百七十萬馬

なりし

手形の割引及貸付は當年甚だ多く前年は件數五百二十二萬百十九、金額百六億六千三百五萬五千九百六十四馬なりしに當年は五百五十六萬五千百八十二件、百二十一億五千四十一萬百八十二馬に增加せり。是れ米國恐慌の爲め中央銀行の融通的再割引の增加に職由す而して年末には支拂停止證券四百二十三萬千二百九十八馬を出し、疑ひある手形三百二十六萬六千馬を發見し年內に處分を了するを得ざりし貸付の高は三十五億七千七百萬馬にして年末には三億六千四百萬馬となりし成り最低は一月二十三日の五千四百萬馬にして平均は九千八百萬馬なりし

西曆千九百七年の實況斯の如し而して同千九百八年に於ては左の如き成績を以て終り獨逸財界は尙ほ中央銀行の力を藉ること多きを示す

一紙幣發行(平均)　一、五二四、一四二、〇〇〇馬

是れ西曆千八百七十六年創立當時の二十二割二分の增加なり

一總取引高　三〇五、二四四、五〇四、〇〇〇

官金取引高を含有す

一貸付割引高　八、一八二、一四三、二二〇

而して西曆千九百九年に於ける獨逸帝國銀行の取扱總金高は三千三百十億三千二百萬馬の巨額に上り昨年に比し二百五十七億八千馬を增加せり、然れども利子歩合減小の爲め收入は之を前年の約二千七百二十萬馬に對し約二千三百八十萬馬に減じ之を前々年即ち西曆千九百七年の五千二百三十萬馬に比し更に甚大の減少を示せり、是れ獨逸財界多少の恢復を示すものにして商工不振、信用減縮の年に於ては中央銀行の收入多きの理由を實地に示すものにして頗る玩味すべきものあり內國手形の割引再割引は九十七億六千九百三十四萬馬にして(前年は九十六億二千四十二萬馬)外國手形の購入は五億八千九百三十七萬馬(前年は四億八千四百六十二萬馬)なりとす而して貸付は二十七億二千八百九十萬馬(前年は二十八億千二百萬馬)にして金準備の平均は七億九千五百二十四萬馬にして前年に比し千四百萬馬を增加せり、紙幣流通平均高は十五億七千六百五十二萬馬にして前年より五千二百三十八萬馬を增加せり而して制限外發行は十八週の長きに亘れり(前年は十四週間)外國貨幣及地金の購入は甚だ少なく前年の二億九千八百八十六萬馬に對し僅かに一億五千五百二十四萬馬に止まれり、交換所は當年中三箇所を增加せり

而して最近二箇年の實況は左の如し(單位千馬)

第五表

		西曆一九一一年	同一九一〇年
物取引高		三七七、五〇二、五三六	三五四、一〇五、四〇〇
紙幣流通高	最高	二、二九五、一九九(九月三十日)	一、六〇五、九八二
	最低	一、三七二、一八五(二月二十三日)	二三九、二七八、一〇七
	平均	一、六六三、六一五	四、〇六五、一九四
預金		二六〇、九八三、二九一	六、七七八、四一六
手形割引高	當所	四、五〇〇、四八〇	八四七、五〇四
	他所	六、八〇七、三六二	一一、六九一、一一四
	外國	九三九、四五三	三、三七四、三九五
	合計	一二、二四七、二九五	
貸付高		二、九三三、一三七	

而して西曆千九百十一年には制限外發行は十六回に及び其最高額は九月三十日の約五億四百萬圓に達せり其高は從前より少しく減せり收稅高は前年度の約四百萬馬より當年度の約三百萬馬に減ぜり、是れ昨年よりは毎三箇月末の決算期に於て二億馬の無稅制限外發行を爲すの制を設けたるの結果なり

獨逸金融界の形勢斯の如く夫れ險なり故に中央銀行の紙幣流通額及割引貸付に多大の變動を來すは數の免れ能はざる所なり今之を英國に比するに實に同年の論に非ざるなり請ふ兩國に於ける近年の實況を表出せん(單位百萬馬)

第六表(其一)

獨逸

西曆年	月日	正貨準備高	紙幣流通高	爲替取引高	貸付高	割引高	預金高
一八八八年	十二月廿三日	八八九、九	九八三、二	四七四、七	四九、七	一八、八	三四二、九
	卅一日	八八三、五	一〇九三、四	五一七、四	九三、一	一八、三	三〇二、八
一八八九年	一月七日	八八六、七	一〇五四、九	四八一、七	八一、二	七、六	二九〇、五
	十五日	九一〇、五	九九七、九	四六三、一	五一、五	五、二	三一九、八
一八九四年	十二月廿三日	一〇七七、七	一〇七九、七	五三七、三	七二、〇	四、二	四九九、〇
	卅一日	一〇四一、四	一一一、二	六〇二、七	一〇〇、四	四、五	四三五、三
一八九五年	一月七日	一〇五三、四	一一六四、〇	五五八、三	九〇、〇	四、五	四三四、〇
	十五日	一〇九五、一	一一〇一、五	五二四、八	七二、六	四、五	四七九、八
一九〇七年	十二月廿三日	八二六、七	一五六九、五	一三一五、二	一四九三、六	七〇、五	五六四、〇
	卅一日	七八七、一	一八八五、九	一四七、三	三六四、三	一二一、八	五五八、五
一九〇八年	一月七日	八五六、一	一七一五、七	一一七八、二	一一九六、五	一二八、九	五二七、三
	十五日	九四九、七	一五四〇、二	一〇三、四	一一六四、五	一〇八、〇	五七三、〇
同	年十二月廿三日	一一五二、六	一五八八、〇	九〇七、〇	一四五九、三	七四、一	三一八、四
	卅一日	一〇四七、八	一九七五、四	一一五九、三	一七五、九	一一、八	三九四、四